

水田農業構造改革対策実施要領

		農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知	
制 定	平成 16 年 4 月 1 日	15 生産第 8000 号	
一部改正	平成 17 年 4 月 1 日	16 生産第 8279 号	
〃	平成 18 年 3 月 31 日	17 生産第 8556 号	
〃	平成 18 年 8 月 24 日	18 生産第 2781 号	
〃	平成 19 年 3 月 30 日	18 生産第 9079 号	
〃	平成 20 年 3 月 28 日	19 生産第 9663 号	
〃	平成 20 年 12 月 11 日	20 総食第 746 号	
		20 生産第 5635 号	
		20 経営第 5261 号	
〃	平成 21 年 4 月 1 日	20 総食第 1116 号	
		20 生産第 10038 号	
		20 経営第 7275 号	

第 1 都道府県水田農業推進協議会及び地域水田農業推進協議会

1 都道府県水田農業推進協議会

(1) 要綱第 4 の 1 の(1)の農林水産省総合食料局長（以下「総合食料局長」という。）、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）及び農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が別に定める要件は、次に掲げる事項のすべてを満たすこととする。

ア 代表者の定めがあること。

イ 原則として、会員に、都道府県、都道府県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会都道府県本部（都道府県経済農業協同組合連合会及び都道府県農業協同組合を含む。）及び都道府県主食集荷協同組合（全国主食集荷協同組合連合会の構成員であって、当該都道府県水田農業推進協議会（以下「都道府県協議会」という。）の区域で米穀の出荷又は販売の事業を行う者の組織する団体をいう。）が含まれていること。

ウ 要綱第 5 に定める助成措置等の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会としての意志決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理の方法、公印の管理及び公印の使用の方法及び責任者、内部監査の方法等を明確にした都道府県協議会の運営等に係る規約その他の規程（別紙 1 から別紙 6 までに示した内容と同様の内容が盛り込まれているもの）が定められていること。

エ ウの規約その他の規程に定めるところにより、1 つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

オ イに掲げる組織の担当部局のうち 1 つ以上が都道府県協議会の事務局の一部を構成していること又はイに掲げる組織の役員、管理職等責任のある立場

の者のうち 1 人以上が当該協議会の事務処理及び会計処理において責任のある立場にあること。

カ 要綱第 5 に定める助成措置の実施に係る手続に関する定めがあること。

キ 協議会の事業計画が作成されており、かつ、その内容が本対策の趣旨に沿った内容となっていること。

(2) 要綱第 4 の 1 の(2)の総合食料局長、生産局長及び経営局長が別に定める手続は、次に定めるとおりとする。

ア 都道府県協議会を設置しようとする者は、次に掲げる協議会の運営等に係る規約その他の規程を定めるとともに、協議会の初年度の事業計画を作成し、会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、その議決を得るものとする。

(7) 協議会規約

(イ) 事務処理規程

(ウ) 会計処理規程

(エ) 文書取扱規程

(オ) 公印取扱規程

(カ) 内部監査実施規程

イ 都道府県協議会長は、要綱第 5 に定める助成措置を初めて実施しようとする年度の 4 月 15 日までに、都道府県協議会が主たる事務所を置く都道府県を管轄する地方農政局長等（北海道に主たる事務所を置く都道府県協議会長にあっては北海道農政事務局長、沖縄県に主たる事務所を置く都道府県協議会長にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）、その他の都府県に主たる事務所を置く都道府県協議会長にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に会員名簿、協議会の運営等に係る規約その他の規程、要綱第 5 に定める助成措置の実施に係る手続に関する定め及び協議会の初年度の事業計画書を添えて、(1)の要件を満たすことについて別紙様式第 1－1 号により承認を申請しなければならない。

なお、要綱第 5 に定める助成措置の実施に係る手続に関する定めについては、当該助成措置の実施に支障がない場合に限り、上記提出期限にかかわらず、別途承認を受けることができるものとする。

ウ 地方農政局長等は、イの申請の内容を審査し、(1)の要件を満たすものであると認められる場合には、申請を受けた日から 10 日以内にこれを承認し、都道府県協議会長に通知しなければならない。

エ 都道府県協議会長は、協議会規約を変更しようとするときは、地方農政局長等に別紙様式第 1－2 号により変更の承認を申請しなければならない。この場合において、地方農政局長等が行う承認から承認の通知までの手続については、ウに準ずるものとする。

オ 都道府県協議会長は、アの(イ)から(カ)までの規程を変更したときは、速やかに地方農政局長等に別紙様式第 1－3 号により届け出なければならない。

カ 地方農政局長、北海道農政事務所長又は沖縄総合事務局長は、都道府県協議会が(1)の要件を欠いたと認めた場合又は要綱第5に定める助成措置の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置をとらなかったと認めた場合であって、ウの承認を取り消そうとするときは、あらかじめ総合食料局長、生産局長及び経営局長から、とるべき措置についての指示を受けなければならない。また、ウの承認を取り消したときは、承認を取り消した理由を書面により都道府県協議会長に通知しなければならない。

2 地域水田農業推進協議会

(1) 要綱第4の2の(1)の総合食料局長、生産局長及び経営局長が別に定める要件は、次に掲げる事項のすべてを満たすこととする。

ア 代表者の定めがあること。

イ 原則として、会員に、市町村、農業協同組合及び農業委員会が含まれていること。

ウ 要綱第5に定める助成措置に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会としての意志決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理の方法、公印の管理及び公印の使用の方法及び責任者等を明確にした地域協議会の運営等に係る規約その他の規程（別紙7から別紙11までに示した内容と同様の内容が盛り込まれているもの）が定められていること。

エ ウの規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

オ イに掲げる組織の担当部局のうち1つ以上が地域水田農業推進協議会（以下「地域協議会」という。）の事務局の一部を構成していること又はイに掲げる組織の役員、管理職等責任のある立場の者のうち1人以上が当該協議会の事務処理及び会計処理において責任のある立場にあること。

カ 協議会の事業計画が作成されており、かつ、その内容が本対策の趣旨に沿った内容となっていること。

(2) 要綱第4の2の(2)の総合食料局長、生産局長及び経営局長が別に定める手続は、次に定めるところとする。

ア 地域協議会を設置しようとする者は、次に掲げる協議会の運営等に係る規約その他の規程を定めるとともに、協議会の初年度の事業計画を作成し、会員となる予定の者で構成する設立総会を招集しその議決を得るものとする。

(ア) 協議会規約

(イ) 会計処理規程

(ウ) 事務処理及び文書取扱規程

(エ) 公印取扱規程

(オ) 内部監査実施規程

イ 地域協議会長は、要綱第5に定める助成措置を初めて実施しようとする年度の4月30日までに、地域協議会が主たる事務所を置く都道府県の都道府

県協議会の長に会員名簿、協議会の運営等に係る規約その他の規程及び協議会の初年度の事業計画書を添えて、(1)の要件を満たすことについて別紙様式第1－4号により承認を申請しなければならない。

ウ 都道府県協議会長は、イの申請の内容を審査し、(1)の要件を満たすものであると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内にこれを承認し、別紙様式第1－5号により地域協議会長に通知しなければならない。

エ 地域協議会長は、協議会規約を変更しようとするときは、地域協議会が主たる事務所を置く都道府県の都道府県協議会長に別紙様式第1－6号により変更の承認を申請しなければならない。この場合において、都道府県協議会長が行う承認から承認の通知までの手続については、ウに準ずるものとする。

オ 地域協議会長は、アの(イ)から(ウ)までの規程を変更したときは、速やかに地域協議会が主たる事務所を置く都道府県の都道府県協議会長に別紙様式第1－7号により届け出なければならない。

カ 都道府県協議会長は、地域協議会が(1)の要件を欠いたと認めた場合又は要綱第5に定める助成措置の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置をとらなかったと認めた場合であって、ウの承認を取り消そうとするときは、あらかじめ地方農政局長等から、とるべき措置についての指示を受けるとともに、その指示の内容について総会の議決を得なければならない。また、ウの承認を取り消したときは、承認を取り消した理由を書面により地域協議会長に通知しなければならない。

3 関係書類の閲覧

総合食料局長、生産局長、経営局長、北海道農政事務局長、地方農政局長、沖縄総合事務局長及び地方農政事務局長は、必要に応じて、都道府県協議会及び地域協議会の要綱第5に定める助成措置に係る経理内容を調査し、当該助成措置の交付申請の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができる。また、都道府県協議会は、必要に応じて、都道府県協議会が地域協議会に対して行った助成措置に係る経理内容を調査し、当該助成措置の交付申請の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができる。

4 経理事務指導

総合食料局長、生産局長、経営局長、北海道農政事務局長、地方農政局長、沖縄総合事務局長及び地方農政事務局長は、必要に応じて、都道府県協議会及び地域協議会に対し、要綱第5に定める助成措置に係る経理が適切に行われるよう、必要な指導を行うものとする。また、都道府県協議会は、必要に応じて、地域協議会に対し、都道府県協議会が地域協議会に対して行う助成措置に係る経理が適切に行われるよう、必要な指導を行うものとする。

5 証拠書類の保管

都道府県協議会、地域協議会及びその会員は、要綱第5に定める助成措置の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を、助成措置に係る国庫助成金の交付が完了した年度の翌年度開始の日から起算して5年間保管しなければならない。

6 事務の委託

都道府県協議会及び地域協議会は、要綱第5に定める助成措置に係る事務の一部を当該都道府県協議会又は地域協議会の運営等に係る規約その他の規程等に定めるところにより、当該都道府県協議会又は地域協議会以外の者に委託することができるものとする。

7 都道府県協議会及び地域協議会の業務運営の透明性の確保

都道府県協議会及び地域協議会は、その主催する会議を、予定を公表した上で、公開で行うよう努めるものとする。また、会員名簿、協議会の運営等に係る規約その他の規程、要綱第5に定める助成措置の実施に係る手続に関する定め、事業計画、活動報告その他要綱第5に定める助成措置を実施する上で定めた計画等について、インターネット、広報誌等により、公開に努めるものとする。また、この措置を実施するに当たり、国、都道府県、市町村並びに都道府県協議会及び地域協議会の会員のうち都道府県及び市町村以外の者は、都道府県協議会及び地域協議会に協力するものとする。

第2 米の生産調整実施者の確認

要綱第6の生産調整実施者の確認は次により行うものとする。

- 1 地域協議会長は、農業共済組合、認定方針作成者（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第5条第1項の規定に基づき、その作成した生産調整方針が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けた者をいう。以下同じ。）、農業委員会、地方農政事務所等（地方農政局が所在する都府県にあっては地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局、その他の都府県にあっては地方農政事務所をいう。）、都道府県、市町村、その他関係機関・団体等と連携し、地域協議会を主体とした地域農業者の主食用等水稻（米穀の生産調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知。以下「生産調整要領」という。）第3に規定する生産調整の取組として扱う米穀等の生産に係る水稻以外の水稻をいう。以下同じ。）の作付状況等の確認体制の整備に努めるものとする。

なお、確認事務の簡素化を図る観点から、特に、農業共済組合等との連携を図ることとし、生産調整要領第4の3の(2)に規定する様式の一体化等を通じて、農業者のデータの共有化に努めるものとする。

- 2 確認の時期は、地域の水稲の生育状況を踏まえ、原則として生産年の7月1日を基準として、地域協議会長が定める日とするものとする。
- 3 生産調整実施者の確認は、水稻生産実施計画書（生産調整要領別紙5の第2の1に規定する水稻生産実施計画書をいう。要綱別紙1第4の2の(1)に定める「水稻生産実施計画書」と同じ。以下「実施計画書」という。）を提出した農業者について、当該農業者に係る生産数量目標の面積換算値（生産調整要領第2の4に規定する生産数量目標の面積換算値（同要領別紙2の第1の規定により補正を行った場合は、同第2に規定する補正後の生産数量目標を面積換算した値）をいう。以下同じ。）を超えて主食用等水稻の作付けが行われていないことを確認

することにより行うものとする。

- 4 地域協議会長は、3の確認に当たっては、確認の対象となる農業者が水稻共済加入者である場合にあっては、農業者が実施計画書に記載する水稻作付面積と当該農業者の水稻共済引受面積（農作物共済引受要綱（昭和47年1月31日付け47農経B第209号農林水産省経済局長通知。以下「引受要綱」という。）第1章第5節の2の引受面積をいう。以下同じ。）との突合を行うことにより確認するものとする。なお、当該方式による確認の整合性を確保する観点から、確認する水稻作付面積の単位は、アール単位とし、農業者が実施計画書に記載する水稻作付けに係る耕地ごとの面積に0.1アール未満の端数があるときは、四捨五入の方法により耕地ごとに端数を整理した上で、その面積を合計するものとする。
- 5 4の具体的な確認方法については、当該農業者の実施計画書における水稻作付面積の合計から①新規開田地（引受要綱第4章第1節第3の1の規定により引受除外となっている新規開田地等という。）における水稻作付面積及び②生産調整要領第3に規定する生産調整の取組として扱う米穀等（以下「生産調整米穀」という。）のうち、青刈り稲、わら専用稲、稲発酵粗飼料用稲、援助米（人道的見地から無償で行われる海外援助に供することを目的に生産される米穀をいう。以下同じ。）又は試験研究米（水稻に関する試験研究の用に供される水田において生産される非食用の米穀をいう。以下同じ。）の作付面積がある場合はその面積を控除した面積（以下「水稻共済突合基礎面積」という。）を水稻共済引受面積と突合し、これにより確定した水稻共済突合基礎面積から③生産調整米穀のうち、加工用米、新規需要米の作付面積を控除した面積に、①の新規開田地における水稻作付面積及び生産調整米穀のうち、青刈り稲、わら専用稲、稲発酵粗飼料用稲、援助米又は試験研究米の作付面積を加算して得た面積（水稻の作付けを行っている面積から生産調整米穀に係る水稻の作付けを行う面積を控除した面積と同じ。以下「主食用等水稻作付面積」といい、要綱別紙2第1の「主食用等水稻の作付面積」と同じ。）が当該農業者の生産数量目標の面積換算値を超えていないことを、以下の手順により確認することにより行う。

(1) 水稻共済突合基礎面積

$$= \text{農業者の水稻作付面積} - \left[\begin{array}{l} \text{新規開田地の水稻作付面積} \\ \text{青刈り稲の作付面積} \\ \text{わら専用稲の作付面積} \\ \text{稲発酵粗飼料用稲の作付面積} \\ \text{援助米の作付面積} \\ \text{試験研究米の作付面積} \end{array} \right]$$

(2) 水稻共済突合基礎面積と水稻共済引受面積との突合

(3) 主食用等水稻作付面積

$$= \text{水稻共済突合基礎面積} - \left[\text{加工用米の作付面積} \right]$$

〔 新規需要米の作付面積 〕

$$+ \left[\begin{array}{l} \text{新規開田地の水稲作付面積} \\ \text{青刈り稲の作付面積} \\ \text{わら専用稲の作付面積} \\ \text{稲発酵粗飼料用稲の作付面積} \\ \text{援助米の作付面積} \\ \text{試験研究米の作付面積} \end{array} \right]$$

(4) 主食用等水稲作付面積と生産数量目標の面積換算値との突合により、米の生産調整実施者であることを確認

- 6 地域協議会長は、確認の対象となる農業者が水稲共済非加入者である場合にあっては、1の確認体制により関係機関の協力を得て、当該農業者の実施計画書に記載がある水稲作付面積について、第5の3により整備される水田情報、土地台帳及び集落地図等を活用しながら、現地ほ場において、実際の作付状況を確認するものとし、必要に応じて実測を行うものとする。その際の水稲作付面積は田本地面積とし、畦畔、はぎ場等の水稲の作付けが不可能な面積は含まないものとする。

なお、当該農業者について、生産調整米穀に係る面積がある場合は、当該農業者の水稲作付面積から当該面積を控除して得た主食用等水稲作付面積と当該農業者の生産数量目標の面積換算値を突合することにより確認するものとする。

- 7 地域協議会長は、生産調整実施者の確認を行うに当たって、個人情報保護の観点から、農業共済組合等と連携し、水稲共済細目書異動申告票の水稲共済引受面積を生産調整実施者であることの確認に使用することについて、事前に農業者の同意を得ておくものとする。

第3 他の施策との関係

1 集荷円滑化対策との関係

要綱第5において、集荷円滑化対策の生産者拠出金（集荷円滑化対策実施要綱（平成16年4月1日付け15総食第827号農林水産事務次官依命通知。以下「集荷円滑化要綱」という。）第4の2に定める生産者拠出金をいう。以下同じ。）を納付している者を助成対象とするとされていることから、その確認について地域協議会は、助成対象としようとする農業者の住所地を管轄する地方農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を通じて米穀安定供給確保支援機構（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第8条第1項に規定する米穀安定供給確保支援機構をいう。）から必要な情報の提供を受けることにより確認するものとする。

2 水田・畑作経営所得安定対策の対象となる担い手の育成・確保との関係

地域協議会は、水田・畑作経営所得安定対策（農業の担い手に対する経営安定

のための交付金の交付に関する法律（平成１８年法律第８８号）第３条第１項各号の交付金及び第４条第１項の交付金の交付に係る対策をいう。以下同じ。）の対象となる担い手の育成・確保に資するため、要綱別紙１第８の３に定める地域水田農業ビジョン（以下「ビジョン」という。）の担い手リスト等を基に、地域担い手育成総合支援協議会（担い手育成総合支援協議会設置要領（平成１７年４月１日付け１６経営第８８３７号農林水産省経営局長通知）第１の３に定める地域担い手育成総合支援協議会をいう。）等の関係機関・組織と連携の上、次に掲げる取組を行うよう努めるものとする。

(1) 水田・畑作経営所得安定対策の対象となる担い手を確保するため、働きかけの対象者や組織を明らかにすること。

(2) (1)の対象者や組織が、水田・畑作経営所得安定対策の対象者要件を満たしているか否かを明らかにすること。

3 耕畜連携水田活用対策との関係

耕畜連携水田活用対策事業実施要綱（平成１９年４月２日付け１８生畜第２７５０号農林水産事務次官依命通知）に基づく対策（以下「耕畜連携水田活用対策」という。）については、水田における飼料作物の生産や資源循環の取組等を推進し、これにより、飼料自給率の向上はもとより、耕作放棄の防止や水田環境の保全を図ることを目的とするものであり、水田における米の需給調整や産地確立の取組と密接に関連するものである。

このため、都道府県協議会及び地域協議会においては、本対策と耕畜連携水田活用対策の一体的な推進に努めるものとする。

4 環境と調和のとれた農業生産活動の推進との関係

食料・農業・農村基本計画（平成１７年３月２５日閣議決定）において、農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき規範を策定し、その規範を実践する農業者に対して各種支援策を講じていくこととされたことを受け、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成１７年３月３１日付け１６生産第８３７７号農林水産省生産局長通知、以下「環境と調和のとれた農業生産活動通知」という。）により環境と調和のとれた農業生産活動規範（以下「農業環境規範」という。）が示されたところである。

このような中、水田農業において多くの農業者を対象に講じている本対策についても、その実施を通じて、農業環境規範に基づく点検を農業者に定着させることが重要である。

このため、地域協議会は、要綱第５に定める助成措置に基づく取組に係る助成金を受けようとする者から環境と調和のとれた農業生産活動通知の点検シートの提出を受けること等により、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

第４ 報告

要綱第８の総合食料局長、生産局長及び経営局長が別に定める報告は、次に定めるところによるものとする。

1 ビジョンの実施状況の点検及び見直し結果の報告

- (1) 地域協議会長は、毎年度、別紙様式第1－8号によりビジョンの実施状況の点検・見直し結果報告書を取りまとめ、活動を行った翌年度の4月30日までに地域協議会が主たる事務所を置く都道府県の都道府県協議会長に提出するものとする。
- (2) 都道府県協議会長は、毎年度、(1)により提出のあったビジョンの点検・見直し結果について審査を行い、必要に応じ地域協議会に対し助言及び指導を行うとともに、地域協議会の報告内容及び地域協議会に対する指導方針等を別紙様式第1－9号に取りまとめ、提出を受けた年度の5月30日までに地方農政局長等に提出するものとする。

この場合において、地方農政事務所が所在する都府県に主たる事務所を置く都道府県協議会については、当該地方農政事務所長を経由して提出するものとする。

2 都道府県協議会及び地域協議会の活動報告及び事業計画の提出

- (1) 地域協議会長は、毎年度、当該年度の活動報告及び次年度の事業計画を活動を行った翌年度の4月30日までに地域協議会が主たる事務所を置く都道府県の都道府県協議会長に提出するものとする。
- (2) 都道府県協議会長は、毎年度、都道府県協議会の当該年度の活動報告及び次年度の事業計画を活動を行った翌年度の4月30日までに地方農政局長等に提出するものとする。

3 助成措置に係る報告

助成措置に係る報告は、第5の8によるものとする。

第5 水田農業構造改革交付金

1 産地確立交付金及び稲作構造改革促進交付金の算定等

- (1) 都道府県協議会への産地確立交付金及び稲作構造改革促進交付金の配分額の算定

要綱別紙1第4の1の総合食料局長及び生産局長が別に定める都道府県協議会への水田農業構造改革交付金（産地確立交付金）（以下「産地確立交付金」という。）及び水田農業構造改革交付金（稲作構造改革促進交付金）（以下「稲作構造改革促進交付金」という。）の配分額の算定は、次に定めるところによるものとし、総合食料局長及び生産局長は、都道府県協議会ごとにそれぞれの交付金の配分額を、別途、地方農政局長等に提示するものとする。

また、この提示を受けた地方農政局長等は、速やかに都道府県協議会長（都道府県協議会長が定まっていない場合については、都道府県知事又は他の都道府県協議会の会員となる予定の者）に対し、当該都道府県協議会への交付金の配分額を提示するものとする。

ア 産地確立交付金の配分に係る基本的な考え方

地域協議会助成事業分（産地確立事業に係るものに限る。）については、水田を有効に活用した産地確立、需要に応じた米の生産の推進、担い手の育成・確保等に重点をおいて算定するものとし、基本部分及び加算部分に分け

てそれぞれイの(7)及びイの(イ)により算定するものとする。

新需給調整システム定着交付金助成事業分については、需給調整の取組状況を勘案して算定するものとする。

なお、地域協議会助成事業分及び新需給調整システム定着交付金助成事業分の算定に当たっては、これまでの本対策の交付実績にも配慮するものとする。

また、新需給調整システム定着交付金助成事業分の一定部分については、前年度の水田の活用状況を踏まえ毎年度都道府県協議会への配分額を見直すものとする。

イ 産地確立交付金（地域協議会助成事業分）の具体的な配分の方法

(7) 基本部分

水田農業経営確立対策（水田農業経営確立対策実施要綱（平成12年4月1日付け12農産第1932号農林水産事務次官依命通知）に基づく対策をいう。以下同じ。）におけるとも補償交付面積を基に、食料・農業・農村基本計画の生産努力目標や生産調整規模の見通しを踏まえて平成21年度の作物別面積を試算し、その面積に次表の区分の欄の作物等ごとにそれぞれ対応する単価を乗じる。

区 分	単 価
a 一般作物作付け、永年性作物等作付け、特例作物作付け、景観形成等水田及び水田預託（水田預託のうち保全管理を除く。）	5 千円/10 a

(イ) 加算部分

基本部分の算定に用いた面積に、平成27年の農業構造展望（「農業構造の展望」（平成17年3月25日農林水産省省議決定）において示された農業構造の展望をいう。）の実現を前提とした意欲的な育成の見通しのもとに設定した都道府県別の担い手割合を乗じ、さらに、単価（10アール当たり30千円）を乗じる。

なお、麦及び大豆に係る担い手割合の設定に当たっては、水田・畑作経営所得安定対策の担い手比率と整合性を確保するものとする。

ウ 稲作構造改革促進交付金に係る基本的な配分の考え方

地域協議会助成事業分（稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地確立特別加算事業）については、基本部分（一般部分及び配慮部分）及び担い手集積加算部分に分けてそれぞれエの(7)及び(イ)並びにエの(ウ)により算定するものとする。

また、流通改善対策促進事業分については、6の(7)のイで定めた都道府県ごとの支援数量に単価（1トン当たり4千円）を乗じた額を配分するもの

とする。

なお、基本部分のうちの配慮部分については、配慮部分として措置された財源から、流通改善対策促進事業分に係る所要額を控除した額を基本に配分するものとする。

エ 稲作構造改革促進交付金に係る地域協議会助成事業分の具体的な配分の方法

(ア) 基本部分のうちの一般部分

平成17年産の稲作所得基盤確保対策の都道府県別の当初加入契約数量を当該年産の都道府県別の平年収量で割り戻すことにより算出した面積の合計から平成17年産の担い手経営安定対策の当初加入契約面積を減じることにより算出した面積に占める平成17年産の稲作所得基盤確保対策の都道府県別の当初加入契約数量を当該年産の都道府県別の平年収量で割り戻すことにより算出した面積から当該県の平成17年産の担い手経営安定対策の当初加入契約面積を減じることにより算出した各都道府県別の面積の割合を算出し、対策期間中の各年度において総合食料局長及び生産局長が設定した面積に当該割合を乗じて算出した都道府県別の面積に単価（10アール当たり4千円）を乗じることを基本とする。

(イ) 基本部分のうちの配慮部分

生産調整の実施状況等を踏まえて算出した都道府県別の面積に単価（10アール当たり4千円）を乗じて算出することを基本とする。

(ウ) 担い手集積加算部分

対策期間中の各年度において総合食料局長及び生産局長が設定した全国の実績面積に(ア)の都道府県別の面積の割合を乗じて算出した各都道府県別の面積に単価（10アール当たり3千円）を乗じて算出することを基本とする。

(エ) 配分額の調整

都道府県協議会に前年度からの資金がある場合は、(ア)、(イ)及び(ウ)により算出した額に当該資金を勘案して配分することができるものとする。

(2) 産地確立交付金及び稲作構造改革促進交付金の減額の仕組み

ア 水稻作付面積の超過割合に応じた減額

要綱別紙1第4の2の(1)の総合食料局長及び生産局長が定める計算方法は、次の算式によるものとする。単位は円とし、小数点以下は切り捨てとし、減額分が配分額を上回る場合にあっては配分額と同額とし、減額分が0円を下回る場合にあっては0円とする。算式の分数部分については、小数点以下第5位まで（第6位切捨て）求めるものとする。

$$\text{減額分} = \text{配分額} \times \frac{\text{水稻作付面積の計} - \text{生産数量目標の面積換算値の計}}{\text{生産数量目標の面積換算値の計}}$$

(備考)

- ① 式中「生産数量目標の面積換算値の計」とは、地域協議会長に生産調整要領別紙5の第2の1の規定に基づき実施計画書を提出した方針参加農業者すべての生産数量目標の面積換算値の合計をいう。
- ② 式中「水稻作付面積の計」とは、地域協議会長に実施計画書を提出している農業者が実際に水稻の作付けを行っている面積から生産調整米穀に係る水稻の作付けを行う面積（8の(2)のイに定めるやむを得ない事情により、期日までに減額報告ができず、減額報告を行うまでの間に地域協議会助成事業の助成金の請求を行う場合にあっては、確認できた面積に限る。）を控除した面積をすべて合計した面積をいう。
- ③ 式中「配分額」とは、都道府県協議会が要綱別紙1第8の1の(1)に定める配分方針に記載された地域協議会ごとの配分額の合計（地域協議会助成事業分及び産地確立特別加算事業分の前年度からの繰越し分は除く。）をいう。ただし、要綱別紙1第8の1の(2)に定めるところにより、地域協議会助成事業分（産地確立事業に係るものに限る。）と新需給調整システム定着交付金助成事業分との交付額の融通を申し出た場合にあっては融通を行った後の額により算定された額を、イによる減額が行われた場合にあっては、減額後の額をいう。

イ 需要量に関する情報の不整合による減額の仕組み

(7) 要綱別紙1第4の2の(3)の「都道府県協議会の区域内において、米政策改革基本要綱第Ⅱ部第1の2の(1)のイの規定に基づき、都道府県知事、市町村長又は第三者機関的組織が算定した需要量に関する情報が、都道府県にあっては国、市町村長にあっては都道府県知事、第三者機関的組織にあっては市町村が算定した需要量に関する情報と整合性が確保されていない場合」とは、以下のaからcまでに掲げる場合をいう。

- a 都道府県知事が当該都道府県の管内に所在する市町村長に通知した市町村別の需要量に関する情報（生産調整要領第2の2の(2)に規定する市町村別の需要量に関する情報をいう。以下同じ。）の合計が、国が通知した当該都道府県の需要量に関する情報（生産調整要領第2の2の(1)に規定する都道府県別の需要量に関する情報をいう。以下同じ。）を超える水準で設定された場合
- b 市町村長が当該市町村の地域内に所在する地域協議会に提供した地域協議会別の需要量に関する情報（生産調整要領第2の2の(2)に規定する地域協議会別の需要量に関する情報をいう。以下同じ。）の合計が、都道府県知事が当該市町村長に通知した需要量に関する情報を超える水準で設定された場合
- c 地域協議会が当該区域の認定方針作成者に提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報（生産調整要領第2の2の(2)に規定する当該区域の認定方針作成者別の需要量に関する情報をいう。以下同じ。）の合

計が、市町村長が当該地域協議会に提供した需要量に関する情報を超える水準で設定された場合

- (イ) 要綱別紙 1 第 4 の 2 の(3)の産地確立交付金及び稲作構造改革促進交付金の減額は、それぞれ次の算式により行うものとする。なお、単位は円とし、小数点以下は切り捨てとし、減額分が配分額を上回る場合にあっては配分額と同額とし、算式の分数部分については、小数点以下第 5 位まで(第 6 位切捨て)求めるものとする。

$$\text{減額分} = \text{配分額} \times \frac{\text{需要量}}{\text{基準需要量}} \times 1/2$$

(備考)

- ① 式中「配分額」とは、(ア)の a に掲げる場合にあっては国が都道府県協議会に示した産地確立交付金及び稲作構造改革促進交付金の配分額の合計額、(ア)の b 又は c に掲げる場合にあっては都道府県協議会が地域協議会に示した地域協議会助成事業分の配分額(ただし、地域協議会助成事業分の前年度からの繰越分は除く。また、要綱別紙 1 第 7 の 1 の(2)に定めるところにより、地域協議会助成事業(産地確立事業分に限るものに限る。)と新需給調整システム定着交付金助成事業分との交付額の融通を申し出た場合にあっては、融通を行った後の額により算定された額をいう。なお、(ア)の b にあっては(ア)の a により配分額が減額された場合は、減額後の額、(ア)の c にあっては(ア)の b により配分額が減額された場合は、減額後の額)とする。
- ② 式中「需要量」とは、(ア)の a に掲げる場合にあっては都道府県知事が通知した市町村別の需要量に関する情報の合計、(ア)の b に掲げる場合にあっては市町村長が提供した地域協議会別の需要量に関する情報の合計、(ア)の c に掲げる場合にあっては地域協議会が提供した当該区域の認定方針作成者別の需要量に関する情報の合計とする。
- ③ 式中「基準需要量」とは、(ア)の a に掲げる場合にあっては国が通知した都道府県の需要量に関する情報、(ア)の b に掲げる場合にあっては都道府県知事が通知した市町村の需要量に関する情報、(ア)の c に掲げる場合にあっては市町村が地域協議会に提供した需要量に関する情報とする。

ウ 需要量に関する情報の不整合による産地確立交付金及び稲作構造改革促進交付金の助成水準の減額

- (ア) 要綱別紙 1 第 4 の 2 の(4)の「認定方針作成者が自らが決定した生産数

量の目標と第三者機関的組織から示された需要量に関する情報との整合性が確保されていない場合」とは、認定方針作成者が自ら決定した生産数量目標（生産調整要領第2の4に規定する生産数量目標をいう。）が地域協議会が提供した当該認定方針作成者の需要量に関する情報を超える水準で設定された場合をいう。

- (イ) 要綱別紙1第4の2の(4)の総合食料局長及び生産局長が別に定める助成金の助成の水準の減額は、要綱別紙1第8の4の(2)に定める助成の水準に次の算式による減額割合を乗じるものとする。減額割合が0を下回る場合にあっては減額割合を0とする。算式の分数部分については、小数点以下第5位まで（第6位切捨て）求めるものとし、これにより減額された助成の水準の単位は円とし、小数点以下は切り捨てとする。

$$\text{減額割合} = 1 - \frac{\text{生産数量目標}}{\text{基準需要量}} \times 1/2$$

(備考)

- ① 式中「生産数量目標」とは、認定方針作成者が自ら決定した生産数量目標（生産調整要領第2の5の規定に基づき補正した数量がある場合にあっては当該数量を補正する前の数量）とする。
- ② 式中「基準需要量」とは、地域協議会が提供した当該区域の認定方針作成者別の需要量に関する情報の合計とする。

エ 地域協議会長は、毎年度、市町村から必要な情報の提供を受け、ア及びイ（(ア)のaを除く。）の減額分について計算を行い、別紙様式第2-1号により原則として12月15日までに地域協議会長が主たる事務所を置く都道府県協議会長に報告するものとする。

オ 都道府県協議会長は、エに基づく報告を受けた後、速やかに当該都道府県協議会の産地確立交付金及び稲作構造改革促進交付金の減額を別紙様式第2-2号によりとりまとめ、地方農政局長等に報告するものとする。この場合において、地方農政事務所が所在する都府県に主たる事務所を置く都道府県協議会については、当該地方農政事務所長を経由して申請するものとする。

2 助成水田の範囲

要綱別紙1第5の助成水田の範囲は、次に定めるとおりとする。

(1) 水稻の作付けが行われた水田等

要綱別紙1第5の1の(1)の「水稻の作付けが行われた」ことについては、水稻共済細目書、聴取調査等によって判定するものとする。

(2) 水稻以外の作物の作付けが行われたこと又は農地として良好な状態で管理が行われていたことについて確認が可能である水田等

要綱別紙第5の1の(2)の「水稻以外の作物の作付けが行われたこと又は農地として良好な状態で管理が行われていたこと」とは、次のア又はイに掲げる

ことをいう。

ア 平成１６年度から平成２０年度までのいずれかの年度において産地づくり事業又は特別調整促進加算事業に係る助成金の交付を受けていたこと

イ ア以外であって、平成１６年度から平成２０年度までのいずれかの年度において、次表のいずれかの取組が行われていたこと

区 分	内 容
ア 水稲以外の作物の作付け	a 水稲以外の作物の作付け b 水田以外の農地、施設園芸用の施設に係る土地又は林地への転換
イ 景観形成等水田	a 景観の形成に寄与する作物の作付け b レクリエーション農園としての利用 c 学童農園等への活用を目的とした、地方公共団体に対する使用貸借権の設定 d a から c まで以外の方法で水田の多面的機能が発揮されるもの
ウ 調整水田	水田に水を張り常に水稲の生産力が維持される状態での管理
エ 保全管理	耕作可能な状態での管理（ウ以外）
オ 水田預託	次のいずれかの法人への預託 (ア) 農業協同組合 (イ) 市町村 (ウ) 都道府県 (エ) 土地改良区 (オ) 農業の振興を目的とする公益法人（民法（明治２９年法律第８９号）第３４条の規定により設立された法人であって、地方公共団体が、社団法人にあつては総社員の表決権の過半数を保有し、財団法人にあつては寄付財産の額の過半数を拠出しているものに限る。）
カ 土地改良通年施行	土地改良事業又はこれに準ずる事業の通年施行による実施
キ その他	次のいずれかに該当していること (ア) 農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第４条第２項に規定する農地保有合理化法人が所有

	権又は使用及び収益を目的とする権利を有する水田等であって、同法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業により買入れ若しくは借受け又は信託の引受けを行ったもの (イ) 独立行政法人農業者年金基金が所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有する水田等であって、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号の規定により買入れ又は借受けを行ったもの (ウ) その一時転用について農地法（昭和27年法律第229号）の許可を受けた水田等（その一時転用について同法の規定により許可を要しないものを含む。） (エ) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第3条第3項の承認を受けた地方公共団体又は農業協同組合が当該承認に係る農地について特定農地貸付けの用に供するため、所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しているもの (オ) 土地区画整理事業等の施行中において農地として利用することが不可能な土地（水田等のかい廃に係るものを除く。）
--	---

(3) 水稻の作付けが可能となった土地であって、新規開田地でないもの

要綱別紙1第5の1の(3)の「水稻の作付けが可能となった土地であって、新規開田地でないものとして総合食料局長及び生産局長が別に定めるもの」とは、次に掲げるものをいう。

ア その水田（市街化区域等（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域及び同項の規定による区域区分が定められていない同法第4条第2項の都市計画区域における同法第8条第1項第1号の用途地域をいう。）内にあるもの（生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項に規定する生産緑地地区内にあるものを除く。）を除く。）が公共的事業（土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条に掲げる事業又は他の

法律によって土地の収用若しくは使用をすることができる事業に限る。以下同じ。)の用地に供されることとなったことに伴い、その補償の一環として、当該事業の実施主体等が当該水田に代えて行った開田（生産緑地地区内の水田に代えて行った開田については市街化区域等外での開田に限る。）の実施に伴って新たに造成された水田（農業者ごとに、当該農業者に係る当該公共的事業の用地に供されることとなった水田の面積を超えない面積のものに限る。）

イ 耕土の流出、土砂の流入、埋没等の災害により被害を受けた水田（耕地としての復旧が不可能なものに限る。）に代えて行った開田の実施に伴って新たに造成された水田（農業者ごとに、当該被害を受けた水田の面積を超えない面積のものに限る。）

ウ 国、独立行政法人又は地方公共団体において公共の用に供するために新たに造成された水田であって、その造成にあわせて、当該水田の面積以上の助成水田の助成水田以外のものへの転換を伴うもの

エ 長期間耕作を放棄した水田であって、障害物除去や整地等により水田機能を復帰・再生されたものであり、かつ、地域協議会長がこれを新規開田でないものとして認めたもの

(4) 新規開田地

要綱別紙 1 第 5 の 2 の(1)の「新規開田地」とは、次に掲げるものをいう。

ア 平成 20 年度において、水田農業構造改革対策上の新規開田地として取り扱われたもの

イ 次に掲げる土地であって、平成 20 年産の水稲の収穫期後、水稲の作付けが可能となったもの又は水稲の作付けが行われたもの

(7) 平成 20 年度において、水田農業構造改革対策上の助成水田以外の土地（(3)に定めるものを除く。）

(1) (6)に定める非農地に転換された土地その他水稲の作付けを行うことが困難な土地

(ウ) 要綱別紙 1 第 5 の 2 の(4)に定める平成 10 年度から平成 20 年度までの間に作物の作付けが行われていない水田等又は平成 21 年度以降に農地としての利用が行われていない水田等若しくは農地として常に耕作可能な状態に管理が行われていない水田等に、3 年間連続して該当したもの
ただし、(7)のケに該当するものは除く。

(エ) 永年性作物等作付け（養魚水田を除く。）が行われたものとして、水田農業経営確立対策における水田とも補償金（以下「水田とも補償金」という。）が交付された水田等

(オ) 畑地化推進対策の実施により畑地に転換したもの

(5) 交付に制限がかかる作物

要綱別紙 1 第 5 の 2 の(2)の「総合食料局長及び生産局長が別に定める作物」とは、次に掲げるものをいう。

ア でん粉原料用のかんしょ及びその種苗

茨城県、千葉県、宮崎県及び鹿児島県において生産されるかんしょであつて、次に掲げるものに該当しないもの

(7) 高系14号、ベニコマチ、ベニアズマ又は紅赤

(イ) 当該4県に主たる事務所を置く都道府県協議会長が地方農政局と協議して定めた品種

(ウ) (7)及び(イ)以外の品種であつて、生産者と加工業者等との間で締結された供給契約に基づき生産されたかんしょの全量が食用又は加工食品の用途に販売されることが確実と認められるもの

イ でん粉原料用のばれいしょ及びその種苗

北海道において生産されるばれいしょであつて、次に掲げるものに該当しないもの

(7) 男爵、メークイン、ワセシロ

(イ) 北海道に主たる事務所を置く都道府県協議会長が北海道農政事務所長と協議して定めた品種

(ウ) (7)及び(イ)以外の品種であつて、生産者と加工業者等との間で締結された供給契約に基づき生産されたばれいしょ全量が食用又は加工食品の用途に販売されることが確実と認められ、かつ、あらかじめ当該都道府県協議会長が北海道農政事務所長の承認を受けた面積の範囲内で作付けされたもの

(注) アの(イ)若しくはイの(イ)の協議又はイの(ウ)の承認に当たって、都道府県協議会長は、作物作付けの形態等につき必要な条件を付す必要があると認められるものについては、その条件を付して当該協議又は承認を行うものとする。

また、地域協議会長は、かんしょ又はばれいしょに係る作物作付けを実施し、産地づくり事業又は新需給調整システム定着交付金助成事業の助成金の交付を受けようとする者の営農計画書（要綱別紙1第8の5に定める営農計画書をいう。）に品種名及び用途を記載させるとともに、現地確認において当該品種であること等を適正に確認するものとする。

(6) 非農地に転換された土地その他水稻の作付けを行うことが困難な土地

要綱別紙1第5の2の(3)の「非農地に転換された土地その他水稻の作付けを行うことが困難な土地として総合食料局長及び生産局長が別に定めるもの」とは、次に掲げるものをいう。

ア 緊急生産調整推進対策（緊急生産調整推進対策実施要綱（平成10年4月8日付け10農産第1400号農林水産事務次官依命通知）第8の生産調整推進のための助成措置に係る対策をいう。以下同じ。）上の生産調整実績に算入された転作定着カウント若しくは水田農業経営確立対策上の生産調整実績に算入されたその他カウント（永年性作物等作付け）に該当した水田等又は永年性作物等作付け（養魚水田を除く。）が行われたものとして水田とも補償金が交付された水田等

イ 緊急生産調整推進対策上の生産調整実績に算入された作物カウント（果樹、

茶及び桑に限る。)、特別定着カウント若しくは土地区画整理カウント(土地区画整理事業等(土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく土地区画整理事業(土地区画整理法施行法(昭和29年法律第120号)第10条の規定による改正前の都市計画法(大正8年法律第36号)及び旧特別都市計画法(昭和21年法律第19号)に基づく土地区画整理を含む。)、新都市基盤整備法(昭和47年法律第86号)に基づく新都市基盤整備事業又は大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく住宅街区整備事業をいう。以下同じ。))の施行後に水田となったものを除く。)に該当した水田等又は水田農業経営確立対策上の生産調整実績に算入されたその他カウント(カウント作物作付け(果樹、茶、桑に限る。)、特別定着水田及び土地区画整理(土地区画整理事業等の施行後に水田となったものを除く。))に限る。)に該当した水田等

ウ 水田農業構造改革対策実施要綱の一部改正について(平成19年3月30日付け18生産第9078号農林事務次官依命通知)による改正前の要綱別紙5の畑地化推進対策により奨励金の交付が行われた水田

エ 地域協議会が定めた確認日において次に掲げる水田等((7)のホに定める林地、養魚池又は農業生産に必要な施設の敷地にするために許可、届出等があった水田等を除く。)

(ア) 農地法第4条、第5条又は第73条(転用目的の権利移動のものに限る。)に規定する許可を受けた水田等

(イ) 農地法第4条第1項第5号又は第5条第1項第3号に規定する届出があった水田等

(ロ) 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画に定めるところによって同法第4条第3項第1号の権利が設定され、又は移転された水田等であって、当該農用地利用集積計画に定める利用目的に供した場合において、農地を農地以外のものにすることになるもの

(ハ) 農地法施行令(昭和27年政令第445号)第15条の2の規定による耕作及び養畜の事業以外の事業に供するための土地等の貸付けの貸付通知書の交付があった水田等

(ニ) 平成16年度以降土地区画整理事業等の施行により水田以外の農地となった土地

(ホ) 永年性作物の作付け、畑地への転換等により水稻の作付けを行うことが困難な農地であって、地域協議会長が米の需給調整の推進上当該農地への交付金の交付が必要ないと判断するもの

(ヘ) (ア)から(ホ)までのほか、水田等のかい廃に係るもの

(7) 「平成10年度から平成20年度までの間に作物の作付けが行われていない水田等」から除かれるもの又は「平成21年度以降に農地としての利用が行われていない水田等若しくは農地として常に耕作可能な状態に管理が行われていない水田等」から除かれるもの

要綱別紙1第5の2の(4)の「総合食料局長及び生産局長が別に定めるもの」

とは「平成10年度から平成20年度までの間に作物の作付けが行われていない水田等」から除かれるものについては次のアからオまで及びケに掲げるものをいう。また、「平成21年度以降に農地としての利用が行われていない水田等若しくは農地として常に耕作可能な状態に管理が行われていない水田等」から除かれるものについては、次のウからクまでに掲げるものをいう。

ア 緊急生産調整推進対策におけるとも補償金、水田とも補償金又は平成16年度から平成20年度のいずれかの年度において水田農業構造改革対策に係る助成金が交付された水田等

イ 緊急生産調整推進対策、水田農業経営確立対策又は緊急需給調整対策上の生産調整実績に算入された水田等（水田等のかい廃に係るものを除く。）

ウ 農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化法人が所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有する水田等であって、同法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業により買入れ若しくは借受け又は信託の引受けを行ったもの

エ 独立行政法人農業者年金基金が所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有する水田等であって、独立行政法人農業者年金基金法附則第6条第1項第2号の規定により買入れ又は借受けを行ったもの

オ その一時転用について農地法の許可を受けた水田等（その一時転用について同法の規定により許可を要しないものを含む。）

カ 林地（竹類又は林木の植栽に係る土地であって、農地転用に該当するものをいう。以下同じ。）、養魚池（魚介類の養殖の目的でたん水するために造成された池であって、農地転用に該当するものをいう。以下同じ。）又は農業生産に必要な施設の敷地（次に掲げる施設の敷地であって、農地転用に該当するものをいう。以下同じ。）

(7) 畜舎、サイロ、家畜ふん尿処理施設、堆肥舎、乾草庫、飼料庫その他の家畜飼養管理用施設

(イ) 稚蚕及び壮蚕飼育施設並びに農業用温室、れき耕栽培施設その他の農作物育成管理用施設

(ウ) きのこと栽培施設

キ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の承認を受けた地方公共団体又は農業協同組合が当該承認に係る農地について特定農地貸付けの用に供するため、所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しているもの

ク 土地区画整理事業等の施行中において農地として利用することが不可能な土地（水田等のかい廃に係るものを除く。）

ケ 耕作放棄地再生利用緊急対策（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知）等の対象となった水田であり、かつ、水田機能が復帰・再生されたもののうち、地域協議会長がこれを助成水田として認めたもの

(8) 田寄せ畑寄せの取扱い

土地改良法（昭和24年法律第195号）等に基づく土地改良事業その他の公共事業又は農業者自らが土地改良法に基づかずに実施する不整形ほ場の整備（以下「自力ほ場整備」という。）後に、水田を含む土地利用形態の変更（以下「田寄せ畑寄せ」という。）を行う場合の取扱いは、次に定めるところによるものとする。

ア 土地改良法等に基づく土地改良事業（区画整理、農用地の造成、埋立て若しくは干拓、農用地の災害復旧又はこれらを含む事業のうち農用地の区画形質の変更を伴うものに限る。）の工事施行後において換地処分、一時利用地の指定等が行われた場合

(7) 助成水田となり得る土地

助成水田となり得る土地は、次に掲げる土地とする。

a 土地改良事業の工事施行後の水田であって、次に掲げる土地の合計面積の範囲内の面積のもの

(a) 工事施行前の水田であって、(4)の新規開田地又は(4)のイの(7)から(ウ)までに該当する土地以外のもの

(b) 工事施工前の水田以外の土地であって、永年性作物等作付け（養魚水田を除く。）が行われたものとして、水田とも補償金が交付された土地以外のもの。

b (イ)により特定された助成対象畑等

(イ) 助成対象畑等の特定

助成対象畑等は、土地改良事業により造成された果樹その他木本性の作物（みつまたを除く。）若しくはホップの作付けに係る土地又は普通畑、林地、養魚池、施設園芸用施設の設置に係る土地（施設園芸用施設（ガラス室及び固定的な構築物として設置されているプラスチック（ビニール）ハウスをいい、その設置に係る土地において水稻の作付けが不可能なものに限る。）が設置された土地をいう。以下同じ。）若しくは農業生産に必要な施設の敷地であって、次により特定されたものとする。

a 地域協議会長及び土地改良事業の事業実施主体（(8)において「事業実施主体」という。）は、協力して助成対象畑等となり得る土地の面積（以下「助成対象畑等可能面積」という。）を次の算式により算出するとともに、事業参加者ごとの助成対象畑等を特定するために必要な基礎数値を整備するものとする。

$$\left(\begin{array}{c} \text{土地改良事業の工} \\ \text{事前における田本} \\ \text{地面積} \end{array} \right) \times \text{換地交付率} - \left(\begin{array}{c} \text{土地改良事業の工} \\ \text{事施行後における} \\ \text{田本地面積} \end{array} \right)$$

（備考）

① 式中「工事施行前の田本地面積」は、土地改良事業計画（「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について」（昭和42年

1 1月6日付け42農地C第375号農林省農地局長通知)において定めるものその他これに準ずるものをいう。以下同じ。)が定められている場合にあっては同計画上の水田面積から算出するものとし、土地改良事業計画が定められていない場合にあっては直近の現況により算出するものとする。

- ② 式中「換地交付率」は、換地工区ごとに次の算式により求めるものとする。

$$\frac{\left(\begin{array}{c} \text{工事施行後の} \\ \text{総面積} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{工事施行後の土地改良} \\ \text{施設用地の面積} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{c} \text{工事施行前の} \\ \text{総面積} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{工事施行前の土地改良} \\ \text{施設用地の面積} \end{array} \right)}$$

- i 共同減歩による創設換地として共同利用施設用地を設けるときは、算式の分子の工事施行後の総面積から当該共同利用施設用地の面積を減ずるものとする。
- ii 不換地見合いの創設換地を設けるときは、算式の分母の工事施行前の総面積から当該不換地見合いの創設換地に係る不換地処分申出(同意)地の面積を、算式の分子の工事施行後の総面積から不換地見合いの創設換地の面積をそれぞれ減ずるものとする。

- ③ 土地改良事業の実施地区に工事が施行された換地工区が2工区以上存在する場合については、助成対象畑等可能面積は、換地工区ごとに算式により算出した面積を合計したものとする。

- ④ 土地改良事業の実施期間中における助成対象畑等可能面積は、当該土地改良事業完了後のものとして算式により算出される面積を上限とするものとする。

- ⑤ 地目変換の工事が行われ、かつ、換地工区を設定していない区域における算式の適用については、1換地工区とみなすものとする。

- b 土地改良事業の関係事業参加者(8)において「事業参加者」という。)は、相互の協議により事業参加者ごとの土地改良事業の工事施行前及び工事施行後の水田面積等を勘案して事業参加者ごとの助成対象畑等可能面積を定めるものとする。ただし、事業参加者ごとの助成対象畑等可能面積の合計面積は、aの算式により算出された助成対象畑等可能面積を超えないものとする。

- c 事業参加者は、一筆(道路、水路等により区分されているものに限る。)又は10アール以上の区画(杭等により位置が明確に区分されたものに限る。)を単位として、bにより定められた事業参加者ごとの助成対象畑等可能面積を超えない範囲で、当該事業参加者が換地処分、一時利用

地の指定等を受けた土地の中から、助成対象畑等を特定することについて、地域協議会長に申請するものとする。

- d 地域協議会長は、(ウ)の特定を行った後に、事業実施主体の協力を得てcの申請を審査の上、助成対象畑等を特定するものとする。

(ウ) 新規開田地の特定

- a 地域協議会長は、土地改良事業の工事施行前において、新規開田地がある場合には、事業実施主体の協力を得て、事業参加者の同意の下に、当該新規開田地と同一の面積の土地を当該新規開田地として特定するものとする。

なお、土地改良事業計画において、現況水田面積に計上されている新規開田地を水田以外の農地に特定する場合については、(イ)のaの算式の適用に当たっては、土地改良事業の工事施行前における田本地面積から当該新規開田地に係る田本地面積を減ずるものとする。

- b 土地改良事業の完了後、当該土地改良事業の工事施行後の田本地面積が、工事施行前の田本地面積を超える場合には、新規開田地があったものとして取り扱うものとし、地域協議会長は、その超える面積に相当する面積の土地をaに準じて新規開田地として特定するものとする。

イ 土地改良法等に基づく土地改良事業その他の公共事業であって農用地の区画形質の変更を伴わないもの（イにおいて「事業」という。）の工事施行後に、田寄せ畑寄せを行う場合

(ア) 田寄せ畑寄せ計画の策定

- a 田寄せ畑寄せを行おうとする農業者は、当該事業の内容、田寄せ畑寄せの必要性、田寄せ畑寄せに係る農用地の面積及び位置関係等を記した田寄せ畑寄せ計画書を作成し、地域協議会長に提出することができる。
- b 地域協議会長は、aにより提出された計画書により、当該措置の農業者の営農上の必要性等を審査し、適当と認められる場合であって、当該事業実施年度の産地確立事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業、産地確立特別加算事業又は新需給調整システム定着交付金助成事業の助成金の支払いに支障がないと判断したときは、(イ)及び(ウ)に定めるとおり取り扱うものとする。

(備考)

bの「営農上の必要性」については、当該事業によって、農地の細分化、不整形農地の発生、水利施設の不効率化等が生ずるほ場について、営農の効率化等の観点から必要と認められる最小限の範囲において行われること等により判断するものとする。

(イ) 助成水田となり得る土地

田寄せ畑寄せ後の水田であって、次に掲げる土地の合計面積の範囲内の面積のものは、助成水田になり得る土地として取り扱うものとする。

- a 工事施行前の水田であって、(4)の新規開田地又は(4)のイの(ア)から(ウ)までに該当する土地以外のもの

- b 工事施工前の水田以外の土地であって、永年性作物等作付け（養魚水田を除く。）が行われたものとして、水田とも補償金が交付された土地以外のもの。

(ウ) 新規開田地の特定

水田面積が工事施行前の水田面積を超える場合には、新規開田地があったものとして取り扱うものとし、地域協議会長は、その超える面積に相当する面積の土地を新規開田地として特定するものとする。

ウ 自力ほ場整備に伴い田寄せ畑寄せを行う場合の取扱い

(7) 田寄せ畑寄せを行おうとする農業者は、農業経営の状況、自力ほ場整備の内容、田寄せ畑寄せの必要性、田寄せ畑寄せに係る農用地の面積、位置関係及び権利関係等を記した田寄せ畑寄せ計画書を作成し、地域協議会長に提出することができる。

(イ) 地域協議会長は、aにより提出された計画書により、当該措置の当該農業者の営農上の必要性、対象ほ場の適格性、当該農業者の水田営農の推進状況等を審査し、適当と認められる場合であって、当該自力ほ場整備の実施年度の産地確立事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業、産地確立特別加算事業又は新需給調整システム定着交付金助成事業の助成金の支払いに支障がないと判断したときは、イの(イ)及びイの(ウ)の規定に準じて取り扱うものとする。

(備考)

- ① (イ)の「営農上の必要性」については、国、地方公共団体等によるほ場整備事業の採択が困難であること、農作業の効率化等、営農上明らかな効果が期待できること等により判断するものとする。
- ② (イ)の「対象ほ場の適格性」については、普通畑等と水田との転換を行おうとしているほ場が同一使用収益権者に係るものであること、対象ほ場に関して他に利害関係を有する者がある場合には当該措置についてそのすべての同意を得ていること等により判断するものとする。
- ③ (イ)の「当該農業者の水田営農の推進状況」については、農作業の受託等による経営規模の拡大、定着性の高い作物作付けの推進等を図っていること等により判断するものとする。

3 水田情報の整理

水田農業経営確立対策及び本対策において市町村や地域協議会等が整理してきた水田台帳は、地域水田農業の利用状況を把握し、ビジョンの策定並びに実施状況の点検及び見直しを行う際の基礎データとして有効であるとともに、助成水田の確認等幅広く活用できるものであることから、引き続き整備を行う等により、積極的な活用を図るものとする。

4 産地確立交付金の使途に係るガイドライン

(1) 産地確立事業の使途に係るガイドライン

要綱別紙1第6の1の総合食料局長及び生産局長が別に定めるガイドライン

は、次表のとおりとする。

ガイドライン	ガイドラインの細部運用
産地確立事業は、水田環境等の良好な保全を図りながら、需要に応じた作物生産及び水田農業の構造改革を推進し、これにより米の生産調整の的確な実施と消費者の期待に応える産地を育成するための事業であり、この趣旨に沿った内容である必要があることから、次に掲げるアからウまでの事項を定める。 ア 産地確立交付金が活用できる使途の範囲 産地確立事業として産地確立交付金が活用できる使途は、次に掲げる(ア)から(ウ)までの使途の範囲のいずれかに当てはまらなければならない。また、助成対象者については、農業者に交付する場合にあっては、その者が生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者でなければならない。 (ア) 米の生産調整の推進に資するもの (イ) 水田を活用した作物の産地確立の推進に資するもの (ウ) 水田農業の構造改	a アの「生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者」については、個別農業者（法人を含む。以下同じ。）が共同して行う取組を対象に交付する場合にあっては、当該個別農業者全員の主食用等水稻作付面積の合計が当該個別農業者全員に通知された生産数量目標の面積換算値の合計を上回っていないかどうか及び当該個別農業者全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であるかどうかにより判断することも可能とする。 また、生産数量目標の面積換算値の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、主食用等水稻の作付けを行っていないことが確認され、かつ、地域内の米の需給調整に支障をきたさない等の判断により地域協議会長が特に認めた場合には、助成対象となり得ることとする。 同様に、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、主食用等水稻の作付けを行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食第828号農林水産省総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。）第1の2の(2)の規定によ

革の推進（担い手の育成）に資するもの	り主食用等水稲作付面積の控除を行った結果、生産者拋出金が0円となる場合には、助成対象となり得ることとする。
イ 配慮事項	
(ア) 担い手の育成に資する取組への支援	b イの(ア)の「担い手」は、ビジョンにおいて明確化
水田農業の構造改革を促進する観点から、米の生産調整の円滑な実施を念頭に置きつつ、次に掲げる取組その他の担い手の育成に資する取組が推進されることが望ましい。	され、担い手リスト（米政策改革基本要綱（平成15年7月4日付け15総合第1604号農林水産事務次官依命通知）第I部第5の2の(4)に定める担い手のリストをいう。以下同じ。）に掲載されている者とする。
a 担い手に対する	また、イの(ア)のaからdに掲げる担い手育成のための用途を設定した場合にあっては、産地確立計画書において、その他の用途と区別するものとする。
助成単価の上乗せ	
b 担い手への農地	
の集積及び作業の受委託への助成	
c 生産の組織化・	
法人化に対する助成	
d 担い手を中心と	
する合理的な土地利用（ブロックローテーション）へ	
の助成	
(イ) 助成金の受取者	c イの(イ)の「原則として」とは、円滑な米の生産調整の実施や担い手の経営を支援する観点から、土地所有者等、実際の農作業従事者以外の者を受取者とすることが必要な場合をいう。
全作業委託等、土地所有者が実質的な農作業を行っていない場合には、助成金を交付する際の受取者は原則として実際の農作業従事者とする。	d イの(イ)の「実際の農作業従事者」は、5の(5)に定める産地づくり計画書において、地域協議会が定義するものとする。
(ウ) 生産コスト低減に	e イの(ウ)の「生産コスト低減に資する取組」とは、

資する取組への支援 水田農業の構造改革を推進する観点から、農作物の生産コスト低減に資する取組が推進されることが望ましい。	大豆 300A 技術等、農作物の収量・品質の向上、生産経費の低減等、当該農産物の総合的な収益性向上を図る取組のことをいう。 また、都道府県協議会及び地域協議会は、生産コスト低減に資する取組が推進されるよう、農業者に対し指導するものとする。
(エ) 著しく高い助成単価の是正 産地確立交付金の有効活用等を図る観点から、著しく高い助成単価が是正されることが望ましい。	f イの(エ)の「著しく高い助成単価」とは、助成を行っている作物の県内他地域の助成単価や平均的な収益性等から勘案し、その助成単価が著しく高いものをいう。 また、都道府県協議会は、著しく高い助成単価を設定している地域協議会に対する指導方法等について、第5の6に基づく実施方針に定めるとともに、計画的にその助成単価の是正について指導するものとする。
ウ 産地確立交付金が活用できない使途 アの産地確立交付金が活用できる使途の範囲内であっても、次に掲げるものは使途から除く。	
(ア) 通常の主食用米に係る助成に要する経費 通常の主食用米の価格の上乗せ補てんに要する経費	g ウの(ア)の「通常の」とは有機栽培等減収が認められる稲作に関する取組でないことをいい、「主食用米」とは生産調整米穀(新規需要米のうち、輸出用等平成18年度において「主食用米」として取り扱われた種類の米穀を除く。)以外の米穀をいう。以下同じ。 また、上記の「減収が認められる」とは、慣行栽培の単収と異なる単収として市町村が別に設定している単収を適用することを地域協議会長により認められたものをいう。
(イ) 水田・畑作経営所得安定対策との整合性を欠く助成に要する経費 a 水田・畑作経営所得安定対策の対象者（水田・畑作	h ウの(イ)のaの「格差補てん」とは、水田・畑作経営所得安定対策対象者と同対策の対象とならない者との間の交付格差を補てんするために、対象とならない者に対して、その格差を補てんすることを目的とした使途をいう。

経営所得安定対策
実施要領（平成2
0年2月20日付
け19経営第66
31号農林水産省
経営局長通知）第
5の1の(3)、同
要領第5の2の
(4)及び同要領第
6の3の(3)の規
定に基づき交付金
の交付を受けたを
者をいう。以下「水
田・畑作経営所得
安定対策対象者」
という。）となら
ない者に対する格
差補てんに要する
経費

b 水田・畑作経営
所得安定対策の毎
年の生産量・品質
に基づく交付金
（水田・畑作経営
所得安定対策実施
要領第5の2に定
める毎年の生産量
・品質に基づく交
付金をいう。）に
おける品質格差に
よる交付金額の格
差の補てんに要す
る経費

(ウ) 国庫補助事業等の
補助残への直接的な
助成に要する経費

国、都道府県、市
町村等から補助を受
けている取組に対す
る直接的な助成に要

i ウの(イ)のbの「品質格差による交付金額の格差の
補てん」とは、水田・畑作経営所得安定対策の毎年
の生産量・品質に基づく交付金における品質区分ご
との交付金額の格差を補てんすることを目的とした
用途をいう。

j ウの(ウ)の「直接的な」とは、当該補助金等におい
て受益者が本来負担すべき部分へ地域協議会からの
助成を直接充当することをいう。

する経費 (エ) 資産形成に対する直接的な助成に要する経費 補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）上の処分制限のかかる財産の取得等に対する直接的な助成に要する経費	k ウの(エ)の「補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）上の処分制限のかかる財産」とは次に掲げるものをいい、「等」とは効用が増加することをいう。なお、地域協議会が直接当該財産の取得等を行う場合においてもウの(エ)の規定は適用されるものとする。 (a) 不動産 (b) 船舶、飛行機、浮標、浮きさん橋及び浮きドック (c) (b)に掲げるものの従物 (d) 1件当たりの取得価格が50万円以上の機械、器具及び備品 (e) 農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条において処分制限を受ける期間が定められた財産であって、その定められた期間を超えていないもの（1件当たりの取得価格が50万円未満の機械、器具及び備品を除く。）
(オ) 調整水田等不作付地に係る助成に要する経費 調整水田、保全管理等、農産物が作付けされていない水田に対する助成に要する経費	l ウの(オ)の「調整水田等不作付地」とは第5の2の(2)に掲げる表のうち、ウからカ（オの水田預託は保全管理に限る。）までに該当するものをいう。 なお、調整水田等不作付地については、地域の生産調整の円滑な推進の観点からやむを得ないと認められる場合に限り、地域協議会に対する交付額の範囲内において、平成23年度までに段階的に助成対象から除外することも認めるものとする。
(カ) 食料自給力向上緊急生産拡大対策事業実施要綱（平成21年1月27日付け20生産第5728号）及び水田等有効活用促進対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第9847号農林水産事務次官依命通知）（以下「水田有	m ウの(カ)の「食料自給力向上緊急生産拡大対策事業実施要綱及び水田有効実施要綱に基づく助成水田」とは、食料自給力向上緊急生産拡大事業及び水田等有効活用促進対策事業（以下「水田等有効活用促進対策」という。）（水田有効実施要綱別表の助成内容欄の1の作付拡大に伴う面積助成に限る。）の助成対象となった水田をいう。 なお、水田を特定しない取組に対する助成等を除き、水田等有効活用促進対策の助成対象となった水田に対する産地確立交付金の交付は原則これを認めない。

効実施要綱」という。)に基づく助成水田への助成に要する経費 (キ) 余剰が生じた資金による翌年度事業への活用に必要な経費	n ウの(キ)の「余剰が生じた資金」とは、当該年度に交付された交付金のうち、余剰が生じ翌年度の資金に繰り越すものをいう。 余剰が生じた資金については、麦・大豆等の翌年度支払及び生産調整の拡大や調整水田等不作付地における水田等有効活用促進対策の助成対象作物以外への助成等、適切な理由があるもの以外は、翌年度事業に活用することができないものとする。 (備考) ① 助成金等の交付に関する事務に必要な経費及び地域協議会の運営に係る経常的な経費は、アの(ア)から(ウ)までのいずれかに当てはまるものとする。 ② ①の経費その他地域協議会自らの活動に必要な経費及び集団等が行う研修、会議等の開催に必要な経費については、別紙１２に掲げる経費に限るものとし、活動内容を裏付ける会議録、日誌等を整備するとともに、経費の支出を証明する帳票類を整備しなければならない。
--	---

(2) 新需給調整システム定着交付金助成事業の使途に係るガイドライン

要綱別紙１第６の２の総合食料局長及び生産局長が別に定めるガイドラインは、次表のとおりとする。

ガイドライン	ガイドラインの細部運用
新需給調整システム定着交付金助成事業は、地域の実情に応じた米の生産調整への意欲的な取組を助長するための加算であり、この趣旨に沿った内容である必要があることから、新需給調整システム定着交付金助成事業として産地確立交付金が活用できる使途は、次に	

掲げるアからウまでの使用の区分に掲げる使用の中から設定しなければならない。

ただし、水田を特定しない取組への活用に係る使用等を除き、水田等有効活用促進対策の助成対象となった水田への活用に係る使用は原則これを認めない。

なお、助成単価は都道府県協議会で設定することとするが、所要額が国から配分された額を上回る場合にあっては単価の調整方法をあらかじめ活用方針に明記するものとし、所要額が国から配分された額を下回る場合にあっては単価の調整を行わず、翌年度の新需給調整システム定着交付金助成事業分として活用するものとする（翌年度の地域協議会助成事業分として融通しても構わない。）。

ア 大幅な超過達成に関する使用

都道府県協議会長が定める要件を満たす農業者等に対する助成に要する経費

イ 地域振興作物に関する使用

当該年度に主食用等水稲の作付けを行わない水田において、地域振興作物の振興として

a アの都道府県協議会長が定める要件は、少なくとも、主食用等水稲作付面積が生産数量目標の面積換算値の9割以内であることとする。なお、要件を満たすことの判定は、農業者等ごとに行うものとする。

b イの「原則として」とは、次に掲げる場合には、作物数の例外を認めることをいう。

なお、(a)又は(b)の場合には、毎年度作物の集約に向けた見直しを図るものとする。

(a) 平成15年4月以降平成16年3月までに市町村合併を行った市町村において、旧市町村ごとに

都道府県協議会長が定めた要件に適合する取組を行う者に対する助成に要する経費

なお、「地域振興作物」とは、次の(ア)から(ウ)までの条件のすべてを満たすものをいい、作物数については、地域において重点的に振興を図る作物を厳選することとし、原則として1地域協議会において4作物以内とする。

(ア) 担い手の育成に資するものであること。

(イ) 地域条件に適合したものであること。

(ウ) 生産を拡大しても需給に支障を生じさせないものであること。

選択する場合

(b) 対策期間中の市町村合併又は地域協議会の区域の変更により、旧市町村又は旧協議会ごとに選択する場合

(c) 営農条件が異なること等により、地域協議会の区域内を明確に分割でき、かつ、それぞれの区域ごとに条件に適した作物が異なる場合であってその区域ごとに選定する場合

(d) 多品目をグループとして一括して振興している場合であって1品目のみに限定して振興することが困難であるとして都道府県協議会がそのグループを定めた場合

c 当該作物が担い手の育成に資するものであるかどうかについては、販売を主たる目的とする作物であって、その生産拡大が市場価格、生産コスト等を勘案し、担い手の経営改善に資すると認められるものかどうかにより判断するものとする。

d 当該作物が地域条件に適合した作物であるかどうかについては、作付実績のある作物にあつてはこれまでの実績をもって判断し、新規導入作物にあつては試験場、普及センター等における栽培試験、栽培実証等の結果により判断するものとする。

e 当該作物が生産を拡大しても需給に支障を生じさせないものかどうかについては、都道府県単位で生産計画等を作成し、生産量を抑制しているかどうかにより判断するものとする。

f 地域振興作物として、麦又は大豆(黒大豆を除く。)を選択する場合にあつては、都道府県協議会長は、以下に掲げる要件を設定するものとする。

(ア) 担い手要件

水田・畑作経営所得安定対策の加入者を基本として、都道府県段階の麦・大豆生産の担い手の育成・確保を推進する観点からの対象者要件とすること。

(イ) 需要要件

都道府県内の麦・大豆の生産、販売の課題を踏まえ、麦種や品種、品質、技術面の要件など、需

ウ その他意欲的な生産調整に関する用途

ア及びイ以外のものであって、これまでの生産調整の実施状況、地域特性等を勘案して、生産調整の推進上特に有効であると都道府県協議会長が定める意欲的な生産調整の取組を行う者に対する助成に要する経費

要に応じた生産を推進する観点からの要件とすること。

g ウの用途の区分に掲げる用途については、都道府県協議会長は少なくとも次に掲げる内容とならない要件等を設定するものとする。

(a) ア又はイと実質的に同じ内容のもの

(b) アで設定した基準を満たさない超過達成

(c) イの(ア)から(ウ)までの条件を満たさないことにより、地域振興作物に選定することができない作物の振興

(備考)

① 都道府県協議会長は、アからウまでの用途の区分1つにつき複数の用途を設定することができる。

地域協議会長は、ア及びウの用途の区分1つにつき、当該区分において都道府県協議会長が設定した複数の用途の中から原則として1つだけを選択することができる。

地域協議会は、④に定める助成対象者が行う1つの営農行為について、当該営農行為が複数の用途に定められたそれぞれの要件のすべてを満たす場合には、それぞれの助成を行うことができる。

上記の「原則として」とは、ウの用途の区分について、bの(a)から(c)までに該当する場合には、複数であっても構わないことをいう。この場合において、(c)中「作物」とあるのは、「用途」と読み替えるものとする。

② 都道府県協議会長が設定する用途は、主食用等水稲の生産の抑制を伴うものであることとする。

③ 都道府県協議会長が設定する用途については、(1)に定める産地確立事業の用途に係るガイドライン中のウの産地確立交付金が活用できない用途に係る規定を準用するものとする。

④ 都道府県協議会長が設定する用途における助成対象者は、農業者単位又は栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団(3以上の個別農業者で構成する団体であって、代表

	者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。以下同じ。) であることとし、その具体的な範囲は都道府県協議会長が定めるものとする。 ⑤ 都道府県協議会長が設定する用途については、助成対象者は、農業者に交付する場合にあつては、生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。 なお、生産集団に交付する場合にあつては、その構成員である個別農業者全員の主食用等水稻作付面積の合計が当該個別農業者全員に通知された生産数量目標の面積換算値の合計を上回っていないかどうか及び当該個別農業者全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であるかどうかにより判断することも可能とする。 また、生産数量目標の面積換算値の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、主食用等水稻の作付けを行っていないことが確認され、かつ、地域内の米の需給調整に支障をきたさない等の判断により地域協議会長が特に認めた場合には、助成対象となり得ることとする。 同様に、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、主食用等水稻の作付けを行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化要領第1の2の(2)の規定により主食用等水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得ることとする。
--	--

5 稲作構造改革促進交付金の交付に係る基準

要綱別紙1第7及び第8の1の(3)の総合食料局長及び生産局長が別に定める基準は、次表のとおりとする。

基準	留意事項
稲作構造改革促進交付金は、米の生産調整のメリット対策を講じることにより、米の生産調整の	

的確な実施の確保を図るとともに、担い手への農地の集積を促進するための交付金であり、この趣旨に沿った内容である必要があることから、次に掲げるアからエまでの事項を定める。

ア 稲作構造改革促進交付金の対象者

(7) 稲作構造改革促進事業については、生産調整実施者であって、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者のうち、水田・畑作経営所得安定対策に加入していない者、担い手集積加算事業については、稲作構造改革促進事業の対象要件に加えて、主食用等水稻の作付けを行った水田（以下「主食用等水稻作付水田」という。）を水田・畑作経営所得安定対策に加入する者に集積した者、産地確立特別加算事業については、産地確立事業の助成対象者と同一とする。

(イ) 流通改善対策促進事業については、次に掲げる要件をすべて満たす認定方針作成者又は都道府県段階の農業者団体若し

a (7)の「水田・畑作経営所得安定対策に加入していない者」であることの確認については、認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条の2第1項に規定する認定農業者をいう。）等が稲作構造改革促進交付金の申請を行ってきた場合において、地域協議会長は、必要に応じて、当該認定農業者等が水田・畑作経営所得安定対策に加入していないことを地方農政事務所長等に確認することができるものとする。

b (イ)の「支援対象米穀」とは、平成17年産から19年産までの3か年産の米穀であって、次に掲げる要件のすべてに適合するものとする。

(a) 生産調整米穀に該当しないもの

(b) 集荷円滑化要綱第4の3に規定する豊作による過剰米に該当しないもの

くは集荷団体（以下「都道府県団体」という。）を対象者とする。 ただし、都道府県団体が支援対象者である場合にあっては、その構成員を除く。 a 支援対象米穀の生産年から継続して集荷円滑化対策の契約方針作成者（集荷円滑化要綱第4の3に規定する契約方針作成者をいう。）であること又はその者が構成員であること。 b 支援対象米穀の生産年の翌年10月末において、支援対象米穀を保有していること又はその者が構成員であること。	(c) 生産年の翌年10月末日までに、売買契約が締結されていない米穀（以下「販売未契約米穀」という。）
イ 稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業 (7) 稲作構造改革促進事業の対象となる水田は、主食用等水稻作付水田とし、担い手集積加算事業の対象となる水田は、主食用等水稻作付水田であることに加えて、水田・畑作経営所得安定対策に加入	c イの(7)の「集積される水田」とは、以下のいずれかに該当する水田とする。 (a) 稲作構造改革促進事業の対象者から、水田・畑作経営所得安定対策に加入する者（特定農業団体等にあつては、その組織の構成員）に所有権（使用及び収益を目的とする権利（以下「使用収益権」という。）が年間を通じて設定されている水田の所有権を除く。）が移転され又は使用収益権が設定された水田 (b) 次に掲げる事項が、水田・畑作経営所得安定対

するものであり、かつ、生産調整要領第2の4の規定により生産数量目標及びその面積換算値の通知を受けた者に、2年以内に（ただし、平成21年度にあっては翌年産までに）集積される水田とする。

なお、対策期間中に担い手集積加算事業の対象となった水田については、後年度において稲作構造改革促進事業又は担い手集積加算事業のいずれの対象水田ともすることはできない。

(イ) 補てん単価の算出方法は、以下に定めるものとする。

a 都道府県協議会及び地域協議会は、毎年、補てん金の交付等の基準となるべき収入（以下「基準収入」という。）及び当年産に係る収入（以下「当年産収入」という。）を算出するものとする。

b 稲作構造改革促進事業の補てん単価については、基準収入と当年産収

入に加入する者に委託されている水田であって、当該水田に係る農産物の販売による収入の程度に応じ当該収入を受託の対価とするもの

- ① 当該水田において行う水田・畑作経営所得安定対策実施要領第3の1の(2)のアの(イ)に規定する基幹三作業すべて
- ② 当該水田に係る農産物の販売（受託者の名義をもって販売するものに限る。）

d イの(イ)のaの基準収入の算出は、都道府県ごとの前年産までの最近5か年における各年産の10アール当たり稲作収入について、最高値及び最低値を除いた3か年の平均により算出するものとする。

e dの各年産の10アール当たり稲作収入については、各年産の60キログラム当たりの販売価格に自都道府県（助成の対象となる水田が所在する都道府県をいう。以下同じ。）の10アール当たり収量を乗じて60で除して算出した額とする。

ただし、10アール当たり収量について、平成16年産以降は、各年産の10月15日現在における作況指数が全国で101以上であり、かつ、都道府県で101以上の場合は、自都道府県ごとの各年産の10アール当たり平年収量とする。

f eの米穀の60キログラム当たりの販売価格については、財団法人全国米穀取引・価格形成センター

入の差額（当年産収入が基準収入を上回る場合を除く。以下同じ。）に産地確立計画書で定めた割合 α （ α は6割7分5厘（9割の4分の3）以下とする。）を乗じた額（以下「基本部分の算定単価」という。）が、産地確立計画書で定めた稲作構造改革促進事業の助成水準（以下「基本部分の助成水準」という。）を上回る場合は基本部分の助成水準を補てん単価とし、基本部分の助成水準を下回る場合は、基本部分の算定単価を補てん単価とする。また、担い手集積加算事業の補てん単価については、基準収入と当年産収入の差額に産地確立計画書で定めた割合 β （ β は α 以上で、かつ、6割7分5厘（9割の4分の3）以下とする。）を乗じた額から稲作構造改革促進事業の補てん単価を控除した額（以下

（以下「センター」という。）が定める米穀の売買取引に係る業務規程に規定する通年取引、期別取引（平成17年以前産米の取引にあつては基本取引とする。以下同じ。）若しくは定期注文取引又は特定取引（平成17年以前産米の取引にあつては基本取引に準じる取引とする。以下同じ。）のうち早場米を対象として行う取引（以下「早期米取引」という。）が行われた自都道府県産の産地品種銘柄のうち落札数量の多い順の上位3銘柄（通年取引、期別取引若しくは定期注文取引又は早期米取引が行われた自都道府県産の産地品種銘柄が2銘柄である年産については、当該2銘柄とする。）について、センターが公表した入札取引された各銘柄の価格（包装代、消費税等を含んだ価格で公表している場合にあつては当該包装代、消費税等相当額を除いた価格とする。）を年産を通して入札回ごとの落札数量で加重平均した価格（以下「年産平均価格」という。）を各銘柄の落札数量で加重平均した価格（通年取引、期別取引若しくは定期注文取引又は早期米取引が行われた自都道府県産の産地品種銘柄が1銘柄である年産にあつては当該1銘柄についての年産平均価格とする。）とする。ただし、前年産については、生産年の翌年3月末日までの通年取引、期別取引若しくは定期注文取引又は早期米取引に基づいた年産平均価格及び落札数量とする。

g イの(イ)のaの当年産収入は、生産年の翌年の1月末までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いて、e及びfびに準じて算出するものとする。

h 当年産及び前年産から5年前までの年産のいずれかに上場産地品種銘柄がない場合にあつては、当年産及び前年産から5年前までの販売価格として、通年取引、期別取引又は定期注文取引が行われた全産地品種銘柄の年産平均価格を各産地品種銘柄の落札数量で加重平均した価格（以下「全産地品種銘柄価格」という。）を使用するものとする。

ただし、当年産においてのみ当該都道府県に係る産地品種銘柄の落札価格及び落札数量がない場合、当該都道府県の産地品種銘柄の前年産の年産平均価格を当該前年産の落札数量で加重平均した価格に、当年産の全産地品種銘柄価格を前年産の全産地品種

「担い手集積加算の算定単価」という。)が、産地確立計画書で定めた担い手集積加算事業の助成水準(以下「担い手集積加算の助成水準」という。)を上回る場合は、担い手集積加算の助成水準を補てん単価とし、担い手集積加算の助成水準を下回る場合は、担い手集積加算の算定単価を補てん単価とする。 (ウ) 補てんの設計については、地域協議会の判断において、水田・畑作経営所得安定対策の収入減少影響緩和交付金等との整合性に配慮することとする。	銘柄価格で除した数を乗じて得られる価格を使用するものとする。 i 水田・畑作経営所得安定対策の収入減少影響緩和交付金において、標準的収入額や当年産収入の算定に当たって地域等区分を設定している場合は、それに準ずるものとする。 j 地域協議会は、客観的なデータがあり、かつ、以下のすべての要件を満たす場合に限り、dからiに定める基準収入及び当年産収入に代えて、当該地域独自の基準収入及び当年産収入を設定することができるものとする。 (a) 算出した基準収入が当該地域における水田・畑作経営所得安定対策の米穀に係る収入減少影響緩和交付金の標準的収入額を上回る場合は、収入減少影響緩和交付金の標準的収入額を当該地域協議会の基準収入とする。 (b) 対策期間中、特定の年産価格の水準で据え置かないこと。 (c) 集荷円滑化対策が発動された場合における当該地域の平年収量が公表されていること。 k イの担い手集積加算事業の対象者への補てん金の交付については、水田の集積を受けた者が水田・畑作経営所得安定対策へ加入したことを確認した後と l 水田・畑作経営所得安定対策の規模要件を満たす者の取扱い 水田・畑作経営所得安定対策に加入するための規模要件等を有している者については、対象者から除く。 m 販売実績等による面積の算出 各農業者の対象面積の算定に当たっては、販売を行わない米穀の生産に係る面積を控除するものとする。 n 区分出荷達成率による助成対象面積の補正 生産調整の実施において、需要に応じた生産を行うためには、豊作分について区分出荷を行うことが重要であるという観点から、区分出荷達成率を乗じて対象面積を補正する。 また、区分出荷達成率は、集荷円滑化要綱第4の3に定める豊作による過剰米数量に対する区分保管を行った数量の割合により算出する。
---	--

ウ 産地確立特別加算事業 4の(1)の産地確立事業の使途に係るガイドラインに準ずるものとする。ただし、産地確立特別加算事業のうち担い手集積加算分からの活用は、産地確立事業の使途に係るガイドラインのイの(ア)に限るものとする。 エ 流通改善対策促進事業 本事業の助成対象となる経費は、支援対象米穀に係る仮渡金等の資金を金融機関から借り入れた際に生じる金利及び保管料、販売促進等に係る経費その他消費拡大に係る経費とする。	なお、区分出荷達成率が1以上の場合は1とする。 o 補てん単価の算出 補てん単価の算出においては、収入減少影響緩和対策交付金において設定されている米穀に係る標準的収入額と当年産収入の差額の6割7分5厘（9割の4分の3）を超えないものとする。ただし、当年産収入は1月末までのセンター価格を基に算出した収入とする。 p ウの事業においては、助成金の交付に関する事務に要する経費及び地域協議会の運営に係る経常的な経費を内容とする使途には使用できないものとする。
--	---

6 事業の実施

(1) 実施方針の作成及び承認の手続き

要綱別紙1第8の1の総合食料局長及び生産局長が別に定める手続は、次に定めるとおりとする。

ア 都道府県協議会の長は、毎年度、別紙様式第2－3号により実施方針を作成し、4月15日までに、都道府県協議会が主たる事務所を置く都道府県を管轄する地方農政局長等に承認を申請しなければならない。この場合において、地方農政事務所が所在する都府県に主たる事務所を置く都道府県協議会

については、当該地方農政事務所長を経由して申請するものとする。

イ 地方農政局長等は、次に掲げる基準に照らし、アにより申請のあった実施方針の内容が適切であると認められる場合には、申請を受けた日から１０日以内にこれを承認し、都道府県協議会長に通知しなければならない。この場合において、地方農政局長等は、地方農政事務所を経由して申請があったものについては、都道府県協議会長への回答の内容を当該地方農政事務所長に通知するものとする。

(7) 配分方針は、著しく公正さを欠くものでないこと。

(4) 配分額は、需要量に関する情報の算定状況を反映したものとなっていること。

(ウ) 新需給調整システム定着交付金の活用方針は、４の(2)に定める新需給調整システム定着交付金助成事業の使途に係るガイドラインに適合するものであること。

ウ イにより地方農政局長等から実施方針の承認の通知を受けた都道府県協議会長は、速やかに当該都道府県協議会の区域の地域協議会の長（地域協議会長が定まっていない場合には、市町村長又は他の地域協議会の会員となる予定の者）に実施方針の内容を通知するものとする。

エ 地方農政局長等から承認を受けた年度の途中に実施方針の変更を行うことは、都道府県協議会又は当該都道府県協議会の区域に主たる事務所を置く地域協議会のいずれかが資金造成事業、地域協議会助成事業、産地確立事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業、産地確立特別加算事業又は新需給調整システム定着交付金助成事業のいずれかの実施を継続することが困難になる等の特別な事情がない限り認めないものとする。

(2) 融通

都道府県協議会長は、(1)に定める実施方針を作成するに当たって、要綱別紙１第８の１の(2)に定めるところにより、地域協議会助成事業分（産地確立事業に係るものに限る。）と新需給調整システム定着交付金助成事業分との交付額の融通を申し出る場合については、融通を行った後の額を基に地域協議会別配分額を算定するものとする。

(3) 業務方法書の作成及び承認の手続

要綱別紙１第８の２の総合食料局長及び生産局長が別に定める手続は、次に定めるとおりとする。

ア 都道府県協議会長は、次に掲げる事項を内容とする業務方法書を作成し、地域協議会助成事業、新需給調整システム定着交付金助成事業又は流通改善対策促進事業を初めて実施しようとする年度の４月１５日までに、都道府県協議会が主たる事務所を置く都道府県を管轄する地方農政局長等に別紙様式第２－４号により承認を申請しなければならない。この場合において、地方農政事務所が所在する都府県に主たる事務所を置く都道府県協議会については、当該地方農政事務所長を経由して申請するものとする。

(7) 資金造成事業により造成した資金の管理に関する事項

- (イ) 地域協議会から都道府県協議会への地域協議会助成事業及び新需給調整システム定着交付金助成事業に係る助成金の申請に関する事項
- (ウ) 都道府県協議会から地域協議会への地域協議会助成事業及び新需給調整システム定着交付金助成事業に係る助成金の支払いに関する事項
- (エ) 地域協議会から都道府県協議会への産地確立事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業、産地確立特別加算事業及び新需給調整システム定着交付金助成事業の実施状況の報告に関する事項
- (オ) 支援対象者から都道府県協議会への流通改善対策促進事業に係る在庫数量の申請及び都道府県協議会から支援対象者への流通改善対策促進事業に係る支援数量等の通知に関する事項
- (カ) 都道府県協議会から支援対象者への流通改善対策促進事業に係る助成金の支払いに関する事項
- (キ) その他業務運営に必要な事項

イ アの申請を受けた地方農政局長等は、その内容が適切であると認められる場合には、申請を受けた日から１０日以内にこれを承認し、都道府県協議会長に通知しなければならない。この場合において、地方農政局長等は、地方農政事務所を経由して申請があったものについては、都道府県協議会長への回答の内容を当該地方農政事務所に通知するものとする。

ウ イにより地方農政局長等から業務方法書の承認の通知を受けた都道府県協議会長は、速やかに当該都道府県協議会の区域の地域協議会の長（地域協議会長が定まっていない場合については、市町村長又は他の地域協議会の会員となる予定の者）に業務方法書の内容を通知するものとする。

また、流通改善対策促進事業を実施しようとする場合にあっては、認定方針作成者又は都道府県団体に業務方法書の内容を通知するものとする。

エ 都道府県協議会長は、業務方法書を変更しようとするときは、変更後の業務方法書に基づいて地域協議会助成事業、新需給調整システム定着交付金助成事業又は流通改善対策促進事業を最初に実施しようとする年度の４月１５日までに、地方農政局長等に別紙様式第２－４号により変更の承認を申請しなければならない。この場合において、地方農政局長等が行う承認から承認の通知までの手続については、イに準ずるものとし、承認の通知を受けた都道府県協議会長はウに準じて地域協議会長に通知するものとする。

(4) ビジョンを策定していることの確認

要綱別紙１第８の３の規定により、都道府県協議会から地域協議会助成事業の助成金の交付を受け、要綱別紙１第２の３から６までに掲げる事業を実施しようとする地域協議会は、ビジョンを策定していなければならないこととされているが、その確認は、６の(5)に定める産地確立計画書の承認と協議の際に提出を求めることによって行うものとし、米政策改革基本要綱第Ⅰ部第５の２で定められている内容の各事項に記載漏れがないかどうか、特に、集落等の地区段階における合意形成に向けた話し合い等を通じ明確化された担い手リストの作成がなされているかどうか又は将来の担い手の確保方策が記載されている

かどうかについて行う。

(5) 産地確立計画書の作成及び承認の手続

要綱別紙 1 第 8 の 4 の総合食料局長及び生産局長が別に定める手続は、次に定めるとおりとする。

ア 地域協議会長は、毎年度、別紙様式第 2－5 号により産地確立計画書を作成し、4 月 30 日までに、ビジョンを添えて地域協議会が主たる事務所を置く都道府県の都道府県協議会長に別紙様式第 2－6 号により承認を申請しなければならない。

なお、承認申請に当たっては、別紙様式第 1－8 号により第 4 の 1 の(1)のビジョンの実施状況の点検及び見直し結果を取りまとめ、都道府県協議会長に報告するものとする。

イ 都道府県協議会長は、次に掲げる基準に照らし、アにより申請のあった産地確立計画書の内容が適切であると認められる場合には、申請を受けた日から 10 日以内に、地方農政局長等に対して別紙様式第 2－7 号により協議しなければならない。この場合において、地方農政事務所が所在する都府県に主たる事務所を置く都道府県協議会については、当該地方農政事務所長を経由して協議するものとする。

(ア) ビジョンに記載された水田農業構造改革交付金の活用方法を具体化した内容であり、当該ビジョンに記載された目標の実現に寄与するものであること。

(イ) 産地確立事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地確立特別加算事業の内容は、4 の(1)に定めるガイドライン又は 5 に定める基準に適合するものであること。

(ウ) 活用額は、需要量に関する情報の算定状況を反映したものとなっていること。

(エ) 新需給調整システム定着交付金助成事業の内容として選択した使途が、都道府県協議会長が作成した新需給調整システム定着交付金の活用方針において定められたものであること。

(オ) 助成水田以外の土地における営農行為等が助成の対象に含まれないよう要件及び確認方法が設定されていること。

(カ) 産地確立交付金を活用する各使途において、当該年度の助成単価が、原則、前年度のものとの整合がとれた水準に設定されていること。

(キ) 助成額の計算が、当該年度の生産目標数量の面積換算値、あるいは助成水田の面積等を反映したものとなっていること。

ウ 地方農政局長等は、イの基準に照らし、イにより協議のあった産地確立計画書の内容が適切であると認められる場合には、速やかに都道府県協議会長に回答を行わなければならない。その回答を受けた都道府県協議会長は、速やかに産地確立計画書を承認し、地域協議会長に別紙様式第 2－8 号により通知しなければならない。この場合において、地方農政局長等は、地方農政事務所を経由して協議があったものについては、併せて都道府県協議会長へ

回答した旨を当該地方農政事務所に通知するものとする。

エ 都道府県協議会長から産地確立計画書の承認の通知を受けた地域協議会長は、速やかに産地確立事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業、産地確立特別加算事業又は新需給調整システム定着交付金助成事業の助成金の交付の対象となり得る者に産地確立計画書の内容を周知するものとする。

オ 都道府県協議会長から承認を受けた年度の途中に産地確立計画書の変更を行うことは、地域協議会が産地確立事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業、産地確立特別加算事業又は新需給調整システム定着交付金助成事業の実施を継続することが困難になる等の特別な事情がない限り認めないものとする。

(6) 営農計画書の作成及び提出

要綱別紙 1 第 8 の 5 の総合食料局長及び生産局長が別に定める手続は、次に定めるとおりとする。

ア 地域協議会から、産地確立事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業、産地確立特別加算事業又は新需給調整システム定着交付金助成事業の助成を受けようとする者は、毎年度、別紙 1 3 を例として助成金を受けようとする地域協議会長が作成した営農計画書の様式に必要な事項を記入して、必要な書類を添えて地域協議会長が定める期日までに、原則として、自らが参加する認定方針作成者を經由して地域協議会長に提出しなければならない。

イ アの地域協議会長が定める期日は、都道府県協議会長が作成した本事業の業務方法書に記載された助成金申請の期日までに、各事業の助成要件の確認、助成金申請額の集計等に要する日数を勘案して定めるものとする。なお、提出期限以降に助成要件を満たしているかどうかを確認するために必要な書類については、地域協議会が、適宜、営農計画書の提出者から提出を求めるものとする。

ウ 営農計画書を提出した後、その内容を変更しようとする者の申し出を受けた地域協議会長は、各事業の助成要件の確認、助成金の申請額の集計等に支障が生じないと自ら判断した場合には、その申し出を認めることができるものとする。

エ 地域協議会の区域を越えて耕作している者については、次に定める方法により取り扱うものとする。

(7) 産地確立事業に係る助成の場合

当該営農計画書の提出者が住所を有し、又は所在する市町村の区域が属する地域協議会（エにおいて「住所地協議会」という。）の長に提出することを基本とするが、その者が耕作している水田が所在している地域協議会（エにおいて「出作地協議会」という。）の長が作成した産地確立計画書に記載された助成内容、助成要件等を満たす場合には、出作地協議会の長にも営農計画書を提出することができる。この場合において、助成要件の確認、助成金の支払い等は、営農計画書の提出を受けた住所地協議会又は出作地協議会がそれぞれ行うものとし、必要に応じ、住所地協議会にあ

っては出作地協議会等の協力を、出作地協議会にあつては住所地協議会等の協力を求めるものとするが、営農計画書の提出を受けた地域協議会長が助成要件の確認を行うことが不可能であると判断した場合には、当該営農計画書の提出者の了解を得た上で、当該確認ができなかった取組を助成対象から外することができる。

(イ) 新需給調整システム定着交付金助成事業に係る助成の場合

住所地協議会の長に営農計画書を提出するものとする。この場合において、助成要件の確認、助成金の支払い等は、住所地協議会が行うものとし、必要に応じ出作地協議会等の協力を求めるものとするが、住所地協議会の長が助成要件の確認を行うことが不可能であると判断した場合には、当該営農計画書の提出者の了解を得た上で、当該確認ができなかった取組を助成対象から外することができる。

(7) 流通改善対策促進事業の支援数量の決定に係る手続

要綱別紙 1 第 8 の 6 の総合食料局長及び生産局長が別に定める手続は、次に定めるとおりとする。

ア 都道府県協議会長は、支援対象者から申請のあった在庫数量を合算した数量（支援対象米穀の生産年に集荷円滑化対策が発動された都道府県においては、支援対象米穀の生産年に認定方針作成者であった者が保有する販売未契約米穀を合算した数量から、支援対象米穀の生産年に豊作により生じた過剰米数量（集荷円滑化要綱第 4 の 3 により事業加入者ごとに算出したものを都道府県の区域で合算した数量）のうち区分保管されなかった数量を除いた数量を上限とする。以下同じ。）を別紙様式第 2－9 号により、支援対象米穀の生産年の翌年の 11 月 30 日までに、地方農政局長等に提出するものとする。この場合において、地方農政事務所が所在する都府県に主たる事務所を置く都道府県協議会については、当該地方農政事務所長を経由して提出するものとする。

イ 総合食料局長及び生産局長は、支援対象米穀の生産年における豊作以外の要因により生じた全国の過剰米の数量の範囲内で都道府県ごとの支援数量を決定し、速やかに地方農政局長等に通知するものとし、地方農政局長等は、都道府県協議会長に遅滞なく通知するものとする。この場合において、地方農政局長は、地方農政事務所を経由して提出があったものについては、当該地方農政事務所長を経由して通知するものとする。

ウ 都道府県協議会長は、国から通知された支援数量を踏まえて支援対象者ごとの支援数量を決定し、自主的目標数量（支援対象者が生産調整の規模の自主的拡大を行う数量で、支援数量に 4 分の 3 を乗じた数量をいう。以下同じ。）及び自主的生産調整面積（自主的目標数量を 10 アール当たりの平年収量で割り戻した面積をいう。以下同じ。）とともに、支援対象者に通知するものとする。

7 資金の管理

(1) 資金の管理により生じる果実の取扱い

要綱別紙 1 第 9 の 7 の総合食料局長及び生産局長が別に定める産地確立交付金及び稲作構造改革促進交付金の管理により生じる果実の取扱いについては、特に必要なものとして総合食料局長及び生産局長が承認した場合には、都道府県協議会が要綱第 4 の 1 の(3)に基づき行う水田農業構造改革対策の推進に必要な経費に充てることができるものとする。

(2) 稲作構造改革促進交付金の繰越額の取扱い

要綱別紙 1 第 9 の 8 により繰り越した資金のうち、稲作構造改革促進交付金については、産地確立特別加算事業分及び担い手集積加算事業のうちの既に交付が予定されている分の財源を除き、総合食料局長及び生産局長の指示がある場合に関し、後年度の稲作構造改革促進交付金の一部として活用するものとする。ただし、総合食料局長及び生産局長が特に必要と認めた場合は、国は、当該資金を国に返還するよう命ずることができるものとする。

8 助成金等の交付の手続等

(1) 産地確立交付金及び稲作構造改革促進交付金の交付申請手続

都道府県協議会長は、水田農業構造改革交付金等交付要綱（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 生産第 8113 号農林水産事務次官依命通知）及び稲作構造改革促進交付金交付要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 総食第 1316 号農林水産事務次官依命通知）に定めるところに従い、産地確立交付金及び稲作構造改革促進交付金の交付を申請するものとする。なお、要綱別紙 1 第 8 の 1 の(2)に定めるところにより、地域協議会助成事業分（産地確立事業に係るものに限る。）と新需給調整システム定着交付金助成事業分との交付額の融通を申し出る場合又は要綱別紙 1 第 4 の 2 に定める産地確立交付金若しくは稲作構造改革促進交付金の減額があった場合には、地方農政局長等は、融通又は減額した額で交付決定を行うものとする。

(2) 地域協議会助成事業に係る助成金の交付手続等

ア 地域協議会長は、要綱別紙 1 の第 2 の 3 から 6 までに掲げる事業の実施に必要な経費について、都道府県協議会長が作成した本事業の業務方法書に規定された交付手続に従い、6 の(1)のウに定めるところにより当該地域協議会に提示した配分額から要綱別紙 1 第 4 の 2 の(1)及び(3)に定める減額分を控除した額（以下「助成可能枠」という。）の範囲内で、地域協議会が主たる事務所を置く都道府県の都道府県協議会長に請求を行うものとする。この請求に当たっては、6 の(6)に基づいて産地確立事業の助成金を受けようとする者から営農計画書が提出されたものに係る助成に必要な経費について、その者の営農計画書に記載された取組が産地確立計画書に定められた助成要件を満たすものであるかどうかを確認し、助成することが適当と認められる取組に係る助成金額を取りまとめるものとする。その結果、請求額が助成可能枠を超える場合には、産地確立計画書に定めるところに従い、単価の調整、翌年度支払い等（稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業にあっては、単価の調整に限る。）により対応するものとする。なお、請求額が助成可能枠を下回る場合には、単価の調整を行わないものとする。

- イ 地域協議会長は、農業者その他産地確立計画書において地域協議会長が助成の対象となり得る者として定める者への助成に必要な経費（前年度の取組への助成に必要な経費は除く。）について、要綱別紙 1 第 4 の 2 の(1)及び(3)に定める減額分が確定する日まで、都道府県協議会長に請求することができない。ただし、都道府県協議会が国からの産地確立交付金以外の収入を地域協議会長からの請求に基づく支払いに充てる場合又はやむを得ない事情により、減額報告ができない場合は、この限りでない。
- ウ 都道府県協議会は、地域協議会長からアの請求があり、その内容が適正であると認めた場合には、助成可能枠の範囲内で、産地確立交付金勘定又は稲作構造改革促進交付金勘定から速やかに助成金を地域協議会に交付するとともに、都道府県協議会長は地域協議会長に交付額及び助成可能枠との差額を通知するものとする。
- (3) 新需給調整システム定着交付金助成事業に係る助成金の交付手続等
- ア 地域協議会長は、都道府県協議会長が新需給調整システム定着交付金の活用方針で定めた使途の中から選択して産地確立計画書に記載した使途に係る助成金について、都道府県協議会長が定めた本事業の業務方法書に規定された交付手続に従い、地域協議会が主たる事務所を置く都道府県の都道府県協議会長に請求を行うものとする。この請求に当たっては、6 の(6)に基づいて新需給調整システム定着交付金助成事業の助成金を受けようとする者から営農計画書が提出されたものに係る助成に必要な経費について、その者の営農計画書に記載された取組が新需給調整システム定着交付金の活用方針に定められた助成要件を満たすものであるかどうかを確認し、助成することが適当と認められる取組に係る助成金額を取りまとめるものとする。
- イ 都道府県協議会は、地域協議会長からアの請求があり、その内容が適正であると認めた場合には、1 の(1)に定めるところにより当該都道府県協議会に提示された配分額から地域協議会助成事業分と新需給調整システム定着交付金助成事業分との融通を行った後の額の範囲内で新需給調整システム定着交付金の活用方針で定めた方法により調整を行い、新需給調整システム定着交付金助成事業勘定から速やかに助成金を地域協議会に交付するとともに、都道府県協議会長は地域協議会長に交付額を通知するものとする。
- ウ 都道府県協議会長は、イの交付額の通知を行う際、新需給調整システム定着交付金の活用方針で定めた方法により調整を行った場合には、その調整の結果を通知に記載するものとする。
- エ 地域協議会は、都道府県協議会から助成金の交付を受けたときは、遅滞なく助成要件を満たす営農計画書の提出者に助成金を交付するとともに、地域協議会長は当該営農計画書の提出者に交付額を通知するものとする。
- オ 地域協議会長は、エの交付額の通知を行う際、助成要件等の確認結果に基づき、提出のあった営農計画書の内容を訂正した場合又は都道府県協議会が交付額の調整を行った場合には、その旨を記載するものとする。
- (4) 産地確立事業及び産地確立特別加算事業に係る助成金の交付手続等

ア 地域協議会は、6の(6)に基づいて産地確立事業及び産地確立特別加算事業の助成金を受けようとする者から提出のあった営農計画書に記載されているその者の取組が産地確立計画書に定められた助成要件を満たすものであるかどうかを確認し、助成することが適当と認められる場合には、産地確立計画書に定められた助成金の計算方法（助成可能枠を超えた場合における対応を含む。）に従い、営農計画書の提出者ごとの助成額を計算し、助成要件を満たす営農計画書の提出者に助成金を交付するとともに、地域協議会長は当該営農計画書の提出者に交付額を通知するものとする。

イ 地域協議会長は、アの交付額の通知を行う際、助成要件等の確認結果に基づき、提出のあった営農計画書の内容を訂正した場合又は助成可能枠を超えたことによる単価の調整、翌年度支払い等による対応をした場合には、その旨を記載するものとする。

(5) 稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業に係る助成金の交付手続等

ア 地域協議会は、6の(6)に基づいて稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業の助成金を受けようとする者から提出のあった営農計画書に記載されているその者の取組が産地確立計画書に定められた助成要件を満たすものであるかどうかを確認し、助成することが適当と認められる場合には、産地確立計画書に定められた助成金の計算方法（助成可能枠を超えた場合における対応を含む。）に従い、営農計画書の提出者ごとの助成額を計算し、助成要件を満たす営農計画書の提出者に助成金を交付するとともに、地域協議会長は当該営農計画書の作成者本人に交付額を通知するものとする。

イ 地域協議会長は、アの交付額の通知を行う際、助成要件等の確認結果に基づき、提出のあった営農計画書の内容を訂正した場合又は助成可能枠を超えたことによる単価の調整による対応をした場合には、その旨を記載するものとする。

(6) 流通改善対策促進事業に係る助成金の交付手続等

ア 都道府県協議会から助成金を受けようとする支援対象者は、関係書類を添えて支援対象米穀の生産年の翌々年の12月15日までに都道府県協議会長に請求を行うものとする。

イ 都道府県協議会長は、支援対象者からアの請求があり、その内容が適正であると認めた場合には、次の算式により支援対象者ごとの助成額を計算して助成金を交付するものとする。

$$\text{助成額} = \text{支援数量} \times \text{自主的生産調整達成率} \times \text{助成単価}$$

(備考)

① 式中「自主的生産調整達成率」とは、生産数量目標の面積換算値から主食用等水稻作付面積を控除した面積を自主的生産調整面積で除して算出した率をいい、1以上の場合は1とする。

② 生産数量目標の面積換算値及び主食用等水稻作付面積については、

(7) 認定方針作成者に方針参加農業者がいる場合には、実施計画書を提出したすべての方針参加農業者の合計

(4) 都道府県団体の場合には、構成員であるすべての認定方針作成者(認定方針作成者ごとの面積の算出は、(7)の方法による。)の合計を用いるものとする。

③ 助成単価は、1トン当たり4千円を上限とする。

(7) 助成金の返納

ア 産地確立事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業、産地確立特別加算事業又は新需給調整システム定着交付金助成事業に係る助成金の交付を受けた者は、地域協議会から助成金を受けた後に助成要件を満たさないこと等が判明した場合には、助成額の全額又は一部を地域協議会に速やかに返納しなければならない。また、流通改善対策促進事業に係る助成金の交付を受けた支援対象者は、都道府県協議会から助成金を受けた後に助成要件を満たさないこと等が判明した場合には、助成額の全額又は一部を都道府県協議会に速やかに返納しなければならない。

イ 地域協議会助成事業又は新需給調整システム定着交付金助成事業の助成金の交付を受けた地域協議会は、アの返納があった場合又は都道府県協議会から助成金を受けた後、当該地域協議会が自ら行った活動に実際にかかった経費が都道府県協議会長に請求したときに必要であるとした経費の額を下回った場合には、助成金の一部を都道府県協議会に返納しなければならない。

ウ 前年度の取組への助成に必要な経費及び地域協議会が当該年度の産地確立計画書に従い自ら行う活動への助成に必要な経費が、当該年度の助成可能枠を超えた場合には、その超えた助成額を国に返納しなければならない。

9 事業の実施状況及び資金管理状況の報告等

要綱別紙1第11の総合食料局長及び生産局長が別に定める報告は、次に定めるところによるものとする。

(1) 実施状況報告書の提出

地域協議会長は、毎年度、別紙様式第2-10号により産地確立事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業、産地確立特別加算事業及び新需給調整システム定着交付金助成事業ごとに実施状況報告書を作成し、都道府県協議会長が定める日までに、地域協議会が主たる事務所を置く都道府県の都道府県協議会長に提出するものとする。

(2) 実施状況報告総括表の提出

都道府県協議会長は、毎年度、(1)により提出のあった事業及び流通改善対策促進事業の実施状況報告書を別紙様式第2-11号により取りまとめて総括表を作成し、当該事業を実施した翌年度の7月15日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

この場合において、地方農政事務所が所在する都府県に主たる事務所を置く都道府県協議会については、当該地方農政事務所長を経由して提出するものとする。

(3) 資金管理状況報告書及び繰越額の通知

都道府県協議会長は、毎年度、資金造成事業により造成した資金の収支を勘定ごとに取りまとめて別紙様式第2-12号により資金管理状況報告書を作成し、当該事業を実施した翌年度の4月10日までに地方農政局長等に提出するものとする。

また、都道府県協議会長は、地方農政局長等に資金管理状況報告書を提出した後、速やかに地域協議会長に対して、地域協議会ごとの当該地域協議会の次年度への繰越額を通知するものとする。

この場合において、地方農政事務所が所在する都府県に主たる事務所を置く都道府県協議会については、当該地方農政事務所長を経由して提出するものとする。

附 則（平成20年3月31日19生産第9079号）

- 1 この通知は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度に係る改正前の第4の8の規定に基づく事業の実施状況及び資金管理状況の報告並びに平成18年産の稲作所得基盤確保対策、麦・大豆品質向上対策及び担い手経営安定対策については、なお従前の例による。
- 2 都道府県協議会長は、この通知の施行前においても、改正後の第5の6の(7)のアの規定の例により、要綱第8の6に規定する在庫数量申請書（平成17年産米に係る在庫に限る。）を地方農政局長等に提出することができるものとする。

附 則（平成20年3月28日19生産第9663号）

この通知は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月11日20総食第746号、20生産第5635号、20経営第5261号）

この通知は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日20総食第1116号、20生産第10038号、20経営第7275号）

- 1 この通知は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前に承認を受けた地域協議会におけるこの通知による改正後の第1の2の(2)のオの適用は、同オ中「(ウ)までの規程を変更したとき」とあるのは「(エ)までの規程を変更したとき又は(ウ)の規程を定めたとき」とする。
- 3 平成20年度に本要領に基づき行った事業によるものは、第1の2の(2)を除き、なお従前の例による。

(別紙 1)

〇〇都道府県水田農業推進協議会規約

平成〇〇年〇月〇日制定

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この協議会は、〇〇都道府県水田農業推進協議会（以下「都道府県協議会」という。）という。

(備考)

既存の組織を改編する等により、当該組織を都道府県協議会とし、その名称を都道府県協議会の名称として使用する等の場合には、都道府県協議会の名称は、「〇〇都道府県水田農業推進協議会」としなくても構わない。

(事務所)

第 2 条 都道府県協議会は、主たる事務所を〇〇〇に置く。

(備考)

都道府県協議会の事務を複数の組織が分担して行う場合は、第 2 条中「〇〇〇」には、主たる事務を分担する組織の住所を記載する。

(目的)

第 3 条 都道府県協議会は、地域における需要に応じた米の生産の推進を図るとともに、水田農業構造改革交付金等の活用を通じ、水田農業の構造改革の推進、水田を活用した作物の産地確立の推進、食料自給力・自給率の向上を目指した取組の推進、〇〇〇〇等に資することを目的とする。

(備考)

第 3 条中「産地確立の推進」の下に「〇〇〇〇等に資すること」等新たな目的を加えた場合は、第 4 条には、それに対応する事業を記載する。

(事業)

第 4 条 都道府県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 水田農業構造改革対策交付金に関すること。
- (2) 耕畜連携水田活用対策に関すること。
- (3) 水田等有効活用促進対策に関すること。
- (4) 市町村別の需要量に関する情報の算定等に関すること。
- (5) 〇〇〇〇を達成するために必要なこと。

(備考)

- 1 第 4 号は、都道府県協議会が米政策改革基本要綱（平成 15 年 7 月 4 日付け 15 総合第 1604 号農林水産事務次官依命通知）第 II 部の第 1 の 2 の (1) のイに定める第三者機関的な組織（以下「第三者機関的な組織」という。）としての機能を兼ねない場合には削る。

2 第4号の下に「〇〇〇〇を達成するために必要なこと」等新たな事業を加えた場合は、第3条にはそれに対応する目的を記載する。

2 都道府県協議会は、前項第〇号に関する業務の一部を〇〇〇に委託して実施する。
(備考)

第2項は、都道府県協議会が業務の一部を他に委託して実施しない場合には削る。

第2章 会員等

(都道府県協議会の会員)

第5条 都道府県協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

(1) 〇〇〇〇

(2) 〇〇〇〇

(3) 〇〇〇〇

(4) 〇〇〇〇

(備考)

都道府県協議会の組織の設定に当たっては、都道府県の実情を踏まえ、関係者が十分協議する。

(届出)

第6条 会員は、その氏名及び住所（会員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく都道府県協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第7条 都道府県協議会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 〇名

(3) 監 事 〇名

2 前項の役員は、第5条第1項の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第8条 会長は、会務を総理し、都道府県協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 都道府県協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。

(2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、〇年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了または辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の解任)

第11条 都道府県協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、都道府県協議会は、その総会の開催の日の○日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員の報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 都道府県協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。

3 通常総会は、毎年1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会員現在数の○分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。

(3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第14条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

3 会議の開催に当たっては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、会議の公開及び議事録の公表に努めるものとする。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会員として総会の議決に加わるできない。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関する事。
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関する事。
- (4) 水田農業構造改革交付金実施方針に関する事。
- (5) 耕畜連携水田活用対策の水田飼料作物生産振興計画書に関する事。
- (6) 水田等有効活用促進対策に係る県作付拡大推進方針に関する事。
- (7) 市町村別の需要量に関する情報の算定等に関する事。
- (8) その他都道府県協議会の運営に関する重要な事項。

(備考)

第7号は、都道府県協議会が第三者機関的な組織としての機能を兼ねない場合には削る。

2 前項第7号に定める市町村別の需要量に関する情報の算定等に当たっては、必要に応じ、学識経験者等の意見を聴くものとする。

(備考)

第2項は都道府県協議会が第三者機関的な組織としての機能を兼ねない場合には削る。

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 都道府県協議会規約の変更
- (2) 都道府県協議会の解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員の解任

(書面又は代理人による表決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに都道府県協議会に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を都道府県協議会に提出しなければならない。

4 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 日時及び場所

- (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第18条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。
- 4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 幹事会

(備考)

幹事会を置かない都道府県協議会においては、本章を削る。

(幹事会の構成等)

第20条 都道府県協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第22条第4項の事務局長及び次の各号に掲げるものをもって組織する。
 - (1) ○○○
 - (2) ○○○
 - (3) ○○○
 - (4) ○○○
 - (5) ○○○

(備考)

幹事会の組織の設定に当たっては、都道府県の実情を踏まえ、関係者が十分協議する。

- 3 幹事の中から幹事長を互選する。
- 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。
- 5 幹事会は、第4条第1項第3号の市町村別の需要量に関する情報の算定等に関する検討を行う場合は、必要に応じ学識経験者等の意見を聴くものとする。

(備考)

第5項は、都道府県協議会が第三者機関的な組織としての機能を兼ねない場合には削る。

(幹事会の権能)

第21条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (3) その他幹事会において必要と認めた事項に関すること。
- 2 幹事会において、前項第1号にあっては総会開催の直前に、第2号及び第3号にあっては必要に応じて協議する。

第6章 事務局等

(事務局)

第22条 総会の決定に基づき都道府県協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局は次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) ○○○
- (2) ○○○
- (3) ○○○

(備考)

第2項の事務局の組織の設定に当たっては、都道府県の実情を踏まえ、関係者が十分協議する。

3 前項各号に掲げる事務局は、各事務の区分ごとに責任者を置く。

4 都道府県協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。

5 事務局長は、第3項の責任者の中から会長が任命する。

6 都道府県協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(業務の執行)

第23条 都道府県協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 事務処理規程
- (2) 会計処理規程
- (3) 文書取扱規程
- (4) 公印取扱規程
- (5) 内部監査実施規程
- (6) その他幹事会において特に必要と認めた規程

(備考)

第6号は、幹事会を置かない場合には削る。

(書類及び帳簿の備付け)

第24条 都道府県協議会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 都道府県協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第7章 会計

(事業年度)

第25条 都道府県協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第26条 都道府県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 水田農業構造改革交付金
- (2) 耕畜連携水田活用対策の補助金

- (3) 水田等有効活用促進交付金
- (4) 牛肉等関税財源飼料対策費補助金
- (5) 水田等有効活用促進指導費交付金
- (6) 水田農業構造改革対策推進交付金
- (7) その他の収入

(資金の取扱い)

第27条 都道府県協議会の資金の取扱方法は、業務方法書及び会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第28条 都道府県協議会の事務に要する経費は、第26条第2号の耕畜連携水田活用対策の補助金、同条第6号の水田農業構造改革対策推進交付金及び同条第7号その他の収入をもって充てる。

2 都道府県協議会の事務に要する経費は、第26条第1号の資金から支弁してはならない。

(事業計画及び収支予算)

第29条 都道府県協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、幹事会の承認を得た後、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(備考)

幹事会を置かない場合には、第29条中「幹事会の承認を得た後、」を削る。

(監査等)

第30条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の○日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第31条 会長は、水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、耕畜連携水田活用対策事業実施要綱（平成19年4月2日付け18生畜第2750号農林水産事務次官依命通知。以下「耕畜連携実施要綱」という。）、水田等有効活用促進対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第9847号農林水産事務次官依命通知。以下「水田有効実施要綱」という。）、水田等有効活用促進指導事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第9849号農林水産事務次官依命通知。以下「指導事業実施要綱」という。）、水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び

経営局長通知。以下「実施要領」という。)、耕畜連携水田活用対策事業実施要領(平成19年4月2日付け18生畜第2751号農林水産省生産局長通知。以下「耕畜連携実施要領」という。)、水田等有効活用促進対策事業実施要領(平成21年4月1日付け20生産第9848号農林水産省生産局長通知。以下「水田有効実施要領」という。)、水田等有効活用促進指導事業実施要領(平成21年4月1日付け20生産第9850号農林水産省生産局長通知。以下「指導事業実施要領」という。))その他規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を〇〇農政局長に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度末の財産目録及び貸借対照表
- (3) 前年度の収支計算書及びその年度の収支予算書
(備考)

「〇〇農政局長」を、北海道に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては「北海道農政事務局長」に、沖縄県に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては「沖縄総合事務局長」にそれぞれ改める。第32条から第34条について同じ。

第8章 都道府県協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(規約の変更)

第32条 この規約を変更する場合は、〇〇農政局長の承認を受けなければならない。

(届出)

第33条 第23条各号に掲げる規程に変更があった場合には、都道府県協議会は、遅滞なく〇〇農政局長に届出なければならない。

(事業終了後及び都道府県協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第34条 第4条第1項第1号及び第2号の事業が終了した場合及び都道府県協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあっては実施要綱及び耕畜連携実施要綱に基づき〇〇農政局長に返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て都道府県協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第9章 雑則

(細則)

第35条 実施要綱、耕畜連携実施要綱、水田有効実施要綱、指導事業実施要綱、実施要領、耕畜連携実施要領、水田有効実施要領及び指導事業実施要領その他この規約に定めるもののほか、都道府県協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。

(備考)

幹事会を置かない場合には、第35条中「幹事会の承認を得た後、」を削る。

附 則

1 この規約は、平成〇年〇月〇日から施行する。

- 2 都道府県協議会の設立初年度の役員の選任については、第7条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第9条第1項の規定にかかわらず、平成〇年〇月〇日までとする。
- 3 都道府県協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第29条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 本都道府県協議会の設立初年度の会計年度については、第25条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成17年3月31日までとする。
- 5 平成18年産の稲作所得基盤確保対策、麦・大豆品質向上対策及び担い手経営安定対策については、なお従前の例による。

(備考)

都道府県水田農業推進協議会規約の作成に当たっては、原則として上記によるものとするが、特段の事情等がある場合は、必要最小限の変更を行うことができるものとする。

(別紙 2)

〇〇都道府県水田農業推進協議会事務処理規程

平成〇〇年〇月〇日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、〇〇都道府県水田農業推進協議会（以下「都道府県協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第 2 条 都道府県協議会の事務処理に当たっては、迅速と正確を期し、かつ、機密を重んじ、常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第 3 条 都道府県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。

(事務の区分)

(事務分担組織 責任者)

(1) 水田農業構造改革交付金に係る事務

〇〇〇 △△△

(2) 耕畜連携水田活用対策に係る事務

〇〇〇 △△△

(3) 水田等有効活用促進交付金に係る事務

〇〇〇 △△△

(4) 水田等有効活用促進指導費交付金に係る事務

〇〇〇 △△△

(5) 水田農業構造改革対策推進交付金に係る事務

〇〇〇 △△△

(備考)

本項の事務分担組織は、複数の事務の区分を兼ねることができる。

2 前項の事務責任者は、当該事務の区分に係る〇〇都道府県水田農業推進協議会文書取扱規程第 5 条第 1 項の文書管理責任者又は当該事務の区分に係る〇〇都道府県水田農業推進協議会会計処理規程第 8 条第 1 項の経理責任者を兼務することができる。

(雑則)

第 4 条 水田農業構造改革対策実施要綱（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 生産第 799 号農林水産事務次官依命通知）、耕畜連携水田活用対策事業実施要綱（平成 19 年 4 月 2 日付け 18 生畜第 2750 号農林水産事務次官依命通知）、水田等有効活用促進対策事業実施要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 生産第 9847 号農林水産

事務次官依命通知)、水田等有効活用促進指導事業実施要綱(平成21年4月1日付け20生産第9849号農林水産事務次官依命通知)、水田農業構造改革対策実施要領(平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知)、耕畜連携水田活用対策事業実施要領(平成19年4月2日付け18生畜第2751号農林水産省生産局長通知)、水田等有効活用促進対策事業実施要領(平成21年4月1日付け20生産第9848号農林水産省生産局長通知)、水田等有効活用促進指導事業実施要領(平成21年4月1日付け20生産第9850号農林水産省生産局長通知)、〇〇都道府県水田農業推進協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

(備考)

幹事会を置かない場合は、第4条中「幹事会の承認を得た後、」を削る。

附 則

- 1 この規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。
- 2 平成18年産の稲作所得基盤確保対策、麦・大豆品質向上対策及び担い手経営安定対策については、なお従前の例による。

(備考)

都道府県水田農業推進協議会事務処理規程の作成に当たっては、原則として上記によるものとするが、特段の事情等がある場合は、必要最小限の変更を行うことができるものとする。

(別紙 3)

〇〇都道府県水田農業推進協議会会計処理規程

平成〇〇年〇月〇日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、〇〇都道府県水田農業推進協議会（以下「都道府県協議会」という。）の会計の処理に関する基準を確立して、都道府県協議会の業務の適正、かつ、能率的な運営と予算の適正な実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 都道府県協議会の会計業務に関しては、水田農業構造改革交付金等交付要綱（平成16年4月1日付け15生産第8113号農林水産事務次官依命通知）及び〇〇県水田農業推進協議会規約（以下「協議会規約」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

(会計原則)

第3条 都道府県協議会の会計は、次の各号に掲げる原則に適合するものでなければならない。

- (1) 都道府県協議会の会計処理に関し、真実な内容を明瞭に表示すること。
- (2) すべての取引について、正確な記帳整理をすること。
- (3) 会計の処理方法及び手続は、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計区分)

第4条 都道府県協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ事業年度ごとに区分して経理する。

- (1) 産地確立交付金事業会計
- (2) 稲作構造改革促進交付金事業会計
- (3) 新需給調整システム定着交付金助成事業会計
- (4) 耕畜連携水田活用対策事業会計
- (5) 水田等有効活用促進交付金事業会計
- (6) 牛肉等関税財源飼料対策事業会計
- (7) 水田等有効活用促進指導事業会計
- (8) 水田農業構造改革対策推進交付金会計

2 都道府県協議会の業務遂行上必要のある場合は、前項の会計と区分して特別会計を設けることができるものとする。

(口座の開設)

第5条 前条に関する口座は、〇〇〇に開設するものとする。

(会計年度)

第6条 都道府県協議会の会計年度は、協議会規約に定める事業年度に従い毎年4月

1日から翌年3月31日までとする。

(出納責任者)

第7条 出納責任者は、会長とする。

(経理責任者)

第8条 次の各号に掲げる〇〇都道府県水田農業推進協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。

(事務の区分)

(経理責任者)

(1) 水田農業構造改革交付金に係る事務

〇〇〇

(2) 耕畜連携水田活用対策に係る事務

〇〇〇

(3) 水田等有効活用促進交付金に係る事務

〇〇〇

(4) 水田等有効活用促進指導費交付金に係る事務

〇〇〇

(5) 水田農業構造改革対策推進交付金に係る事務

〇〇〇

2 前項の各事務の区分の経理責任者は、当該事務に係る事務処理規程第3条第1項の事務責任者及び当該事務に係る〇〇都道府県水田農業推進協議会文書取扱規程第5条による文書管理責任者を兼務することができる。

(帳簿書類の保存及び処分)

第9条 会計帳簿、会計伝票その他の書類の保存期間は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 予算及び決算書類 〇〇年

(2) 会計帳簿及び会計伝票 〇〇年

(3) 証ひょう（領収書その他会計伝票の正当性を立証する書類をいう。以下同じ。）

〇〇年

(4) その他の書類 〇〇年

(備考)

第1項は、文書等の標準的な保存分類等を参考に規定する。

2 前項各号の保存期間は、決算完結の日から起算する。

3 第1項各号に掲げる書類の焼却その他の処分を行う場合には、あらかじめ第8条第1項の経理責任者の指示又は承認を受けるものとする。

第2章 勘定科目及び会計帳簿類

第10条 第4条の各会計区分には、収入及び支出の状況及び財政状態を的確に把握するため必要な勘定科目を設ける。

2 各勘定科目の名称、配列及び内容については、会長が別に定める。

(勘定処理の原則)

第11条 勘定処理を行うに当たっては、次の各号に掲げる原則に留意しなければならない。

- (1) すべての収入及び支出は、予算に基づいて処理すること。
 - (2) 収入と支出は、相殺してはならないこと。
 - (3) その他一般に公正妥当と認められた会計処理の基準に準拠して行うこと。
- (会計帳簿)

第12条 会計帳簿は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 主要簿
 - ① 仕訳帳
 - ② 総勘定元帳

(2) 補助簿

- 2 仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代えることができる。
- 3 補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、会計伝票及び総勘定元帳と有機的関連のもとに作成しなければならない。
- 4 総勘定元帳及び補助簿の様式は、会長が別に定める。

(会計伝票)

第13条 一切の取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする。

- 2 会計伝票は、次の各号に掲げるものとし、その様式は、会長が別に定める。

- (1) 入金伝票
- (2) 出金伝票
- (3) 振替伝票

- 3 会計伝票は、証ひょうに基づいて作成し、証ひょうとともに保存する。
- 4 会計伝票は、作成者が押印した上で、第8条第1項の経理責任者の承認印を受けるものとする。

(記帳)

第14条 総勘定元帳は、すべて会計伝票に基づいて記帳しなければならない。

- 2 補助簿は、会計伝票又は証ひょうに基づいて記帳しなければならない。

(会計帳簿の更新)

第15条 会計帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

第3章 予算

(予算の目的)

第16条 予算は、各会計年度の事業活動を明確な計数でもって表示することにより収支の合理的規制を行い、事業の円滑適正な運営を図ることを目的とする。

(事業計画及び収支予算の作成)

第17条 事業計画及び収支予算は、毎事業年度会計区分ごとに作成し、幹事会の承認を得た後、総会の議決を得てこれを定める。

- 2 前項の事業計画及び収支予算は、〇〇農政局長に報告しなければならない。

(備考)

- 1 幹事会を置かない場合は、第1項中「幹事会の承認を得た後、」を削る。

- 2 第2項中「〇〇農政局長」を、北海道に主たる事務局を置く都道府県協議会にあっては「北海道農政事務所長」に、沖縄県に主たる事務局を置く都道府県協議会にあっては「沖縄総合事務局長」にそれぞれ読み替える。

(予算の実施)

第18条 予算の執行者は、会長とする。

(予算の流用)

第19条 予算は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

第4章 出納

(金銭の範囲)

第20条 この規程において「金銭」とは、現金及び預貯金をいい、「現金」とは、通貨のほか、郵便為替証書、為替貯金証書及び官公署の支払通知書をいう。

(金銭出納の明確化)

第21条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

- 2 金銭の出納は、会計伝票によって行わなければならない。

(金銭の収納)

第22条 金銭を収納したときは、会長が別に定める様式の領収証を発行しなければならない。

- 2 入金先の要求その他の事由より、前項の様式によらない領収証を発行する必要があるときは、第8条第1項の経理責任者の承認を得てこれを行う。

- 3 金融機関への振込みの方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(支払方法)

第23条 出納の事務を行う者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの請求書その他取引を証する書類に基づき、第8条第1項の経理責任者の承認を得て行うものとする。

- 2 支払は、金融機関への振込により行うものとする。ただし、小口払その他これによりがたい場合として第8条第1項の経理責任者が認めた支払のときには、この限りでない。

(支払期日)

第24条 金銭の支払は、毎月末とする。ただし、随時払の必要のあるもの及び定期払のものについては、この限りではない。

(領収証の徴収)

第25条 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。

- 2 金融機関への振込みの方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(預貯金証書等の保管)

第26条 預貯金証書又は預貯金通帳については、所定の金庫に保管し、又は金融機関等に保護預けするものとする。

(金銭の過不足)

第27条 出納の事務を行う者は、原則として毎月1回以上、預貯金の残高の証明できる書類によりその残高と帳簿残高との照合を行うとともに、金銭に過不足が生じたときは、遅滞なく第8条第1項の経理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

第5章 物品

(物品の定義)

第28条 物品とは、消耗品並びに耐用年数1年以上の器具及び備品をいう。

(物品の購入)

第29条 前条の物品の購入については、稟議書に見積書を添付し、第8条第1項の経理責任者を経て、会長の決裁を受けなければならない。ただし、1件の購入金額が20万円未満のときは、事務局長が専決処理にすることができる。

(物品の照合)

第30条 出納の事務を行う者は、耐用年数1年以上の器具及び備品について、備品台帳を設けて保全状況及び移動について所要の記録を行うとともに、その移動及び滅失又はき損があった場合は、第8条第1項の経理責任者に通知しなければならない。

2 第8条第1項の経理責任者は、毎事業年度1回以上、現物照合し、差異がある場合は、所定の手続を経て、前項の備品台帳の整備を行わなければならない。

(規定の準用)

第31条 協議会の運営に必要な経費であって、会議費等軽微なものの支出については、第29条の規定を準用する。

第6章 決算

(決算の目的)

第32条 決算は、一定期間の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、当該期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

(決算の種類)

第33条 決算は、毎半期末の半期決算と毎年3月末の年度決算に区分する。

(半期決算)

第34条 第8条第1項の経理責任者は、毎半期末に会計記録を整理し、次の各号に掲げる計算書類を作成して翌月の15日までに事務局長を経て会長に報告しなければならない。

(1) 合計残高試算表

(2) 予算対比収支計算書

(財務諸表の作成)

第35条 第8条第1項の経理責任者は、毎事業年度終了後速やかに年度決算に必要な整理を行い、次の各号に掲げる計算書類を作成し、会長に報告しなければならない。

- (1) 収支計算書
- (2) 正味財産増減計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録

(年度決算の確定)

第36条 会長は、前条の計算書類に基づいて監事の監査を受けた後、当該計算書類に監事の意見書を添えて総会に提出し、その承認を受けて年度決算を確定する。

(報告)

第37条 会長は、前条の規定により決算が確定したときは、速やかにその旨を〇〇農政局長に報告しなければならない。

(備考)

「〇〇農政局長」は北海道に主たる事務局を置く都道府県協議会にあっては「北海道農政事務所長」に、沖縄県に主たる事務局を置く都道府県協議会にあっては「沖縄総合事務局長」にそれぞれ改める。

第7章 雑則

第38条 水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）、耕畜連携水田活用対策事業実施要綱（平成19年4月2日付け18生畜第2750号農林水産事務次官依命通知）、水田等有効活用促進対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第9847号農林水産事務次官依命通知）、水田等有効活用促進指導事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第9849号農林水産事務次官依命通知）、水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知）、耕畜連携水田活用対策事業実施要領（平成19年4月2日付け18生畜第2751号農林水産省生産局長通知）、水田等有効活用促進対策事業実施要領（平成21年4月1日付け20生産第9848号農林水産省生産局長通知）、水田等有効活用促進指導事業実施要領（平成21年4月1日付け20生産第9850号農林水産省生産局長通知）、協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

(備考)

幹事会を置かない場合は、第38条中「幹事会の承認を得た後、」を削る。

附 則

- 1 この規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。
- 2 平成18年産の稲作所得基盤確保対策、麦・大豆品質向上対策及び担い手経営安定対策については、なお従前の例による。

(備考)

都道府県水田農業推進協議会会計処理規定の作成に当たっては、原則として上記によるものとするが、特段の事情等がある場合は、必要最小限の変更を行

うことができるものとする。

(別紙 4)

〇〇都道府県水田農業推進協議会文書取扱規程

平成〇〇年〇月〇日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、〇〇都道府県水田農業推進協議会（以下「都道府県協議会」という。）における文書の取扱いについて必要な事項を定め、文書による事務の処理を適正、かつ、能率的にすることを目的とする。

(文書の処理及び取扱いの原則)

第 2 条 都道府県協議会における事務処理は、輕易なものを除き、すべて文書をもって行わなければならない。

2 ファクシミリ、電子メールその他で照会、回答、報告又は打合せを行ったときは、第 3 項、第 16 条、第 22 条又は第 23 条に準じて処理するものとする。

3 文書は、事案の当初から完結までのものを一括して綴るものとし、これによることができない場合には、関連するそれぞれの文書の所在を明らかにする等の措置を講じなければならない。

第 3 条 文書の取扱いに当たっては、その迅速と正確を期し、かつ、機密を重んじ常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、これを保管する場合は、常にその所在を明確にしておかなければならない。

(文書の発行名義人)

第 4 条 文書の発行名義人は、会長及び事務局長とする。ただし、事務連絡等の軽微な文書については、この限りではない。

(文書管理責任者)

第 5 条 次の各号に掲げる〇〇都道府県水田農業推進協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第 3 条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる文書管理責任者を置く。

(事務の区分)

(文書管理責任者)

(1) 水田農業構造改革交付金に係る事務

〇〇〇

(2) 耕畜連携水田活用対策に係る事務

〇〇〇

(3) 水田等有効活用促進交付金に係る事務

〇〇〇

(4) 水田等有効活用促進指導費交付金に係る事務

〇〇〇

(5) 水田農業構造改革対策推進交付金に係る事務

〇〇〇

2 前項の文書管理責任者は、当該事務に係る事務処理規程第 3 条第 1 項の事務責任

者及び当該事務に係る〇〇都道府県水田農業推進協議会会計処理規程（以下「会計処理規程」という。）第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

（文書に関する帳簿）

第6条 文書に関する帳簿として次の各号に掲げるものを備え置くものとする。

- (1) 文書登録簿
- (2) 簡易文書整理簿
- (3) 文書保存簿

（文書の接受及び配布）

第7条 会長あて及び事務局長あての封書については、開封し、事務を担当する者に配布する。この場合において、その内容が緊急、かつ、適正に処理を要するものについては、会長が別に定める受付印を押印の上、事務を担当する者あてに配布する。

2 前項を除くほか、特定の名義人あての封書については、そのまま当該名義人あてに配布し、当該名義人は開封の上、その内容が前項に準じるもので必要と認める場合には、受付印を押印するものとする。

（文書の登録）

第8条 文書の接受又は発議により起案した文書（以下「起案文書」という。）は、第6条第1号の文書登録簿に登録する。

2 前項の登録は、当該文書の件名、差出人、文書番号、接受年月日、登録年月日その他必要な事項を記載してするものとする。

3 軽微な通知、照会等簡易な内容の文書及び発行名義人が事務局長に係る文書は、前2項の規定にかかわらず、第6条第2号の簡易文書整理簿に所要事項を登録して整理するものとする。

（起案）

第9条 文書は、事案ごとに起案するものとする。ただし、2件以上の事案で、その間に相互に関連のあるものについては、これらを1件とみなし、一つの起案により処理することができる。

2 接受した文書については、特別の事情のあるものを除き、接受の日から7日以内に起案しなければならない。

第10条 文書の起案をするときは、会長が別に定める起案用紙を用いるとともに、起案年月日、決裁年月日、施行年月日等を必ず記入しなければならない。

（文書の決裁）

第11条 起案文書には、その決裁に係る事項について処理案の要旨及び理由を記述した伺文を記載するものとする。ただし、供覧に係る文書その他決裁に係る事項が軽微なものであるときは、この限りでない。

（決裁の順序）

第12条 起案文書の決裁の順序は、原則として起案者が属する事務の区分の第5条第1項の文書管理責任者、起案者が属する事務の区分の会計処理規程第8条第1項の経理責任者、事務処理規程第3条第1項各号に掲げるすべての事務責任者、事務局長、副会長、会長（以下「決裁権者」と総称する。）の順序とする。

（後伺い）

第13条 決裁権者が不在であつて、かつ、緊急を要する場合には、最終決裁権者（会長又は第14条の規定により専決処理することが認められた者をいう。）を除き、当該決裁権者の決裁を後伺いとして処理できる。

（文書の専決）

第14条 起案文書は、会長が別に定めるところにより文書の専決処理にすることができる。

（文書の代決）

第15条 副会長は、特に必要と認められる場合には、会長の代決をすることができる。

（供覧文書）

第16条 供覧に係る文書については、起案文書によらず、接受した文書の余白にゴム印による決裁欄を設けて供覧することとして、差し支えない。

（文書番号）

第17条 文書番号は、次の各号に掲げる名義人ごとに当該各号に掲げるものとする。

（1）都道府県協議会会長 ○○△△協議会第 号

（2）事務局長 ○○△△協議会事第 号

（備考）

○○は年度、△△は都道府県名とする。

2 文書番号は、事務処理規程第3条第1項各号に掲げる事務の区分ごとに小区分を設ける。

3 文書番号は、○○都道府県水田農業推進協議会規約（以下「協議会規約」という。）に定める事業年度ごとに起番するものとする。

（文書の施行）

第18条 起案文書の施行に当たっては、第6条第1号の文書登録簿又は同条第2号簡易文書整理簿に所要事項を記入し、当該文書の発行名義人の公印を押印するものとする。

2 ○○都道府県水田農業推進協議会公印取扱規程第11条の契印は、施行のための浄書文書と起案文書とを照合し、誤りのないことを確認した上で行うものとする。

（発送）

第19条 文書の発送は、通常郵便物によるほか、第5条第1項の文書管理責任者の指示を受けて速達、書留その他特殊扱いにすることができる。

第20条 前条の規定にかかわらず、都道府県協議会の近傍に所在する関係機関等あてに文書を発送する場合には、使送によることができる。

（文書の完結）

第21条 起案文書の決裁又は発送が終了したことにより、当該文書に係る事案が終了したときは、第6条第1号の文書登録簿又は同条第2号の簡易文書整理簿に完結の旨を記入することとする。

（保存期間）

第22条 文書の保存期間は、次のとおりとする。

（類別区分） （保存期間）

第1類 ○年

- 第2類 ○年
第3類 ○年
第4類 ○年

- 2 文書の保存期間は、文書が完結した時点から起算する。
3 類別区分の標準は、会長が別に定めるところによるものとする。

(備考)

第1項の保存期間及び第3項の類別区分については、文書等の標準的な保存分類を参考に規定すること。

(文書の廃棄)

第23条 文書で保存期間を経過したものは、第6条第3号の文書保存簿から削除し、廃棄するものとする。ただし、保存期間を経過した後も、なお、保存の必要のあるものについては、この旨を第6条第3号の文書保存簿に記入し、保存しておくことができる。

(雑則)

第24条 水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）、耕畜連携水田活用対策事業実施要綱（平成19年4月2日付け18生畜第2750号農林水産事務次官依命通知）、水田等有効活用促進対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第9847号農林水産事務次官依命通知）、水田等有効活用促進指導事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第9849号農林水産事務次官依命通知）、水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知）、耕畜連携水田活用対策事業実施要領（平成19年4月2日付け18生畜第2751号農林水産省生産局長通知）、水田等有効活用促進対策事業実施要領（平成21年4月1日付け20生産第9848号農林水産省生産局長通知）、水田等有効活用促進指導事業実施要領（平成21年4月1日付け20生産第9850号農林水産省生産局長通知）、協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

(備考)

幹事会を置かない場合は、第24条中「幹事会の承認を得た後、」を削る。

附 則

- 1 この規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。
2 平成18年産の稲作所得基盤確保対策、麦・大豆品質向上対策及び担い手経営安定対策については、なお従前の例による。

(備考)

都道府県水田農業推進協議会文書取扱規程の作成に当たっては、原則として上記によるものとするが、特段の事情等がある場合は、必要最小限の変更を行うことができるものとする。

(別紙 5)

〇〇都道府県水田農業推進協議会公印取扱規程

平成〇〇年〇月〇日制定

(趣旨)

第 1 条 〇〇都道府県水田農業推進協議会（以下「都道府県協議会」という。）における公印の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程において「公印」とは、都道府県協議会の業務遂行上作成された文書に使用する印章で、それを押印することにより、当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

(種類)

第 3 条 公印の種類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 協議会印 「〇〇都道府県水田農業推進協議会」の名称を彫刻

(2) 職務印

イ 会長印 「〇〇都道府県水田農業推進協議会会長」の名称を彫刻

ロ 事務局長印 「〇〇都道府県水田農業推進協議会事務局長」の名称を彫刻

(備考)

第 1 号の協議会印及び第 2 号ロの事務局長印を作成しない場合は、削除する。

(公印の形状、寸法等)

第 4 条 公印の名称及び寸法は、別表に掲げるものとし、その字体及び材質は、会長が別に定める。

(登録)

第 5 条 会長は、公印を新たに調製し、再製し、又は改印したときは、その印影を公印登録簿に登録しなければならない。

(交付)

第 6 条 会長は、前条の規定により公印の登録を終えたときは、直ちにその公印を第 8 条第 1 項の公印管理責任者に交付しなければならない。

(返納)

第 7 条 公印が不用となり、又は破損若しくは減耗して使用ができなくなったときは、次条第 1 項の公印管理責任者は、直ちに会長に返納しなければならない。

2 会長は、前項の公印の返納を受けたときは、1 年間保管し、その期間が満了した後、廃棄する。

3 公印が廃棄されたときは、遅滞なく、第 5 条の登録を抹消するものとする。

(公印管理責任者)

第 8 条 公印の適切な使用及び管理を図るため、公印管理責任者を置く。

2 前項の公印管理責任者は、事務局長とする。

(管守)

第9条 前条第1項の公印管理責任者は、公印が適切に使用されるよう管理するとともに、公印が使用されないときは、金庫その他の確実な保管設備のあるものに格納し、これに施錠の上、厳重に保管しなければならない。

2 前条第1項の公印管理責任者は、第5条の公印登録簿を厳重に保管しなければならない。

(押印)

第10条 公印の押印は、原則として、会長又はその委任を受けた者の指示により第8条第1項の公印管理責任者が行うものとする。

2 第8条第1項の公印管理責任者が出張若しくは休暇その他により不在の場合又は秘密を要する文書に押印する必要がある場合等特別の事情がある場合に限り、前項の規定にかかわらず、会長の指名する者が行うものとする。

(使用範囲)

第11条 公印は、決裁が終了した文書を施行するときに限り使用するものとする。なお、水田農業構造改革交付金等の請求又は交付に関する文書、契約又は証明に関する文書その他特に必要と認める文書については、当該文書とその原議にわたって、会長が別に定める契印を押印した上で使用するものとする。

(雑則)

第12条 水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）、耕畜連携水田活用対策事業実施要綱（平成19年4月2日付け18生畜第2750号農林水産事務次官依命通知）、水田等有効活用促進対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第9847号農林水産事務次官依命通知）、水田等有効活用促進指導事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第9849号農林水産事務次官依命通知）、水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知）、耕畜連携水田活用対策事業実施要領（平成19年4月2日付け18生畜第2751号農林水産省生産局長通知）、水田等有効活用促進対策事業実施要領（平成21年4月1日付け20生産第9848号農林水産省生産局長通知）、水田等有効活用促進指導事業実施要領（平成21年4月1日付け20生産第9850号農林水産省生産局長通知）、〇〇都道府県水田農業推進協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

(備考)

幹事会を置かない場合は、第12条中「幹事会の承認を得た後、」を削る。

附 則

この規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

(備考)

都道府県水田農業推進協議会内部監査実施規程の作成に当たっては、原則として上記によるものとするが、特段の事情等がある場合は、必要最小限の変更を行うことができるものとする。

(別紙 6)

〇〇都道府県水田農業推進協議会内部監査実施規程

平成〇〇年〇月〇日制定

(趣旨)

第 1 条 〇〇都道府県水田農業推進協議会の業務及び資金管理に関する内部監査は、この内部監査実施規程により実施するものとする。

(監査員の指名)

第 2 条 内部監査を行う監査員は、複数名とし、会員の所属組織のうちから会長が指名する。

(内部監査の種類)

第 3 条 内部監査は、半期ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。

(内部監査実施計画の作成等)

第 4 条 監査員は、毎事業年度〇月末日までに内部監査責任者を 1 名定め、及び内部監査実施計画を作成し、会長に報告するものとする。

(内部監査結果の報告)

第 5 条 前条の内部監査責任者は、内部監査の終了ごとにその結果をとりまとめた内部監査報告書を作成し、会長に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた会長は、報告を受けた日以降最初の総会に報告するものとする。

3 第 1 項の内部監査報告書は、当該年度終了後〇年間保管するものとする。

(内部監査結果の不適合の是正)

第 6 条 第 4 条の内部監査責任者は、内部監査の結果、不適合が認められた場合は、是正のための指示書を作成し、会長に報告するとともに、被内部監査部門の責任者に指示するものとする。

2 前項の指示を受けた被内部監査部門の責任者は、指摘された不適合事項について速やかに是正措置を講ずるものとする。

3 被内部監査部門の責任者は、前項の是正措置が終了した場合には、速やかにその結果についての報告書を作成し、第 4 条の内部監査責任者に報告するものとする。

4 前項の報告を受けた第 4 条の内部監査責任者は、その内容を確認し会長に報告した上で、報告を受けた日以降最初の総会に報告するものとする。

5 第 1 項の指示書、第 3 項の報告書は、当該事業年度終了後〇年間保管するものとする。

(雑則)

第 7 条 水田農業構造改革対策実施要綱（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 生産第 799 号農林水産事務次官依命通知）、耕畜連携水田活用対策事業実施要綱（平成 19 年 4 月 2 日付け 18 生産第 2750 号農林水産事務次官依命通知）、水田等有効活用促進対策事業実施要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 生産第 9847 号農林水産

事務次官依命通知)、水田等有効活用促進指導事業実施要綱(平成21年4月1日付け20生産第9849号農林水産事務次官依命通知)、水田農業構造改革対策実施要領(平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知)、耕畜連携水田活用対策事業実施要領(平成19年4月2日付け18生畜第2751号農林水産省生産局長通知)、水田等有効活用促進対策事業実施要領(平成21年4月1日付け20生産第9848号農林水産省生産局長通知)、水田等有効活用促進指導事業実施要領(平成21年4月1日付け20生産第9850号農林水産省生産局長通知)、〇〇都道府県水田農業推進協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、内部監査に必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

(備考)

幹事会を置かない場合は、第7条中「幹事会の承認を得た後、」を削る。

附 則

この規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

(備考)

都道府県水田農業推進協議会内部監査実施規程の作成に当たっては、原則として上記によるものとするが、特段の事情等がある場合は、必要最小限の変更を行うことができるものとする。

(別紙 7)

〇〇〇地域水田農業推進協議会規約

平成〇〇年〇月〇日制定

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この協議会は、〇〇〇地域水田農業推進協議会（以下「地域協議会」という。）という。

(備考)

既存の組織を改編する等により、当該組織を地域協議会とし、その名称を地域協議会の名称として使用する場合には、地域協議会の名称は「〇〇〇地域水田農業推進協議会」としなくても構わない。

(区域)

第 2 条 地域協議会の区域は、〇〇市、〇〇町、〇〇村とする。

(備考)

地域協議会の区域の設定は、市町村区域、J A の地区等を参考にする等、地域の実情に応じて行う。

(目的)

第 3 条 地域協議会は、地域における需要に応じた米の生産の推進を図るとともに、水田農業構造改革交付金等の活用を通じ、水田農業の構造改革の推進、水田を活用した作物の産地確立の推進、食料自給力・自給率向上を目指した取組の推進、〇〇〇等に資することを目的とする。

(備考)

第 3 条中「産地づくりの推進」の次に「〇〇〇〇等に資すること」等新たな目的を加えた場合は、第 4 条には、それに対応する事業を記載する。

(事業)

第 4 条 地域協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域水田農業ビジョンの策定、実施状況の点検及び見直しに関すること。
- (2) 水田農業構造改革交付金に関すること。
- (3) 耕畜連携水田活用対策に関すること。
- (4) 水田等有効活用促進交付金に関すること。
- (5) 水田等有効活用指導費交付金に関すること。
- (6) 認定方針作成者別の需要量に関する情報の算定、認定方針作成者から方針参加農業者への生産数量目標の配分の一般ルールの設定及び当該生産数量目標を作付面積に換算する際の基準となる単収等の検討・助言に関すること。
- (7) 〇〇〇を達成するために必要なこと。

(備考)

1 第6号は、地域協議会が米政策改革基本要綱（平成15年7月4日付け15総合第1604号農林水産事務次官依命通知）第Ⅱ部の第1の2の(1)のイに定める第三者機関的な組織（以下「第三者機関的な組織」という。）としての機能を兼ねない場合には削る。

2 第6号の下に「〇〇〇を達成するために必要なこと」等新たな事業を加えた場合は、第3条にはそれに対応する目的を記載する。

2 地域協議会は、前項第〇号に関する業務の一部を〇〇〇に委託して実施する。

（備考）

1 第2項は、地域協議会が業務の一部を他に委託して実施しない場合には削る。

2 地域水田農業ビジョンの策定、実施状況の点検及び見直しに関することは委託できない。

第2章 会員等

（地域協議会の会員）

第5条 地域協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

(1) 〇〇〇〇

(2) 〇〇〇〇

(3) 〇〇〇〇

(4) 〇〇〇〇

（備考）

地域協議会の組織の設定に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係者が十分協議する。

（届出）

第6条 会員は、その氏名及び住所（会員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく地域協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

（役員の定数及び選任）

第7条 地域協議会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 〇名

(3) 監 事 〇名

2 前項の役員は、第5条の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

（役員の職務）

第8条 会長は会務を総理し、地域協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員任期)

第9条 役員任期は、○年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第11条 地域協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合においては、地域協議会は、その総会の開催の日の○日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 地域協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。

3 通常総会は、毎年1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会員現在数の○分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
- (2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
- (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会招集)

第14条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

3 会議の開催に当たっては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、会議の公開及び議事録の公表に努めるものとする。

(総会議決方法等)

第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会員として総会の議決に加わることはできない。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。

(4) 地域水田農業ビジョンの策定、実施状況の点検及び見直しに関すること。

(5) 産地確立計画書に関すること。

(6) その他地域協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(1) 地域協議会規約の変更

(2) 地域協議会の解散

(3) 会員の除名

(4) 役員の解任

(書面又は代理人による表決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに地域協議会に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を地域協議会に提出しなければならない。

4 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第18条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。
- 4 議事録は、第22条第1項の事務局に備え付けておかなければならない。

第5章 幹事会

(備考)

幹事会を置かない地域協議会においては、本章を削る。

(幹事会の構成等)

第20条 地域協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第22条第2項の事務局長及び次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) ○○○
- (2) ○○○
- (3) ○○○
- (4) ○○○
- (5) ○○○

(備考)

幹事会の組織の設定に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係者が十分協議する。

- 3 幹事の中から幹事長を互選する。
- 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(幹事会の権能)

第21条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (3) その他幹事会において必要と認めた事項に関すること。
- 2 幹事会において、前項第1号にあっては総会開催の直前に、第2号及び第3号にあっては必要に応じて協議する。

第6章 事務局等

(事務局)

第22条 総会の決定に基づき地域協議会の業務を執行するため、○○○に事務局を置く。

- 2 地域協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、会長が任命する。
- 4 地域協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。
- 5 事務局長は、○○○地域水田農業推進協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者並びに○○○地域水田農業推進協議会事務処理及び文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者を兼務することができる。

(備考)

1 第1項の〇〇〇には、事務局を置く組織の住所を記載する。

2 地域協議会の業務を会員が分担して行う場合は、都道府県水田農業推進協議会規約を参考に事務局の組織を規定する。

(業務の執行)

第23条 地域協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 会計処理規程
- (2) 事務処理及び文書取扱規程
- (3) 公印取扱規程
- (4) 内部監査規程

(書類及び帳簿の備付け)

第24条 地域協議会は、第22条第1項の事務局に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 地域協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条の各号の規程に基づく書類及び帳簿

第7章 会計

(事業年度)

第25条 地域協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第26条 地域協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 〇〇都道府県水田農業推進協議会からの助成金
- (2) その他の収入

(資金の取扱い)

第27条 地域協議会の資金の取扱方法は、会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第28条 地域協議会の事務に要する経費は、第26条第1号の〇〇都道府県水田農業推進協議会（以下「都道府県協議会」という。）からの助成金及び同条第2号のその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第29条 地域協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、幹事会の承認を得た後、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(備考)

幹事会を置かない場合には、第29条中「幹事会の承認を得た後、」を削る。

(監査等)

第30条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の〇日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書

- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第22条第1項の事務局に備え付けておかなければならない。

(報告)

第31条 会長は、水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、耕畜連携水田活用対策事業実施要綱（平成19年4月2日付け18生畜第2750号農林水産事務次官依命通知。以下「耕畜連携実施要綱」という。）、水田等有効活用促進対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第9847号農林水産事務次官依命通知。以下「水田有効実施要綱」という。）、水田等有効活用促進指導事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第9849号農林水産事務次官依命通知。以下「指導事業実施要綱」という。）、水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知。以下「実施要領」という。）、耕畜連携水田活用対策事業実施要領（平成19年4月2日付け18生畜第2751号農林水産省生産局長通知。以下「耕畜連携実施要領」という。）、水田等有効活用促進対策事業実施要領（平成21年4月1日付け20生産第9848号農林水産省生産局長通知。以下「水田有効実施要領」という。）、水田等有効活用促進指導事業実施要領（平成21年4月1日付け20生産第9850号農林水産省生産局長通知。以下「指導事業実施要領」という。）その他規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を都道府県協議会に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度末の財産目録及び貸借対照表
- (3) 前年度の収支計算書及びその年度の収支予算書

第8章 地域協議会規約の変更

(規約の変更)

第32条 この規約を変更する場合は、都道府県協議会の承認を受けなければならない。

(届出)

第33条 第23条各号に掲げる規程に変更があった場合は、地域協議会は、遅滞なく都道府県協議会に届出なければならない。

(備考)

地域協議会が解散した場合の残余財産の処分について規定する場合は、都道府県協議会規約第8章を参考に規定する。

第9章 雑則

(細則)

第34条 実施要綱、耕畜連携実施要綱、水田有効実施要綱、指導事業実施要綱、実施要領、耕畜連携実施要領、水田有効実施要領、指導事業実施要領及びこの規約に定めるもののほか、地域協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。

(備考)

幹事会を置かない場合には、第34条中「幹事会の承認を得た後、」を削る。

附 則

- 1 この規約は、平成○年○月○日から施行する。
- 2 地域協議会の設立当初の役員の選任については、第7条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第9条第1項の規定にかかわらず平成○年○月○日までとする。
- 3 地域協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第29条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 地域協議会の設立初年度の会計年度については、第25条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成17年3月31日までとする。

(備考)

附則第4項において、「この規約の施行の日から」は、「平成○年○月○日から」とすることができる。

- 5 平成18年産の麦・大豆品質向上対策については、なお従前の例による。

(備考)

地域水田農業推進協議会規約の作成に当たっては、原則として上記によるものとするが、特段の事情等がある場合は、必要最小限の変更を行うことができる。

(別紙 8)

〇〇〇地域水田農業推進協議会会計処理規程

平成〇〇年〇月〇日制定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、〇〇〇地域水田農業推進協議会（以下「地域協議会」という。）の会計の処理に関する基準を確立して、地域協議会の業務の適正、かつ、能率的な運営と予算の適正な実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 地域協議会の会計業務に関しては、水田農業構造改革交付金等交付要綱（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 生産第 8 1 1 3 号農林水産事務次官依命通知）及び〇〇〇地域水田農業推進協議会規約に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

(会計原則)

第 3 条 地域協議会の会計は、次の各号に掲げる原則に適合するものでなければならない。

- (1) 地域協議会の会計処理に関し、真実な内容を明瞭に表示すること。
- (2) すべての取引について、正確な記帳整理をすること。
- (3) 会計の処理方法及び手続は、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計区分)

第 4 条 地域協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ区分して経理する

- (1) 産地確立事業会計
- (2) 稲作構造改革促進事業会計
- (3) 担い手集積加算事業会計
- (4) 産地確立特別加算事業会計
- (5) 新需給調整システム定着交付金助成事業会計
- (6) 耕畜連携水田活用対策事業会計
- (7) 水田等有効活用促進事業会計
- (8) 水田等有効活用促進指導事業会計

2 地域協議会の業務遂行上必要のある場合は、前項の会計と区分して特別会計を設けることができるものとする。

第 5 条 前条に関する口座は、〇〇〇に開設するものとする。

(会計年度)

第 6 条 地域協議会の会計年度は、地域協議会規約に定める事業年度に従い毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(出納責任者)

第7条 出納責任者は、会長とする。

(経理責任者)

第8条 地域協議会に経理責任者を置く。

2 経理責任者は、〇〇〇地域水田農業推進協議会事務処理及び文書取扱規程（以下「事務処理規程」という。）第5条第1項による文書管理責任者を兼務することができる。

(備考)

地域協議会の業務を会員が分担して行う場合は、都道府県水田農業推進協議会会計処理規程第8条を参考に規定する。

(帳簿書類の保存及び処分)

第9条 会計帳簿、会計伝票その他の書類の保存期間は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 予算及び決算書類 〇〇年
- (2) 会計帳簿及び会計伝票 〇〇年
- (3) 証ひょう（領収書その他会計伝票の正当性を立証する書類をいう。以下同じ。）
〇〇年
- (4) その他の書類 〇〇年

(備考)

第1項は、文書等の標準的な保存分類を参考に規定する。

2 前項の保存期間は、決算完結の日から起算する。

3 第1項各号に掲げる書類の焼却その他の処分を行う場合には、あらかじめ第8条第1項の経理責任者の指示又は承認を受けるものとする。

第2章 勘定科目及び会計帳簿類

(勘定科目)

第10条 第4条の各会計区分には、収入及び支出の状況及び財政状況を的確に把握するため必要な勘定科目を設ける。

2 各勘定科目の名称、配列及び内容については、会長が別に定める。

(勘定処理の原則)

第11条 勘定処理を行うに当たっては、次の各号に掲げる原則に留意しなければならない。

- (1) すべての収入及び支出は、予算に基づいて処理すること。
- (2) 収入と支出は、相殺してはならないこと。
- (3) その他一般に公正妥当と認められた会計処理の基準に準拠して行うこと。

(会計帳簿)

第12条 会計帳簿は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 主要簿

- ① 仕訳帳
- ② 総勘定元帳

(2) 補助簿

2 仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代えることができる。

3 補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、会計伝票及び総勘定元帳と有機的関連のもとに作成しなければならない。

4 総勘定元帳及び補助簿の様式は、会長が別に定める。

第13条 一切の取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする。

2 会計伝票は、次の各号に掲げるものとし、その様式は、会長が別に定める。

(1) 入金伝票

(2) 出金伝票

(3) 振替伝票

3 会計伝票は、証ひょうに基づいて作成し、証ひょうとともに保存する。

4 会計伝票は、作成者が押印した上で、第8条第1項の経理責任者の承認印を受けるものとする。

(記帳)

第14条 総勘定元帳は、すべて会計伝票に基づいて記帳しなければならない。

2 補助簿は、会計伝票又は証ひょうに基づいて記帳しなければならない。

(会計帳簿の更新)

第15条 会計帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

第3章 予算

(予算の目的)

第16条 予算は、各会計年度の事業活動を明確な計数でもって表示することにより収支の合理的規制を行い、事業の円滑適正な運営を図ることを目的とする。

(事業計画及び収支予算の作成)

第17条 事業計画及び収支予算は、毎事業年度会計区分ごとに作成し、幹事会の承認を得た後、総会の議決を得てこれを定める。

2 前項の事業計画及び収支予算は、〇〇都道府県水田農業推進協議会（以下「都道府県協議会」という。）に報告しなければならない。

(備考)

幹事会を置かない場合は、第1項中「幹事会の承認を得た後、」を削る。

(予算の実施)

第18条 予算の執行者は、会長とする。

(予算の流用)

第19条 予算は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

第4章 出納

(金銭の範囲)

第20条 この規程において「金銭」とは、現金及び預貯金をいい、「現金」とは、通貨のほか、郵便為替証書、為替貯金証書及び官公署の支払通知書をいう。

(金銭出納の明確化)

第21条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

2 金銭の出納は、会計伝票によって行わなければならない。

(金銭の収納)

第22条 金銭を収納したときは、会長が別に定める様式の領収証を発行しなければならない。

2 入金先の要求その他の事由より、前項の様式によらない領収証を発行する必要があるときは、第8条第1項の経理責任者の承認を得てこれを行う。

3 金融機関への振込みの方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(支払方法)

第23条 出納の事務を行う者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの請求書その他取引を証する書類に基づき、第8条第1項の経理責任者の承認を得て行うものとする。

2 支払は、金融機関への振込により行うものとする。ただし、小口払その他これによりがたい場合として第8条第1項の経理責任者が認めた支払のときには、この限りでない。

(支払期日)

第24条 金銭の支払は、毎月末とする。ただし、随時払の必要のあるもの及び定期払のものについては、この限りではない。

(領収証の徴収)

第25条 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込みの方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(預貯金証書等の保管)

第26条 預貯金証書又は預貯金通帳については、所定の金庫に保管し、又は金融機関等に保護預けするものとする。

(金銭の過不足)

第27条 出納の事務を行う者は、原則として毎月1回以上、預貯金の残高の証明できる書類によりその残高と帳簿残高との照合を行うとともに、金銭に過不足が生じたときは、遅滞なく第8条第1項の経理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

第5章 物品

(物品の定義)

第28条 物品とは、消耗品並びに耐用年数1年以上の器具及び備品をいう。

(物品の購入)

第29条 前条の物品の購入については、稟議書に見積書を添付し、第8条第1項の経理責任者を経て、会長の決裁を受けなければならない。ただし、1件の購入金額が

20万円未満のときは、事務局長が専決処理にすることができる。

(物品の照合)

第30条 出納の事務を行う者は、耐用年数1年以上の器具及び備品について、備品台帳を設けて保全状況及び移動について所要の記録を行うとともに、その移動及び滅失又はき損があった場合は、第8条第1項の経理責任者に通知しなければならない。

2 第8条第1項の経理責任者は、毎事業年度1回以上、現物照合し、差異がある場合は、所定の手続を経て、前項の備品台帳の整備を行わなければならない。

(規定の準用)

第31条 地域協議会の運営に必要な経費であって、会議費等軽微なものの支出については、第29条の規定を準用する。

第6章 決算

(決算の目的)

第32条 決算は、第6条の会計年度内の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、当該期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

(決算の種類)

第33条 決算は、毎年3月末の年度決算とする。

(財務諸表の作成)

第34条 第8条第1項の経理責任者は、毎事業年度終了後速やかに年度決算に必要な整理を行い、次の各号に掲げる計算書類を作成し、会長に報告しなければならない。

(1) 収支計算書

(2) 正味財産増減計算書

(3) 貸借対照表

(4) 財産目録

(年度決算の確定)

第35条 会長は、前条の計算書類に基づいて監事の監査を受けた後、当該計算書類に監事の意見書を添えて総会に提出し、その承認を受けて年度決算を確定する。

(報告)

第36条 会長は、前条の規定により決算が確定したときは、速やかにその旨を都道府県協議会に報告しなければならない。

第7章 雑則

第37条 水田業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）、耕畜連携水田活用対策事業実施要綱（平成19年4月2日付け18生畜第2750号農林水産事務次官依命通知）、水田等有効活用促進対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第9847号農林水産事務次官依命通知）、水田等有効活用促進指導事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第9849号農林水産事務次官依命通知）、水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知）、耕畜連携水田活用対策事業実施要領（平成19年4月2日付け18生畜第2751号農林水産省生産局長通知）、水田等有効活用促進対

策事業実施要領（平成２１年４月１日付け２０生産第９８４８号農林水産省生産局長通知）、水田等有効活用促進指導事業実施要領（平成２１年４月１日付け２０生産第９８５０号農林水産省生産局長通知）、地域協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

（備考）

幹事会を置かない場合は、３７条中「幹事会の承認を得た後、」を削る。

附 則

- １ この規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。
- ２ 平成１８年産の麦・大豆品質向対策については、なお従前の例による。

（備考）

地域水田農業推進協議会会計処理規程の作成に当たっては、原則として上記によるものとするが、特段の事情がある場合は、必要最小限の変更を行うことができる。

(別紙 9)

〇〇〇地域水田農業推進協議会事務処理及び文書取扱規程

平成〇〇年〇月〇日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、〇〇〇地域水田農業推進協議会（以下「地域協議会」という。）における事務処理及び文書の取扱いについて必要な事項を定め、文書による事務処理を適正、かつ、能率的にすることを目的とする。

(事務処理及び文書取扱いの原則)

第 2 条 地域協議会における事務処理は、軽易なものを除き、すべて文書をもって行わなければならない。

2 ファクシミリ、電子メールその他で照会、回答、報告又は打合せを行ったときは、第 4 項、第 16 条、第 22 条又は第 23 条に準じて処理するものとする。

3 地域協議会の事務処理に当たっては、迅速と正確を期し、かつ、機密を重んじ、常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

4 文書は、事案の当初から完結までのものを一括して綴るものとし、これによることができない場合には、関連するそれぞれの文書の所在を明らかにする等の措置を講じなければならぬ。

第 3 条 文書の取扱いに当たっては、迅速と正確を期し、かつ、機密を重んじ、常に関係者間の連絡に遺漏がないように努め、これを保管する場合は、常にその所在を明確にしておかなければならない。

(文書の発行名義人)

第 4 条 文書の発行名義人は、会長及び事務局長とする。ただし、事務連絡等の軽微な文書については、この限りではない。

(文書管理責任者)

第 5 条 地域協議会に文書管理責任者を置く。

2 文書管理責任者は、〇〇〇地域水田農業推進協議会会計処理規程（以下「会計処理規程」という。）第 8 条第 1 項の経理責任者を兼務することができる。

(備考)

地域協議会の業務を会員が分担して行う場合は、都道府県水田農業推進協議会事務処理規程第 3 条及び都道府県水田農業推進協議会文書取扱規程第 5 条を参考に規定する。

(文書に関する帳簿)

第 6 条 文書に関する帳簿として次の各号に掲げるものを備え置くものとする。

- (1) 文書登録簿
- (2) 簡易文書整理簿
- (3) 文書保存簿

(文書の接受及び配布)

第7条 会長あて及び事務局長あての封書については、開封し、事務を担当する者に配布する。この場合において、その内容が緊急、かつ、適正に処理を要するものについては、会長が別に定める受付印を押印の上、事務を担当する者あてに配布する。

2 前項を除くほか、特定の名義人あての封書については、そのまま当該名義人あてに配布し、当該名義人は開封の上、その内容が前項に準じるもので必要と認める場合には、受付印を押印するものとする。

(文書の登録)

第8条 文書の接受又は発議により起案した文書（以下「起案文書」という。）は、第6条第1号の文書登録簿に登録する。

2 前項の登録は、当該文書の件名、差出人、文書番号、接受年月日、登録年月日その他必要な事項を記載してするものとする。

3 軽微な通知、照会等簡易な内容の文書及び発行名義人が事務局長に係る文書は、前2項の規定にかかわらず、第6条第2号の簡易文書整理簿に所要事項を登録して整理するものとする。

(起案)

第9条 文書は、事案ごとに起案するものとする。ただし、2件以上の事案で、その間に相互に関連のあるものについては、これらを1件とみなし、一つの起案により処理することができる。

2 接受した文書については、特別の事情のあるものを除き、接受の日から7日以内に起案しなければならない。

第10条 文書の起案をするときは、会長が別に定める起案用紙を用いるとともに、起案年月日、決裁年月日、施行年月日等を必ず記入しなければならない。

(文書の決裁)

第11条 起案文書には、その決裁に係る事項について処理案の要旨及び理由を記述した伺文を記載するものとする。ただし、供覧に係る文書その他決裁に係る事項が軽微なものであるときは、この限りでない。

(決裁の順序)

第12条 起案文書の決裁の順序は、原則として第5条第1項の文書管理責任者、会計処理規程第8条第1項の経理責任者、事務局長、副会長、会長（以下「決裁権者」と総称する。）の順序とする。

(備考)

地域協議会の業務を会員が分担して行う場合は、都道府県水田農業推進協議会文書取扱規程第12条を参考に規定すること。

(後伺い)

第13条 決裁権者が不在であつて、かつ、緊急を要する場合には、最終決裁権者（会長又は第14条の規定により専決処理することが認められた者をいう。）を除き、当該決裁権者の決裁を後伺いとして処理できる。

(文書の専決)

第14条 起案文書は、会長が別に定めるところにより文書の専決処理にすることがで

きる。

(文書の代決)

第15条 副会長は、特に必要と認められる場合には、会長の代決をすることができる。

(供覧文書)

第16条 供覧に係る文書については、起案文書によらず、接受した文書の余白にゴム印による決裁欄を設けて供覧することとして、差し支えない。

(文書番号)

第17条 文書番号は、次の各号に掲げる名義人ごとに当該各号に掲げるものとする。

(1) 地域協議会会長 ○○△△協議会第 号

(2) 事務局長 ○○△△協議会事第 号

(備考)

○○は年度、△△は地域名とする。

2 文書番号は、対策の種類ごとに小区分を設ける。

3 文書番号は、○○○地域水田農業推進協議会規約（以下「地域協議会規約」という。）に定める事業年度ごとに起番するものとする。

(文書の施行)

第18条 起案文書の施行に当たっては、第6条第1号の文書登録簿又は同条第2号の簡易文書整理簿に所要事項を記入し、当該文書の発行名義人の公印を押印するものとする。

2 ○○○地域水田農業推進協議会公印取扱規程第11条の契印は、施行のための浄書文書と起案文書とを照合し、誤りのないことを確認した上で行うものとする。

(発送)

第19条 文書の発送は、通常郵便物によるほか、第5条第1項の文書管理責任者の指示を受けて速達、書留その他特殊扱いにすることができる。

第20条 前条の規定にかかわらず、地域協議会の近傍に所在する関係機関等あてに文書を発送する場合には、使送によることができる。

(文書の完結)

第21条 起案文書の決裁又は発送が終了したことにより、当該文書に係る事案が終了したときは、第6条第1号の文書登録簿又は同条第2号の簡易文書整理簿に完結の旨を記入することとする。

(保存期間)

第22条 文書の保存期間は、次のとおりとする。

(類別区分) (保存期間)

第1類 ○年

第2類 ○年

第3類 ○年

第4類 ○年

2 文書の保存期間は、文書が完結した時点から起算する。

3 類別区分の標準は、会長が別に定めるところによるものとする。

(備考)

第1項の保存期間及び第3項の類別区分については、文書等の標準的な保存分類を参考に規定すること。

(文書の廃棄)

第23条 文書で保存期間を経過したものは、第6条第3号の文書保存簿から削除し、廃棄するものとする。ただし、保存期間を経過した後も、なお、保存の必要のあるものについては、この旨を第6条第3号の文書保存簿に記入し、保存しておくことができる。

(雑則)

第24条 水田業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）、耕畜連携水田活用対策事業実施要綱（平成19年4月2日付け18生畜第2750号農林水産事務次官依命通知）、水田等有効活用促進対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第9847号農林水産事務次官依命通知）、水田等有効活用促進指導事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第9849号農林水産事務次官依命通知）、水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知）、耕畜連携水田活用対策事業実施要領（平成19年4月2日付け18生畜第2751号農林水産省生産局長通知）、水田等有効活用促進対策事業実施要領（平成21年4月1日付け20生産第9848号農林水産省生産局長通知）、水田等有効活用促進指導事業実施要領（平成21年4月1日付け20生産第9850号農林水産省生産局長通知）、地域協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

(備考)

幹事会を置かない場合は、第24条中「幹事会の承認を得た後、」を削る。

附 則

- 1 この規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。
- 2 平成18年産の麦・大豆品質向上対策については、なお従前の例による。

(備考)

地域水田農業推進協議会事務処理及び文書取扱規程の作成に当たっては、原則として上記によるものとするが、特段の事情等がある場合は、必要最小限の変更を行うことができるものとする。

(別紙 10)

〇〇〇地域水田農業推進協議会公印取扱規程

平成〇〇年〇月〇日制定

(趣旨)

第1条 〇〇〇地域水田農業推進協議会（以下「地域協議会」という。）における公印の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「公印」とは、地域協議会の業務遂行上作成された文書に使用する印章で、それを押印することにより、当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

(種類)

第3条 公印の種類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 協議会印 「〇〇〇地域水田農業推進協議会」の名称を彫刻

(2) 職務印

イ 会長印 「〇〇〇地域水田農業推進協議会会長」の名称を彫刻

ロ 事務局長印 「〇〇〇地域水田農業推進協議会事務局長」の名称を彫刻

(備考)

第1号の協議会印及び第2号ロの事務局長印を作成しない場合は、削除する。

(公印の形状、寸法等)

第4条 公印の名称及び寸法は、別表に掲げるものとし、その字体及び材質は、会長が別に定める。

(登録)

第5条 会長は、公印を新たに調製し、再製し、又は改印したときは、その印影を公印登録簿に登録しなければならない。

(交付)

第6条 会長は、前条の規定による公印の登録を終えたときは、直ちにその公印を第8条第1項の公印管理責任者に交付しなければならない。

(返納)

第7条 公印が不用となり、又は破損若しくは減耗して使用ができなくなったときは、次条第1項の公印管理責任者は、直ちに会長に返納しなければならない。

2 会長は、前項の公印の返納を受けたときは、1年間保管し、その期間が満了した後、廃棄する。

3 公印が廃棄されたときは、遅滞なく、第5条の登録を抹消するものとする。

(公印管理責任者)

第8条 公印の適切な使用及び管理を図るため、公印管理責任者を置く。

2 前項の公印管理責任者は、事務局長とする。

(管守)

第9条 前条第1項の公印管理責任者は、公印が適切に使用されるよう管理するとともに、公印が使用されないときは、金庫その他の確実な保管設備のあるものに格納し、これに施錠の上、厳重に保管しなければならない。

2 前条第1項の公印管理責任者は、第5条の公印登録簿を厳重に保管しなければならない。

(押印)

第10条 公印の押印は、原則として、会長又はその委任を受けた者の指示により第8条第1項の公印管理責任者が行うものとする。

2 第8条第1項の公印管理責任者が出張若しくは休暇その他により不在の場合又は秘密を要する文書に押印する必要がある場合等特別の事情がある場合に限り、前項の規定にかかわらず、会長の指名する者が行うものとする。

(使用範囲)

第11条 公印は、決裁が終了した文書を施行するときに限り使用するものとする。なお、水田農業構造改革交付金等の請求又は交付に関する文書、契約又は証明に関する文書その他特に必要と認める文書については、当該文書とその原議にわたって、会長が別に定める契印を押印した上で使用するものとする。

(雑則)

第12条 水田業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）、耕畜連携水田活用対策事業実施要綱（平成19年4月2日付け18生畜第2750号農林水産事務次官依命通知）、水田等有効活用促進対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第9847号農林水産事務次官依命通知）、水田等有効活用促進指導事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第9849号農林水産事務次官依命通知）、水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知）、耕畜連携水田活用対策事業実施要領（平成19年4月2日付け18生畜第2751号農林水産省生産局長通知）、水田等有効活用促進対策事業実施要領（平成21年4月1日付け20生産第9848号農林水産省生産局長通知）、水田等有効活用促進指導事業実施要領（平成21年4月1日付け20生産第9850号農林水産省生産局長通知）、〇〇〇地域水田農業推進協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

(備考)

幹事会を置かない場合は、第12条中「幹事会の承認を得た後、」を削る。

附 則

この規程は、平成〇年〇月〇日から施行する。

(備考)

地域水田農業推進協議会公印取扱規程の作成に当たっては、原則として上記によるものとするが、特段の事情等がある場合は、必要最低限の変更を行うこ

とができるものとする。

(別紙 1 1)

〇〇地域水田農業推進協議会内部監査実施規程

平成〇〇年〇月〇日制定

(趣旨)

第 1 条 〇〇地域水田農業推進協議会の業務及び資金管理に関する内部監査は、この内部監査実施規程により実施するものとする。

(監査員の指名)

第 2 条 内部監査を行う監査員は、複数名とし、会員の所属組織のうちから会長が指名する。

(内部監査の種類)

第 3 条 内部監査は、半期ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。

(内部監査実施計画の作成等)

第 4 条 監査員は、毎事業年度〇月末日までに内部監査責任者を 1 名定め、及び内部監査実施計画を作成し、会長に報告するものとする。

(内部監査結果の報告)

第 5 条 前条の内部監査責任者は、内部監査の終了ごとにその結果をとりまとめた内部監査報告書を作成し、会長に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた会長は、報告を受けた日以降最初の総会に報告するものとする。

3 第 1 項の内部監査報告書は、当該年度終了後〇年間保管するものとする。

(内部監査結果の不適合の是正)

第 6 条 第 4 条の内部監査責任者は、内部監査の結果、不適合が認められた場合は、是正のための指示書を作成し、会長に報告するとともに、被内部監査部門の責任者に指示するものとする。

2 前項の指示を受けた被内部監査部門の責任者は、指摘された不適合事項について速やかに是正措置を講ずるものとする。

3 被内部監査部門の責任者は、前項の是正措置が終了した場合には、速やかにその結果についての報告書を作成し、第 4 条の内部監査責任者に報告するものとする。

4 前項の報告を受けた第 4 条の内部監査責任者は、その内容を確認し会長に報告した上で、報告を受けた日以降最初の総会に報告するものとする。

5 第 1 項の指示書、第 3 項の報告書は、当該事業年度終了後〇年間保管するものとする。

(雑則)

第 7 条 水田農業構造改革対策実施要綱（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 生産第 799 号農林水産事務次官依命通知）、耕畜連携水田活用対策事業実施要綱（平成 19 年 4 月 2 日付け 18 生産第 2750 号農林水産事務次官依命通知）、水田等有効活用促進対策事業実施要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 生産第 9847 号農林水産

事務次官依命通知)、水田等有効活用促進指導事業実施要綱(平成21年4月1日付け20生産第9849号農林水産事務次官依命通知)、水田農業構造改革対策実施要領(平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知)、耕畜連携水田活用対策事業実施要領(平成19年4月2日付け18生畜第2751号農林水産省生産局長通知)、水田等有効活用促進対策事業実施要領(平成21年4月1日付け20生産第9848号農林水産省生産局長通知)、水田等有効活用促進指導事業実施要領(平成21年4月1日付け20生産第9850号農林水産省生産局長通知)、〇〇地域水田農業推進協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、内部監査に必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

(備考)

幹事会を置かない場合は、第7条中「幹事会の承認を得た後、」を削る。

附 則

この規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

(備考)

地域水田農業推進協議会内部監査実施規程の作成に当たっては、原則として上記によるものとするが、特段の事情等がある場合は、必要最小限の変更を行うことができるものとする。

(参考)

文書等の標準的な保存分類

都道府県水田農業推進協議会（以下「都道府県協議会」という。）及び地域水田農業推進協議会（以下「地域協議会」という。）の会長が定める文書等の標準的な保存分類等については、以下を参考に定めること。

1 「都道府県水田農業推進協議会会計処理規程」及び「地域水田農業推進協議会会計処理規程」

第9条関係（帳簿書類の保存、処分）

- (1) 予算及び決算書類 5年
- (2) 会計帳簿及び会計伝票 5年
- (3) 証ひょう 5年
- (4) その他の書類 3年

(注) 水田農業構造改革交付金等に係る収入及び収支に係る帳簿並びに証拠書類の保存期間については、水田農業構造改革交付金等交付要綱（平成16年4月1日付け15生産第8113号農林水産事務次官依命通達）に定めるところによる。

2 「都道府県水田農業推進協議会文書取扱規程」及び「地域水田農業推進協議会事務処理及び文書取扱規程」

① 第22条第1項関係（保存期間） （類別区分） （標準保存期間）

- 第1類 8年
- 第2類 5年
- 第3類 3年
- 第4類 1年

(注) 類別に区分し保存すべき文書の標準は以下のとおりとする。ただし、都道府県協議会又は地域協議会が必要と認めた場合は、上記の標準保存期間以上の保存期間を定めることができる。

② 第22条第3項関係（別に定める類別区分の標準）

類別	文書
第1類	・産地確立計画書及び事業実施状況報告書
第2類	・都道府県協議会規約及びその他の規程並びに都道府県協議会規約の変更に関する承認文書 ・地域協議会規約及びその他の規程並びに地域協議会規約の変更に関する承認文書 ・その他規約及び規程の変更に関する承認文書 ・総会又は幹事会に関する文書 ・予算又は決算に関する文書 ・役員に関する名簿及び文書 ・会員に関する名簿及び文書

	・協議会が行う事業に関する文書（水田農業構造改革交付金等交付要綱に定める交付金等に係る収入及び収支に係る帳簿並びに証拠書類を除く。） ・その他協議会が定める重要な文書
第 3 類	・都道府県協議会及び地域協議会の業務に関する文書 ・文書の収受又は発送に関する文書 ・その他協議会が第 1 類及び第 2 類に準じる文書として定める文書
第 4 類	第 1 類、第 2 類及び第 3 類以外の軽微な内容の文書

(別紙12)

地域水田農業推進協議会自らの活動に必要な経費及び集団等が行う研修、
会議等の開催に必要な経費の内訳

区 分	内 容
1 謝 金	地域水田農業推進協議会会員（市町村及び農業協同組合の役職員並びに農業委員会の委員を除く。）及び地域水田農業推進協議会会員以外の専門家、指導員等として依頼した者（以下「外部専門家等」という。）に対する謝金及び報償費 集団等が行う研修、会議等の講師等に対する謝金及び報償費
2 旅 費	地域水田農業推進協議会会員（事務局員を含む。）旅費及び外部専門家等に対する旅費 集団等が行う研修、会議等の講師等に対する旅費 協議会、集団等が開催する研修等の出席者に対する研修等旅費
3 事務等 経費	印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費、消耗品費（燃料費を含む（自動車燃料に限る。）。）、借料及び損料、会議費、備品費（1件につき50万円未満のものに限る。）、賃金、保険料、器具機械等の修繕料
4 委託費	地域水田農業推進協議会の推進活動の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費

(注) 区分の1については、研修・会議等の出席、助成金の交付要件確認等に伴うものであり、会議録、日誌等により、その活動内容が証明できるものに限る。

＜農業者記載欄の記入上の注意＞

- 1「本年産の水稲生産数量目標等」のうち、

(1)「生産数量目標」の欄には、生産調整方針作成者から通知された農業者別生産数量目標を記入してください。なお、個別農業者（法人を含む。以下同じ。）で生産調整方針を作成している生産調整方針作成者は、自ら決定した生産数量目標を記入して下さい。また、集落等に係る生産数量目標の通知にとどめ、方針参加農業者への通知を行わないこととされた集落等の方針参加農業者にあつては、当該方針参加農業者の間で必要な調整を行い、集落等の代表者から生産調整方針作成者に報告された農業者別生産数量目標を記入してください。

(2)記入する際の数量の単位は、kg単位で記入してください。

(3)「生産数量目標の面積換算値（A）」の欄には、生産調整方針作成者から通知された農業者別の面積換算値を記入してください。なお、個別農業者で生産調整方針を作成している生産調整方針作成者は、自ら決定した面積換算値を記入して下さい。また、集落等に係る生産数量目標の通知にとどめ、方針参加農業者への通知を省略することとされた集落等の方針参加農業者にあつては、集落等の代表者から生産調整方針作成者に報告された農業者別の面積換算値を記入してください。

(4)記入する際の面積の単位は、アール単位とし、0.1アール未満の端数がある場合は、四捨五入にて端数を整理した面積を記入してください。

- 2「参加する生産調整方針作成者名」の欄には、農業者が参加する生産調整方針作成者名を一つだけ必ず記入してください。なお、個別農業者で生産調整方針を作成している生産調整方針作成者は、自らの氏名（又は名称）を記入して下さい。また、個別農業者で生産調整方針を作成している生産調整方針作成者が、集荷円滑化対策の抛出等の事務を他の生産調整方針作成者によることとしている場合は、抛出等の事務を行う生産調整方針作成者名を併せて（ ）書きで記入してください。

（例）

参加する生産調整方針作成者名
〇〇生産法人（〇〇農業協同組合）

- 3取組内容の欄には、それぞれの取組の「有・無」を記入してください。
- 4地名地番の欄には、助成水田の確認のため、必ず記入してください。
- 5作期の欄には、年度内における水稲作付け及び水稲以外の作物作付け等の作付け順番毎に、「1」～「3」を下記のとおり記入してください。
- 〇水稲作付けがある場合
- 水稲作付けは「1」を、それ以降については、水稲以外の作物作付け等を年度内の早い順番から「2」、「3」と記入してください。
- 〇水稲作付けがない場合
- 年度内の作物作付け等の早い順番から「1」、「2」、「3」と記入してください。
- 6「水田等の番号」の欄には、水稲共済との整合性を図る観点から、耕地番号等の設定に当たっては水稲共済と一体的な番号を設定するとともに、新たに水田等の追加がある場合は最後に追加し、水田等がなくなった場合は番号の修正をせず欠番としてください。

- 7「水田等面積」の欄には、畦畔を含まない田本地面積を記入してください。
- 8「水稲作付面積（引受）又は水稲以外の作物作付け等面積」の欄には、耕地ごとの面積を、1㎡未満を切り捨てて記入してください。
- (注1)計の欄の上段には水稲作付けの面積の合計を、下段には水稲以外の作物作付け等の面積の合計を記入してください。
- (注2)有機栽培等を行うことにより、通常の栽培方法と比べて単収が減少する場合であっても、実際に水稲を作付けする面積を記入してください。
- 9「作物名等」の欄には、水稲作付けと水稲以外の作物作付け等の区別がされるように記入してください。

水稲作付けの場合は、生産調整の取組として取り扱う米穀のうち、ほ場を特定して取り組む「新規需要米」がある場合は、必ず記入してください。また、必要に応じて、「コシヒカリ」などの品種名も記入してください。

水稲以外の作物作付け等の場合は、麦・大豆・飼料作物等産地確立対策等の助成内容に即して必要な作物名及びその品種名を記入してください。

(注)かんしよ、ばれいしよについては、助成対象となるものがありますので、備考欄に品種名及び用途（例えば、高系14号、加工食品用等）を記入してください。

- 10地権者（権原を有する者）の欄には、地権者（権原を有する者）と交付金等の交付を受ける者が異なる場合に、そのほ場の地権者（権原を有する者）の氏名等を記載してください。

- 11「有機栽培等の基準単収・減収率」の欄には、有機栽培等の取組により、慣行栽培の単収と異なる単収として市町村が別に設定している単収を用いる場合は、有機栽培の場合は「1」、直播栽培の場合は「2」、〇〇栽培の場合は「3」、△△栽培の場合は「4」等市町村の示した減収を伴う有機・直播栽培等の配分基準単収に基づいて記入してください。

- 12「植栽造成年月」の欄には、地域段階において、交付金の交付期間を限定する場合は、植栽造成年月を記入してください。

- 13「転換畑該当年月」の欄には、転換畑について、その転換年月を記入してください。
- 14「新規開田年月」の欄には、昭和50年産の水稲収穫期後、新たに水稲の作付けが可能となった新規開田地について、その開田年月を記入してください。

- 15「産地確立対策助成内容」の欄の(1)～(4)には、当該助成内容に取り組み場合に、該当ほ場ごとに〇印を記入してください。

- 16「新需給調整システム定着交付金助成」の欄には、当該助成内容に取り組み場合には、該当ほ場ごとに〇印を記入してください。

- 17「稲作構造改革促進対策助成内容」のうち、「基本部分助成」の欄には、助成対象となる水田ごとに「基本部分を受給希望」の場合は「〇」、「担い手集積加算部分助成」の欄には、「担い手集積加算を受給希望（水田・畑作経営所得安定対策に加入する担い手に対し、翌年産から水田を集積）」の場合は「11」、「担い手集積加算部分を受給希望（水田・畑作経営所得安定対策に加入する担い手に対し、翌々年産から水田を集積する場合の1年目）」の場合は「21」、「担い手集積加算を受給希望（水田・畑作経営所得

安定対策に加入する担い手に対し、翌々年産から水田を集積する場合の「2年目）」の場合は「22」を記入してください。

また、「担い手集積加算に係る土地の集積予定先」の欄には、農業者氏名等を記入してください。

18 「耕畜連携水田活用対策助成」の欄には、助成対象となる飼料作物の該当ほ場ごとに、「団地化における飼料生産（2ha以上1団地）」の場合は「1」、「団地化における飼料作物生産（1ha以上2団地以上）」の場合は「2」、「稲発酵粗飼料用稲の生産」の場合は「3」、「わら専用稲の生産」の場合は「4」、「水田放牧の取組」の場合は「5」、資源循環（堆肥還元）の取組の場合は「6」を記入してください。

19 「備考」の欄には、地域段階で必要な記入項目を決めた場合に、記載してください。

20 集荷円滑化対策の抛出面積については、当該年度（年産）におけるほ場欄の水稲作付面積の合計から当該年度（年産）における生産調整の取組として取り扱う米穀（加工用米、新規需要米）に係る水稲作付けを行う面積を除く面積である「本年産の主食用等水稲作付面積（B）」となります。

(1) 「水稲共済突合基礎面積（新規開田地水稲作付け、青刈り稲、わら専用稲、WC S稲、援助米及び試験研究米を除く。）①」の欄には、ほ場欄の水稲作付面積の計から、新規開田地水稲作付面積、青刈り稲、わら専用稲、WC S稲、援助米及び試験研究米の作付面積を除く面積を記入してください。（注）この場合の新規開田地作付けとは、水稲共済引受除外となっている新規開田地（農作物共済引受要綱第4章第1節第3の1の規定により引受除外となっている新規開田地等）のことです。

(2) 「加工用米等の面積計②」の欄には、加工用米等の記載欄の「加工用米③」及び「新規需要米④」の生産予定面積を合計した面積を記入してください。

(3) 「本年産の主食用等水稲作付面積計」の欄には、水稲共済突合面積①から加工用米等の面積計②を差し引いたものに、水稲共済突合面積①に含まれない面積（新規開田地水稲作付面積等）を加えて記入してください。

21 数量助成関係の「作物名等」の欄には、具体的に作物名及び品種名を区分したい場合に、記入してください。

22 数量助成関係の「産地確立対策助成内容」の欄の「(5)～(7)」には、当該助成内容に取り組む場合に、該当項目ごとに○印を記入してください。

23 数量助成関係の「出荷予定数量又は契約数量」の欄には、助成水田において生産される数量を記入してください。

24 「助成水田における栽培面積」の欄には、助成水田の面積の合計を記入してください。

25 その他助成関係の「産地確立対策助成内容」欄の「(8)～(9)」には、地域協議会において決められた助成内容がある場合に、地域協議会の示した記入方法に基づいて記入してください。

26 助成金の振込先の欄には、助成金の振込先のデータを記入してください。

<協議会担当者確認・記載欄の記入上の注意>

1 確認・記載欄の記入上の注意

各項目の確認内容について○印を付けてください。なお、特に次の点には留意してください。

○「助成水田該当」 適：助成水田の要件を満たすもの

否：助成水田の要件を満たさないもの

○「使用収益権」 1：自作地 2：小作地 3：全作業等受託地

○「水田等の面積」 1：共済細目書 2：土地登記簿 3：固定資産評価台帳

4：実測 5：水田台帳等

○「作物等要件」 適：作物等の要件を満たすもの

※数量助成関係含む 否：作物等の要件を満たさないもの

○「地権者確認」 適：全作業委託等が確認できる場合

否：全作業委託等が確認できない場合

○「有機栽培等要件」 適：地域の定めた基準により実施することが確認できる場合

否：地域の定めた基準により実施することが確認できない場合

○「経過年数要件」 適：永年性作物等作付けについて、地域段階で定めた年数を経過していない場合

否：永年性作物等作付けについて、地域段階で定めた年数を経過している場合

○「転換畑該当要件」 適：転換畑であることが確認できる場合

否：転換畑であることが確認できない場合

○「産地確立対策助成要件(1)～(4)」

適：要件に適合することが確認できる場合

否：要件に適合することが確認できない場合

○「新需給調整システム定着助成要件」

適：要件に適合することが確認できる場合

否：要件に適合することが確認できない場合

○「稲作構造改革促進対策助成要件のうち基本部分助成要件」

適：水田・畑作経営所得安定対策の加入者ではないことが確認できる場合（ただし、水田・畑作経営所得安定対策に加入する集落営農の構成員（個人としては水田・畑作経営所得安定対策非加入）が集落営農に委託せず個人として自ら販売している水稲は適）

否：水田・畑作経営所得安定対策の加入者である場合

○「稲作構造改革促進対策助成要件のうち担い手集積加算部分助成要件」

適：水田・畑作経営所得安定対策に加入する担い手に水田を集積することが確認できる場合

否：水田・畑作経営所得安定対策に加入する担い手に水田を集積することが確認できない場合

○「耕畜連携水田活用対策助成要件」

適：要件に適合することが確認できる場合

否：要件に適合することが確認できない場合

○「産地確立対策数量助成要件(5)～(7)」

- 適：要件に適合することが確認できる場合

否：要件に適合することが確認できない場合
- 「産地確立対策その他助成要件(8)～(9)」
- 適：要件に適合することが確認できる場合

否：要件に適合することが確認できない場合

- 2 その他記載欄の記入上の注意
- (1) 「産地確立対策助成要件」の「団地化番号」と「集積番号」については、地域水田農業推進協議会において定められた助成要件に該当する場合においてのみ団地化番号及び集積番号を記入してください。

(2) 「耕畜連携水田活用対策助成要件」の「耕畜連携番号」については、助成要件に該当する場合のみ耕畜連携水田活用対策番号を記入してください。

(3) 「耕畜連携水田活用対策助成要件」の「団地化番号」については、助成要件に該当する場合においての団地化番号を記入してください。

(4) 「地域区分番号」は、次のアからカまでのうちの該当するものに○印を付けてください。

ア 当該水田等が市街化区域に属する場合であって、生産緑地に該当するか知事と協議して定めた区域に属する場合

イ 当該水田等が市街化区域に属する場合であって、ア以外の場合

ウ 当該水田等が市街化区域の区分が定められていない都市計画区域の用途地域内にある場合

エ 当該水田等が農用地区域に属する場合

オ 当該水田等が農村活性化土地利用構想等に係る転用予定地である場合

カ アからオまでのいずれにも該当しない場合

(5) 「出作地」の欄には、当該水田等が地区外にある場合にその所在地の市町村名、地区名、集落名を必要に応じて記入してください。

(6) 法人格を有しない団体（特定農業団体や特定農業団体以外の委託を受けて農作業を行う組織等）が計画書を作成する場合は、農業者氏名の欄には、団体名及び団体の代表者名を記入し、住所の欄には、団体の代表者の住所又は団体の事務所の住所を記入してください。

(7) 「産地確立対策助成内容」の欄の枠数については、地域協議会の使用の数に応じて枠の欄を増してください。
- 3 提出期限

(1) 水稻生産実施計画書及び水田農業構造改革交付金等営農計画書（兼確認野帳・助成金申請書）を、〇〇月〇〇日までに、原則として、自らが参加する生産調整方針作成者を経由して地域協議会に、個別農業者で生産調整方針を作成している生産調整方針作成者は地域協議会に直接提出してください。

(2) なお、計画書に変更がある場合には、水田農業構造改革交付金は〇〇月〇〇日まで、耕畜連携水田活用対策事業は〇〇月〇〇日までに、原則として、自らが参加する
- 生産調整方針作成者を経由して地域協議会に、個別農業者で生産調整方針を作成している生産調整方針作成者は地域協議会に申し出てください。
- ＜その他＞
- 農業者の水稻生産実施計画書及び水田農業構造改革交付金等営農計画書は、原則として水稻共済の引受けのための申告と同時に提出が行える様式としてください。
- なお、地域の実情に応じて、水稻生産実施計画書と水田農業構造改革交付金等営農計画書を別様式にすることも差し支えないものとします。
- また、水稻生産実施計画書及び水田農業構造改革交付金等営農計画書（兼確認野帳・助成金申請書）等については、助成金の交付事務及び米穀の生産調整の実施の確認並びに生産数量目標の配分事務に必要な範囲で、その中に含まれる個人情報を他の関係機関が利用することがあるため、当該個人情報を利用することについて、別紙内容を参考に、水稻生産実施計画書及び水田農業構造改革交付金等営農計画書（兼確認野帳・助成金申請書）にその旨記載するか、または、別途に承諾書を作成し、農業者から同意をとってください。
- (参考)
- 〇〇生産調整方針作成者の代表者

〇〇地域水田農業推進協議会長 殿
- 年 月 日
- 住 所
氏 名
印
- 水稻生産実施計画書及び水田農業構造改革交付金等営農計画書
(兼確認野帳・助成金申請書) の提出について
- 私は、別添のとおり、水稻生産実施計画書及び水田農業構造改革交付金等営農計画書（兼確認野帳・助成金申請書）を提出します。
- また、申請するにあたっては、下記の事項について承諾します。
- (※生産調整方針作成者へ提出する場合には、記の2以降の項目は必要に応じて適宜削除。)
- 記
1. 水稻生産実施計画書及び水田農業構造改革交付金等営農計画書（兼確認野帳・助成金申請書）の記載内容、緊急生産調整推進対策及び水田農業経営確立対策における実施計画書及び市町村が整備した水田台帳並びに助成金の助成要件を確認するために必要な証拠書類等に含まれる情報（以下「個人データ」と言う。）について、以下の必要な範囲において、他の関係機関が利用すること。

① 水田農業構造改革交付金、新需給調整システム定着交付金、稲作構造改革促進交付

金、集荷円滑化対策、耕畜連携水田活用対策、収入減少影響緩和交付金（以下「助成金」という。）の交付等に係る事務（※必要に応じて事業名を追加、削除する。）

② 地域協議会における米穀の生産調整の実施の確認に係る事務

③ 地域協議会調整方針作成者別の需要量に関する情報の算定、生産調整方針作成者が行う方針参加農業者別の生産数量目標の算定等の生産数量目標の配分事務

2. 個人データに第三者の情報が含まれており、私が貴殿に提出したことにより、その者が不利益を被った場合、私が責任を負い、貴協議会に責任が及ばないこととすること。

3. 貴協議会が産地確立計画書に定められた助成金の計算方法に従って助成金を計算すること。

4. 貴協議会が産地確立計画書に記載された助成要件を満たすことを確認するために必要な書類を求めに応じて提出すること。

5. 貴協議会が行った助成要件等の確認結果に基づき、私が提出した営農計画書の内容を訂正すること。

6. 助成金の交付を受けた後であっても、私が助成要件を満たさなかったことが明らかになった場合には、助成金の返還に応じること。

7. 米穀の生産調整の実施の確認の前提となる「水稻共済突合基礎面積」について、私の水稻共済引受面積と突合すること。

以上

番 号
年 月 日

〇〇農政局長

北海道農政事務所長 殿

内閣府沖縄総合事務局長

住 所

〇〇都道府県水田農業推進協議会
会長 【印】

〇〇都道府県水田農業推進協議会の承認申請について

水田農業構造改革対策実施要綱（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 生産第 7999 号農林水産事務次官依命通知）第 5 に定める水田農業構造改革交付金による取組を実施したいので、水田農業構造改革対策実施要領（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 生産第 8000 号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知）第 1 の 1 の（2）のイの規定に基づき、下記の関係書類を添えて承認を申請する。

記

- 別添 1 〇〇都道府県水田農業推進協議会会員名簿
- 別添 2 〇〇都道府県水田農業推進協議会規約
- 別添 3 〇〇都道府県水田農業推進協議会事務処理規程
- 別添 4 〇〇都道府県水田農業推進協議会会計処理規程
- 別添 5 〇〇都道府県水田農業推進協議会文書取扱規程
- 別添 6 〇〇都道府県水田農業推進協議会公印取扱規程
- 別添 7 〇〇都道府県水田農業推進協議会内部監査実施規程
- 別添 8 〇〇都道府県水田農業推進協議会事業計画書
- 別添 9 〇〇〇〇〇〇（〇〇都道府県水田農業推進協議会の〇〇対策の実施に係る手続に関する定め）

（注） 本要領第 1 の 1 の（2）のイのなお書きにより、都道府県水田農業推進協議会の〇〇対策の実施に係る手続に関する定めについて、別途承認を申請する場合には、本文中水田農業構造改革交付金による取組の部分当該対策名に代えるとともに、別添 1 から別添 8 までを省略し、別添 9 を当該手続に関する定め名称として申請すること。この場合については、当該手続に関する定めを添付すること。

番 号
年 月 日

〇〇農政局長
北海道農政事務所長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

住 所
〇〇都道府県水田農業推進協議会
会長 【印】

〇〇都道府県水田農業推進協議会規約の変更承認申請について

〇〇都道府県水田農業推進協議会規約を下記により変更したいので、水田農業構造改革対策実施要領（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 生産第 8000 号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知）第 1 の 1 の（2）のエの規定に基づき、関係書類を添えて承認を申請する。

記

- 1 〇〇都道府県水田農業推進協議会規約を変更する理由
 - 2 変更箇所（〇〇都道府県水田農業推進協議会規約新旧対照表）
- 添付書類
- 1 変更後の都道府県水田農業推進協議会規約案
 - 2 規約の変更を議決した総会の議事録の写し

番 号
年 月 日

〇〇農政局長
北海道農政事務所長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

住 所
〇〇都道府県水田農業推進協議会
会長 【印】

〇〇都道府県水田農業推進協議会規程の変更の届出について

〇〇都道府県水田農業推進協議会〇〇規程を下記により変更したので、水田農業構造改革対策実施要領(平成 16 年 4 月 1 日付け 15 生産第 8000 号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知)第 1 の 1 の (2) のオの規定に基づき、関係書類を添えて届出する。

記

- 1 変更した都道府県水田農業推進協議会規程の名称
- 2 変更箇所

添付書類 1 変更後の〇〇都道府県水田農業推進協議会〇〇規程
2 規程の変更を議決した総会の議事録の写し

番 号
年 月 日

〇〇都道府県水田農業推進協議会長 殿

住 所

〇〇〇地域水田農業推進協議会
会長 【印】

〇〇〇地域水田農業推進協議会の承認申請について

水田農業構造改革対策実施要綱（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 生産第 7999 号農林水産事務次官依命通知）第 5 に定める水田農業構造改革交付金による取組を実施したいので、水田農業構造改革対策実施要領（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 生産第 8000 号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知）第 1 の 2 の（2）のイの規定に基づき、下記の関係書類を添えて承認を申請する。

記

- 別添 1 〇〇〇地域水田農業推進協議会会員名簿
- 別添 2 〇〇〇地域水田農業推進協議会規約
- 別添 3 〇〇〇地域水田農業推進協議会会計処理規程
- 別添 4 〇〇〇地域水田農業推進協議会事務処理及び文書取扱規程
- 別添 5 〇〇〇地域水田農業推進協議会公印取扱規程
- 別添 6 〇〇〇地域水田農業推進協議会事業計画書
- 別添 7 〇〇〇地域水田農業推進協議会内部監査実施規程

番 号
年 月 日

〇〇〇地域水田農業推進協議会長 殿

住 所

〇〇都道府県水田農業推進協議会
会長 【印】

〇〇〇地域水田農業推進協議会の承認について

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇〇〇号をもって承認申請のあった〇〇〇地域水田農業推進協議会については、平成〇〇年〇月〇日付けをもって水田農業構造改革対策実施要領（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 生産第 8000 号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知）第 1 の 2 の（1）の要件を満たすものとして承認したので、同要領第 1 の 2 の（2）のウの規定に基づき通知する。

番 号
年 月 日

〇〇都道府県水田農業推進協議会長 殿

住 所

〇〇〇地域水田農業推進協議会
会長 【印】

〇〇〇地域水田農業推進協議会規約の変更承認申請について

〇〇〇地域水田農業推進協議会規約を下記により変更したいので、水田農業構造改革対策実施要領（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 生産第 8000 号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知）第 1 の 2 の（2）のエの規定に基づき、関係書類を添えて承認を申請する。

記

- 1 〇〇〇地域水田農業推進協議会規約を変更する理由
- 2 変更箇所（〇〇〇地域水田農業推進協議会規約新旧対照表）

添付書類 1 変更後の地域水田農業推進協議会規約案
2 規約の変更を議決した総会の議事録の写し

番 号
年 月 日

〇〇都道府県水田農業推進協議会長 殿

住 所

〇〇〇地域水田農業推進協議会
会長 【印】

〇〇〇地域水田農業推進協議会規程の変更の届出について

〇〇〇地域水田農業推進協議会〇〇規程を下記により変更したので、水田農業構造改革
対策実施要領（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 生産第 8000 号農林水産省総合食料局長、
生産局長及び経営局長通知）第 1 の 2 の（2）のオの規定に基づき、関係書類を添えて届
出する。

記

1 変更した〇〇〇地域水田農業推進協議会規程の名称

2 変更箇所

添付書類 1 変更後の地域水田農業推進協議会〇〇規程
2 規程の変更を議決した総会の議事録の写し

〇〇都道府県水田農業推進協議会長 殿

住 所
〇〇〇地域水田農業推進協議会
会長 【印】

平成〇〇年度〇〇〇地域水田農業ビジョン実施状況の点検見直し結果報告
書の提出について

水田農業構造改革対策実施要領（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 生産第 8000 号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知）第 4 の 1 の（1）の規定に基づき、地域水田農業ビジョンの実施状況の点検、見直し結果を取りまとめたので、下記のとおり提出する。

記

1 ビジョン達成状況の分析、取組の問題点の明確化

分析日（ 年 月 日～ 年 月 日）

分析メンバー ☐事務局 ☐市町村 ☐農協 ☐農業委員会 ☐農業共済組合

☐土地改良区 ☐担い手農家 ☐集落代表 ☐実需者 ☐消費者

☐その他（ ）

2 ビジョンに基づく取組（産地確立交付金の活用を含む）に関する集落や農業者等の意見聴取

☐アンケート調査を実施（ 年 月 日）

☐集落座談会（ か所）で聴取（ 年 月～ 年 月）

☐集落代表者からの聴取（ 年 月 日）

☐その他（ （ 年 月 日））

3 1 及び 2 を踏まえた次年度の対応方向とビジョン見直し案の検討

検討日（ 年 月 日～ 年 月 日）

検討メンバー ☐事務局 ☐市町村 ☐農協 ☐農業委員会 ☐農業共済組合

☐土地改良区 ☐担い手農家 ☐集落代表 ☐実需者 ☐消費者

☐その他（ ）

4 集落及び農業者等への見直し案の説明と意見聴取

☐既存の農業者の集まりを利用して説明等（ 年 月 日）

☐ビジョンの説明会を新たに開催して説明等（ 年 月 日）

☐集落の代表者など、リーダーを対象とした説明会を開催し説明等（ 年 月 日）

☐既存の P R 媒体を利用して配布し意見収集（ 年 月 日）

☐ビジョンについての新たな説明資料を配布し意見収集（ 年 月 日）

☐その他（ （ 年 月 日））

5 集落及び農業者等の意見等を踏まえた最終案の検討

検討日（ 年 月 日～ 年 月 日）

検討メンバー ☐事務局 ☐市町村 ☐農協 ☐農業委員会 ☐農業共済組合
☐土地改良区 ☐担い手農家 ☐集落代表 ☐実需者 ☐消費者
☐その他（ ）

6 地域協議会総会で承認

総会開催日（ 年 月 日）

7 集落及び農業者への周知

- ☐既存の農業者の集まりを利用して説明（ 年 月 日）
☐ビジョンの説明会を新たに開催して説明（ 年 月 日）
☐集落の代表者など、リーダーを対象とした説明会を開催し説明（ 年 月 日）
☐既存のPR媒体を利用して配布（ 年 月 日）
☐ビジョンについての新たな説明資料を配布（ 年 月 日）
☐その他（ （ 年 月 日））

8 ビジョンの見直しのポイント

- (1) 当該年度のビジョンの見直しの内容
(ビジョンの見直し箇所にアンダーライン)
(2) 上記の見直しの理由

(注) 該当□欄に、チェック（レ印）を記入すること。

番 号
年 月 日

〇〇農政局長
(〇〇農政事務所長経由) 殿
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

住 所
〇〇都道府県水田農業推進協議会
会長 【印】

平成〇〇年度〇〇都道府県水田農業ビジョン実施状況の点検見直し結果報告書の提出について

水田農業構造改革対策実施要領（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 生産第 8000 号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知）第 4 の 1 の（2）の規定に基づき、県内の地域水田農業ビジョンの実施状況の点検、見直し結果を下記のとおり取りまとめたので提出する。

記

I 地域協議会の取組状況

対象協議会数	
--------	--

1 ビジョン達成状況の分析、取組の問題点の明確化

	取組協議会数	分析メンバー（協議会数を入力）					
～ 9月		事務局		農業共済組合		実需者	
10月～12月		市町村		土地改良区		消費者	
1月～ 3月		農協		担い手農家		その他	
計		農業委員会		集落代表			

2 ビジョンに基づく取組（産地確立交付金を含む）に関する集落や農業者等の意見聴取方法

	取組協議会数	その他の主な方法
アンケート調査を実施		・ ・ ・ ・ ・
集落座談会等		
集落代表者からの聴取		
その他		
計（重複を除く）		

3 1 及び 2 を踏まえた次年度の取組方向とビジョン見直し案の検討

	取組協議会数	検討メンバー（協議会数を入力）					
～ 9月		事務局		農業共済組合		実需者	
10月～12月		市町村		土地改良区		消費者	
1月～ 3月		農協		担い手農家		その他	
計		農業委員会		集落代表			

4 集落及び農業者への見直し案の説明及び意見聴取方法

	取組協議会数	その他の主な方法
既存の農業者の集まりを利用		・
ビジョンの説明会を新たに開催		・
リーダー等を対象とした説明会を開催		・
既存のPR媒体を利用して配布		・
新たな説明資料を配布		・
その他		・
計（重複を除く）		・

5 集落及び農業者等の意見等を踏まえた最終案の検討

	取組協議会数	検討メンバー（協議会数を入力）					
～12月		事務局		農業共済組合		実需者	
1月～ 3月		市町村		土地改良区		消費者	
計		農協		担い手農家		その他	
		農業委員会		集落代表			

6 集落及び農業者への周知方法

	取組協議会数	その他の主な方法
既存の農業者の集まりを利用		・
ビジョンの説明会を新たに開催		・
リーダー等を対象とした説明会を開催		・
既存のPR媒体を利用して配布		・
新たな説明資料を配布		・
その他		・
計（重複を除く）		・

II Iを踏まえた都道府県協議会の今後の指導方針

番 号
年 月 日

〇〇都道府県水田農業推進協議会長 殿

住 所

〇〇〇地域水田農業推進協議会
会長 【印】

平成〇〇年度に係る水田農業構造改革交付金の減額報告について

水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知）第5の1の（2）のエの規定に基づき下記のとおり報告する。

記

1 水稲作付面積の超過度合いに応じた減額

(1) 水稲作付面積及び生産数量目標の面積換算値

（単位：a）

区分	水稲作付面積 (A)	生産数量目標の面積 換算値 (B)	差 引 (B) - (A)	備考
合計				

(2) 減額分の算定

$$\text{式：} \left[\begin{array}{c} (a) \\ \text{減額分 (円)} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} (b) \\ \text{配分額 (円)} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} (c) \\ \frac{\begin{array}{c} (a) \quad (a) \\ \text{水稲作付面積の計 - 生産数量目標の} \\ \text{面積換算値の計} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{生産数量目標の面積換算値の計} \\ (a) \end{array}} \end{array} \right]$$

（注）1 減額分の額は、(c)の値がマイナスの場合はゼロとし、1以上の場合は(b)と同額とすること。

2 式中配分額(b)について、要綱別紙1第4の2の(3)による減額がある場合は、減額後の額とする。

2 需要量に関する情報の不整合による減額

(1) 市町村段階における需要量に関する情報

① 需要量に関する情報

市町村名	都道府県から当該市町村への需要量に関する情報 (A)	当該市町村が情報提供した地域協議会別の需要量に関する情報の計 (B)	差 引 (A) - (B)	備考
合計				

- (注) 1 単位は、市町村が地域協議会に提供した需要量の情報の単位とすること。
 2 都道府県から当該市町村への需要量に関する情報の欄には、生産調整要領第2の2の(2)に定める市町村別の需要量に関する情報を記入すること。
 3 当該市町村が情報提供した地域協議会別の需要量に関する情報の計の欄には、生産調整要領第2の2の(2)に定める地域協議会別の需要量に関する情報を記入すること。

② 減額分の算定

$$\text{式：} \left[\begin{array}{c} (d) \\ \text{減額分} \\ (\text{円}) \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} (e) \\ \text{配分額} \\ (\text{円}) \end{array} \right] \times \frac{1}{2} \times \frac{\left[\begin{array}{c} \text{当該市町村が情報提供した地域協議会} \\ \text{別の需要量に関する情報の計(B)} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{都道府県から当該市町村への} \\ \text{需要量に関する情報(A)} \end{array} \right]}$$

- (注) 1 減額分の額は、差引の欄の値がマイナスの場合のみ算定するものとする。
 2 式中配分額(e)については、実施要領第5の1の(2)のイの(ア)のaによる減額があった場合は、減額後の額とする。
 3 複数の市町村が存在する場合は、該当する市町村ごとに減額分を算定し、それぞれの減額分を合計するものとする。なお、その場合に用いる配分額は、各市町村から地域協議会への需要量に関する情報により按分した額とする。

(2) 地域協議会段階における需要量に関する情報

① 需要量に関する情報

市町村から当該地域協議会への需要量に関する情報 (A)	当該地域協議会が情報提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報の計 (B)	差 引 (A) - (B)	備考

--	--	--	--

- (注) 1 単位は、地域協議会が認定方針作成者別に提供した需要量の情報の単位とすること。
- 2 市町村から当該地域協議会への需要量に関する情報の欄には、生産調整要領第2の2の(2)により、市町村長から情報提供を受けた地域協議会を区域とする地域別の需要量に関する地域協議会の情報を記入すること。
- 3 当該地域協議会が情報提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報の計の欄には、生産調整要領第2の2の(2)により算定し、認定方針作成者の代表者へ情報提供した合計数量を記入すること。

② 減額分の算定

$$\text{式：} \left[\begin{array}{c} (f) \\ \text{減額分} \\ (円) \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} (e) \\ \text{配分額} \\ (円) \end{array} \right] \times \frac{1}{2} \times \frac{\left[\begin{array}{c} \text{当該地域協議会が情報提供した} \\ \text{認定方針作成者別の需要量に関す} \\ \text{る情報の計} \\ (B) \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{市町村から当該地域協} \\ \text{議会への需要量に関す} \\ \text{る情報(A)} \end{array} \right]}$$

- (注) 1 減額分の額は、差引の欄の値がマイナスの場合のみ算定するものとする。
- 2 式中配分額(e)については、実施要領第5の1の(2)のイの(7)のa又はbによる減額があった場合は、減額後の額とする。

3 減額分の額

(単位：円)

	産地確立 交付金 （産地確 立事業）	稲作構造改革促進交付金						合計
		稲作構造 改革促進 事業	担い手集 積加算事 業	産地確立特別加算事業		小計		
				稲作構造改革 促進事業分	担い手集積加 算事業分			
水稲作付面 積の超過度 合いに応じ た減額(a)								
市町村段階 における需 要量に関す る情報の不 整合による 減額(d)								
地域協議会 段階におけ								

る需要量に 関する情報 の不整合に よる減額(f)								
合計								

事業区分毎の減額分の求め方

- (注) 1 合計の減額分を産地確立交付金及び稲作構造改革促進交付金に区分する場合は、配分額按分を基本とし、先に産地確立交付金分（円未満は四捨五入とする）を求め、それぞれの減額分を算定する。
- 2 さらに、稲作構造改革促進交付金の減額分を稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地確立特別加算事業に区分する場合は、配分額按分を基本とし、最初に稲作構造改革促進事業分（円未満は四捨五入とする）、次に担い手集積加算事業分（円未満は四捨五入とする）を求め、それぞれの減額分を算定する。
- 3 さらに、産地確立特別加算事業分の減額分を稲作構造改革促進事業由来分及び担い手集積加算事業由来分に区分する場合は、配分額按分を基本とし、先に稲作構造改革促進事業由来分（円未満は四捨五入とする）を求め、それぞれの減額分を算定する。

添付書類 1 の(1)の表のそれぞれの数値の内訳がわかる資料

- (注) 添付資料の提出は電磁的記録（磁気ディスク等電子的方式又は磁気的方式で作られた記録をいう。）によることができるものとする。

番 号
年 月 日

〇〇農政局長

(〇〇農政事務所長経由) 殿

北海道農政事務所長

内閣府沖縄総合事務局長

住 所

〇〇都道府県水田農業推進協議会
会長 【印】

平成〇〇年度に係る水田農業構造改革交付金の減額報告について

本協議会の区域内の地域水田農業推進協議会の減額分をとりまとめたので、水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知）第5の1の（2）のオの規定に基づき下記のとおり報告する。

記

1 水稲作付面積の超過度合いに応じた減額

(1) 地域水田農業推進協議会別超過面積

(単位：a、円)

地域協議会の名称	水稲作付面積 (A)	生産数量目標の面積換算値 (B)	差 引 (B) - (A)	備考
合 計				

(2) 減額分の額及び配分額

(単位：円)

協議会名称	配分額	減額分の額							減額後の配分額
		産地確立交付金(産地確立事業)	稲作構造改革促進交付金					合計	
			稲作構造改革促進交付金	担い手集積加算事業	産地確立特別加算事業		小計		
					稲作構造改革促進事業分	担い手集積加算事業分			

合計										
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(注) 配分額(減額分の額)については、要綱別紙1第4の2の(3)による減額があった場合は、減額後の額とする。

2 産地確立事業を実施しなかった地域協議会又は市町村分の減額 (単位:円)

地域協議会又は市町村	減額の理由	配分額(減額分の額)
合 計		

(注) 配分額(減額分の額)については、実施要領第5の1の(2)のイの(7)のaによる減額があった場合は、減額後の額とする。

3 需要量に関する情報の算定に応じた減額

(1) 都道府県段階における需要量に関する情報

① 需要量に関する情報

(単位:kg)

国から都道府県への需要量に関する情報 (A)	都道府県が通知した市町村別の需要量に関する情報の計 (B)	差 引 (A) - (B)	備考

- (注) 1 国から都道府県への需要量に関する情報の欄には、生産調整要領第2の2の(2)に定める都道府県別の需要量に関する情報を記入すること。
2 都道府県が通知した市町村別の需要量に関する情報の計の欄には、生産調整要領第2の2の(2)により算定し、市町村長へ通知した市町村別の需要量に関する情報の合計を記入すること。

② 減額分の算定

$$\text{式: } \left[\begin{array}{c} (a) \\ \text{減額分} \\ (\quad \text{円}) \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} (b) \\ \text{配分額} \\ (\quad \text{円}) \end{array} \right] \times \frac{1}{2} \times \frac{\left[\begin{array}{c} \text{都道府県が通知した市町村別の} \\ \text{需要量に関する情報の計} \\ (B) \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{国から都道府県への} \\ \text{需要量に関する} \\ \text{情報(A)} \end{array} \right]}$$

(注) 減額分の額は、差引の欄の値がマイナスの場合のみ算定するものとする。

(2) 市町村段階及び地域協議会段階における減額

① 市町村段階

(単位:円)

市町村名称	配分額	減額分の額							合計	減額後の配分額
		産地確立交付金(産地確立事業)	稲作構造改革促進交付金					小計		
			稲作構造改革促進事業	担い手集積加算事業	産地確立特別加算事業					
						稲作構造改革促進事業分	担い手集積加算事業分			
合計										

(注) 配分額は、実施要領第5の1の(2)のイの(7)のaによる減額がある場合は、減額後の額とする

② 地域協議会段階

(単位：円)

協議会名称	配分額	減額分の額							合計	減額後の配分額
		産地確立交付金(産地確立事業)	稲作構造改革促進交付金					小計		
			稲作構造改革促進事業	担い手集積加算事業	産地確立特別加算事業					
						稲作構造改革促進事業分	担い手集積加算事業分			
合計										

(注) 配分額は、実施要領第5の1の(2)のイの(7)のaによる減額がある場合は、減額後の額とする

4 1、2及び3の合計

(単位：円)

		水稲作付面積 の超過度合い に応じた減額	産地確立事業を 実施しなかった地 域協議会又は市町 村分の減額	需要量に関する情報の不整合による減額			合計
				都道府県段階	市町村段階	地域協議会段 階	
産地確立 交付金	地域協議会助成 事業分(産地確立 事業)						
	新需給調整シス テム定着交付金 事業分						
	小計						
稲作構造改 革促進交付金	地域協議会助成事業	稲作構造改革 促進事業					
		担い手集積加 算事業					
		産地確立					
		特別加算事業					
		稲作構造改革促進 事業分					
	小計	担い手集積加算事業分					
	流通改善対策促進事業						
	小計						
合計							

(注) 需要量に関する情報の不整合による減額(都道府県段階)

- 1 合計の減額分を産地確立交付金及び稲作構造改革促進交付金に区分する場合は、配分額按分を基本とし、先に産地確立交付金分(円未満は四捨五入とする)を求め、それぞれの減額分を算定する。
- 2 産地確立交付金の減額分を地域協議会助成事業分及び新需給調整システム定着交付金助成事業分に区分する場合は、配分額按分を基本とし、先に地域協議会助成事業分(円未満は四捨五入とする)を求め、それぞれの減額分を算定する。
- 3 稲作構造改革促進交付金の減額分を地域協議会助成事業分及び流通改善対策促進事業分に区分する場合は、配分額按分を基本とし、先に地域協議会助成事業分(円未満は四捨五入とする)を求め、それぞれの減額分を算定する。
- 4 さらに、地域協議会助成事業分の減額分を稲作構造改革促進事業分及び担い手集積加算事業分に区分する場合は、配分額案分を基本とし、先に稲作構造改革促進事業分(円未満は四捨五入とする)を求め、それぞれの減額分を算定する。

〇 〇 農 政 局 長

(〇〇農政事務所長経由)

北 海 道 農 政 事 務 所 長 殿

内閣府沖縄総合事務局長

住 所

〇〇都道府県水田農業推進協議会
会長 【印】

平成〇〇年度水田農業構造改革交付金の実施方針の承認申請について

水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知）第5の6の（1）のアの規定に基づき下記のとおりに承認を申請する。

記

1 地域協議会助成事業分のうち産地確立事業分と新需給調整システム定着交付金助成事業分の融通

(単位：円)

	新需給調整システム定着交付金 助成事業の前年度からの繰越	国からの 提示額	融通額	融通後 の額(a)
地域協議会助成事業分 のうち産地確立事業分			うち前年度分	うち前年度分
新需給調整システム 定着交付金助成事業分			うち前年度分	うち前年度分
うち前年度交付 留保分				
合 計				

(注) 「新需給調整システム定着交付金助成事業分」の融通額の欄には、「新需給調整システム定着交付金助成事業分」の前年度からの繰越額に国からの提示額を加算した額から、前年度交付留保分の繰越額を控除した金額の範囲内で記入すること。

2 水田農業構造改革交付金以外の収入

(単位：円)

区 分	地域協議会助成事業 に充てるもの(b)		新需給調整システム 定着交付金助成事業 に充てるもの(c)	合 計	備 考
	〇〇事業	〇〇事業			
合 計					

- (注) 1 前年度からの繰越がある場合は合算して記入し、備考欄にその旨記入すること。
 2 区分の欄には、「〇〇からの助成金」、「〇〇からの補助金」等の名称及び助成元を記入すること。
 3 地域協議会助成事業に充てるものの欄には、水田農業構造改革交付金以外の収入を地域協議会助成事業として実施する産地確立事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業又は産地確立特別加算事業の事業に充てる場合、その事業名を記載すること。

3 地域協議会助成事業分の交付金の地域水田農業推進協議会への配分方針

(1) 基本的な配分の考え方

- ① 産地確立事業
- ② 稲作構造改革促進事業
- ③ 担い手集積加算事業

(2) 具体的な配分の方法

- ① 産地確立事業
- ② 稲作構造改革促進事業
- ③ 担い手集積加算事業

(注) 稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業の財源は、後年度の配分についても対前年比率等で記述すること。なお、地域協議会ごとに異なる場合は、その考え方についても記述すること。

4 新需給調整システム定着交付金の活用方針

(1) 基本的な活用の考え方

ア 大幅な超過達成に関する使途

イ 地域振興作物に関する使途

〔(注) 麦及び大豆に活用する場合には、①担い手要件、②需要要件の設定についてそれぞれ具体的に記述すること〕

ウ その他意欲的な生産調整に関する使途

(2) 所要額が国からの交付額を上回る場合の調整方法（交付金以外の財源を充てる場合を含む。）

(3) 具体的な活用計画

ア 総括表

使途の区分 及び使途の名称	作目等区分	員数	単価	金額 (円)	うち国費 (円)	備考
① 大幅な超過達成に関する使途						
	うち前年度繰越分					
② 地域振興作物に関する使途						
	うち前年度繰越分					
③ その他意欲的な生産調整に関する使途						
	うち前年度繰越分					
	合 計					
	うち前年度繰越分					

(注) 1 ①から③までの使途の区分1つにつき複数の使途を設定する場合にあっては、枝番号を付けて各使途の区分の下にその名称を記入することとし、1つの使途のみ設定する場合にあっては、各使途の区分の下にその名称を記入すること。

2 員数の欄には、金額を算出する元となる面積、数量等の数値と単位を記入すること。

3 金額の欄には、前年度交付留保分からの活用額がある場合にあっては、その額を括弧書きで記入すること。

4 備考欄にはそれぞれの使途ごとにその積算内訳を記入すること。

5 前年度繰越分を活用する場合には、前年度の同じ使途と比べて、単価が上がっていないこと及びその必要性を精査すること。

イ 使途ごとの内容

使途の名称	
作物等区分	
具体的内容	
効果	
助成の要件	
確認方法	
助成水準 (助成額の算定方法)	
単価調整の方法	

- (注) 1 都道府県水田農業推進協議会が設定しようとする使途ごとに作成すること。
 2 具体的内容の欄には、どのような取組に対して助成金を活用するのかが明らかになるように、具体的に記入すること。
 3 効果の欄は、当該使途に助成金を活用した際に得られる効果が、地域条件に応じた生産調整への意欲的な取組の助長に寄与しているかどうかといった観点から記入すること。

5 稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業についての基準収入等の算出方法

(1) 基準収入の算出方法及び算出額

(2) 当年産収入の算出方法

6 需要量に関する情報

(単位：kg)

国からの都道府県への需要量に関する情報	都道府県が通知した市町村別の需要量に関する情報の計

- (注) 1 国から都道府県への需要量に関する情報の欄には、生産調整要領第2の2の(2)に定める都道府県別の需要量に関する情報を記入すること。
- 2 都道府県が通知した市町村別の需要量に関する情報の計の欄には、生産調整要領第2の2の(2)により算定し、市町村長へ通知した市町村別の需要量に関する情報の合計を記入すること。

7 水田農業構造改革対策における〇〇年度の見直し方針等

(1) 著しく高い助成単価を設定している地域協議会への指導方針

(2) 調整水田等不作付地に対する助成除外に係る地域協議会への指導方針

〈記入上の注意〉

- 1 地域協議会助成事業に都道府県、他の団体からの補助金等の水田農業構造改革交付金以外の収入を充てる場合には、3の(1)の基本的な配分の考え方及び3の(2)の具体的な配分方法にその旨記入すること。
- 2 新需給調整システム定着交付金助成事業に都道府県、他の団体からの補助金等の水田農業構造改革交付金以外の収入を充てる場合には、4の(1)基本的な活用の考え方及び4の(3)の所要額が国からの交付額を上回る場合の調整方法にその旨記入すること。
- 3 新需給調整システム定着交付金の活用方針は、本要領に定めるガイドライン及びガイドラインの細部運用に適合するかどうかの観点から記述すること。
- 4 著しく高い助成単価の指導方針については、助成を行っている当該作物について、県内他地域の助成単価や平均的な収益性等から勘案し、その助成単価が著しく高く設定されている地域協議会に対する指導方法等を具体的に記述すること。
- 5 調整水田等不作付地に対する助成除外については、調整水田等の不作付地に助成している地域協議会に対し、助成対象から除外するよう指導方法・方針等を具体的に記載すること。

なお、地域の生産調整の円滑な推進の観点からやむを得ないと認められる場合に限っては、地域協議会に対する交付額の範囲内において、平成23年度までに段階的に助成対象から除外することも可能。

番 号
年 月 日

〇〇農政局長
(〇〇農政事務所長経由) 殿
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

住 所
〇〇都道府県水田農業推進協議会
会長 【印】

〇〇都道府県水田農業推進協議会水田農業構造改革交付金業務方法書の変更)
承認申請について

〇〇都道府県水田農業推進協議会水田農業構造改革交付金業務方法書を別添のとおり作成したので、水田農業構造改革対策実施要領（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 生産第 8000 号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知）第 5 の 6 の（3）のアの規定に基づき承認を申請する。

添付書類 〇〇都道府県水田農業推進協議会水田農業構造改革交付金業務方法書

(注) 都道府県水田農業推進協議会の承認申請と同時に申請する場合については、別紙様式第 1 - 1 号による申請をもって代えることができる。

変更承認申請の場合については、以下のとおりとする。

〇〇都道府県水田農業推進協議会水田農業構造改革交付金業務方法書を下記により変更したいので、水田農業構造改革対策実施要領（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 生産第 8000 号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知）要領第 5 の 6 の（3）のエの規定に基づき、関係書類を添えて承認を申請する。

記

- 1 〇〇都道府県水田農業推進協議会水田農業構造改革交付金業務方法書を変更する理由
 - 2 変更箇所（〇〇都道府県水田農業推進協議会水田農業構造改革交付金業務方法書新旧対照表）
- 添付書類 変更後の都道府県水田農業推進協議会水田農業構造改革交付金業務方法書案

平成〇〇年度 水田農業構造改革交付金産地確立計画書

〇〇地域水田農業推進協議会

1 共通事項

(1) 本協議会の範囲

(2) 助成の対象となり得る水田等の確認方法

(3) 生産調整実施者の確認方法

(4) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法

(5) 同一年度内に、同一ほ場において複数の使途に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の使途の定められたそれぞれの要件のすべてを満たす場合における取扱い

(6) その他の共通事項

2 産地確立事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地確立特別加算事業

(1) 総括表

(単位：円)

					活 用 額								計 画 的 繰 越 額
			都道府県協 議会からの 配分額		産地確立事業		産地確立特別加算事業				稲作構造改 革促進 事業	担い手集 積加算事 業	
							稲作構造改 革促進事業 分		担い手集積 加算事業分				
			当該 年度 分	前年度繰 越分	当該 年度 分	前年度繰 越分	当該 年度 分	前年度繰 越分	当該 年度 分	前年度繰 越分			
産地確立交付金													
稲作構造 改革促進交 付金	前年度の 産地確立 (づくり) 特別加算 事業分	稲作構造 改革促進 事業分											
		担い手集 積加算事 業分											
	基本部分												
	担い手集積加算												
計													

- (注) 1 活用額の欄は、都道府県協議会からの配分額を基に、地域協議会の判断でそれぞれの事業に活用する額を記入すること。
- 2 「都道府県協議会からの配分額」の欄のうちの「基本部分」は都道府県協議会から配分された稲作構造改革促進事業の「一般部分と配慮分」の合計額を記入すること。
- 3 各項目における「当該年度分」には、平成18年度までの残余额を含む当該年度の配分額を記入すること。ただし、前年度繰越分を除く。
- 4 各項目における「前年度繰越分」には、前年度からの繰越額（活用残額）を記入すること。
- 5 計画的繰越額には、活用残額の未利用額、水田等有効活用促進対策における作付転換に係る額及び地域水田農業活性化緊急対策（平成20年2月6日付け19総食第966号）（以下「緊急対策」という。）からの切替額を記入すること。

(2) 使途ごとの活用計画

(単位：円)

[illegible]

(前年度繰越分の未使用額、 作付転換分及び別対策から の切替等の減額分)													
計													
米価下落等の補 てん (担い手集積加算)	(前 年度 分)												

- (注) 1 助成金の使途の名称の欄は、各使途ごとに記入すること。
- 2 米価下落等の補てん（担い手集積加算）の（前年度分）の欄は、当年度が2年かけて集積する際の2年目に該当する場合に、1年目の未払い分を記入すること。
- 3 活用額の欄は、各助成金の使途ごとの見込額を記入し、備考欄にその積算内訳を記入すること。
- 4 前年度繰越分を活用する場合には、前年度の同じ使途と比べて、単価が上がっていないこと及びその必要性を精査すること。
- 5 翌年度への計画的繰越額の欄には、活用残額の未利用額、水田等有効活用促進対策における作付転換に係る額及び緊急対策からの切替額を記入すること。

- (3) 産地確立事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地確立特別加算事業の内容等
- (7) 産地確立事業及び産地確立特別加算事業の各使途ごとの内容等

助成金の使途の名称	
使途の分類 (記号番号)	
具体的内容 [支出の項目]	
効 果	
助成要件 [支出の対象]	
確認方法	
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	
単価調整の方法	

- (注) 1 「(3)の(ア)産地確立事業及び産地確立特別加算事業の各使途ごとの内容等」については、各使途ごとに作成すること。
- 2 使途の分類の欄は、交付金の使途の範囲、助成種別、助成方法によって分類することとし、記入にあたっては、別表の区分に従い対応する記号番号（1つの助成金の使途の名称に複数の使途の分類の記号番号で区別される内容が含まれる場合は、原則として複数の記号番号）を記入すること。
- 3 具体的内容の欄は、どのような取組に対して助成金を活用するのかが明らかになるように、具体的に記入すること。（協議会自らの活動に要する費用か、農業者その他産地確立計画書において助成の対象となり得る者への助成に要する費用かを明確にすること。さらに、農業者その他産地確立計画書において助成の対象となり得る者への助成に要する費用の場合には、経費助成なのか、その他奨励的な助成なのかを明確にすること。）
- なお、産地確立特別加算事業は、助成金等の交付に関する事務に要する経費及び地域協議会の運営に係る経常的な経費を内容とする使途には活用できない。また、産地確立特別加算事業のうち担い手集積加算分からの活用は、産地確立事業の担い手への育成に資する使途に限定されていることに留意すること。
- 4 効果の欄は、当該使途の種類に活用した際に得られる効果が、
- (1) 地域水田農業ビジョンに掲げた目標の達成に寄与しているか
 - (2) 使途の分類の欄に記載する番号の内容に照らして適当かどうか
 - (3) 水田環境等の良好な保全に寄与しているかどうか
- といった観点から記入すること。
- また、使途の分類の欄に記載する番号が複数ある場合には、それぞれの内容に照らして適

当かどうか明確に記入すること。

5 地域協議会が自らの活動に要する費用については、助成要件の欄には対象となる経費の種類（別紙 1 2 の内容の欄に掲げる経費に分類したものをいう。）とその具体的な内容を記入すること。

6 [] は助成金等の交付に関する事務に要する経費及び地域協議会の運営に係る経常的な経費その他地域協議会が自ら行う活動に要する経費を記入する場合に読み替える項目名である。

7 前年度の取組に対して、今年度の地域協議会助成事業を活用して助成する場合は、「(2) 用途ごとの活用計画」及び「(3) 産地確立事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地確立加算特別事業の内容等」にその旨明記すること。

(イ) 稲作構造改革促進事業

助成金の使途の名称	
助成要件	
確認方法	
助成水準	
助成水準の補正方法	
基準収入及び当年産収入の算出方法	
補てん単価の算出方法 (補てん額の算出方法)	
補てん単価の調整方法	

(ウ) 担い手集積加算事業

助成金の使途の名称	
助成要件	
確認方法	
助成水準	
助成水準の補正方法	
基準収入及び当年産収入の算出方法	
補てん単価の算出方法 (補てん額の算出方法)	
補てん単価の調整方法	

(注) 「(イ) 稲作構造改革促進事業」及び「(ウ) 担い手集積加算事業」の「基準収入」及び「当年産収入」の算定方法の欄は、都道府県協議会が定める稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業についての基準収入及び当年産収入の算出において使用するデータ以外の客観的なデータを使用する場合は、そのデータの算出根拠がわかる資料を添付すること。

(エ) 翌年度への計画的繰越額

既存作物からの作付転換分	(面積×単価)
緊急対策からの切替分	(面積×単価)

前年度繰越額の活用残額	(前年度繰越額－活用予定額)
単価調整の方法	(実績において計画時の計画的繰越額を上回った場合、その不足分を他の使途から充当するために行う単価調整の方法等を記載)

(注) 1 面積は、当該年度の計画面積を記入。

2 既存作物からの作付転換分の欄の単価は、前年度の単価を記入。

3 緊急対策からの切替分の欄の単価は、当該事業の長期生産調整実施契約（5 か年契約）の場合は1万円又は6千円、非主食用米低コスト生産技術確立試験契約（3 か年契約）の場合は1.7万円、いずれかを記入。

4 単価調整の方法は、実績において計画時の計画的繰越額を上回った場合に、その不足分を他の使途から充当するために行う単価調整の方法（具体的な方法や単価調整を行う使途の順位等）を記入。

3 新需給調整システム定着交付金助成事業

(1) 総括表

使途の区分 及び使途の名称	作目等区分	員数	単価	金額 (円)	備考
1 大幅な超過達成 に関する使途 2 地域振興作物に 関する使途 3 その他意欲的 な生産調整に関す る使途					
	合 計				

(注) 1 員数の欄には、金額を算出する元となる面積、数量等の数値と単位を記入すること。

2 金額の欄には、前年度交付留保分からの活用額がある場合にあっては、その額を括弧書きで記入すること。

(2) 使途ごとの内容

使途の名称	
作物等区分	
具体的内容	
効果	
助成の要件	
確認方法	
助成水準 (助成額の算定方法)	
単価調整の方法	

〈記入上の注意〉

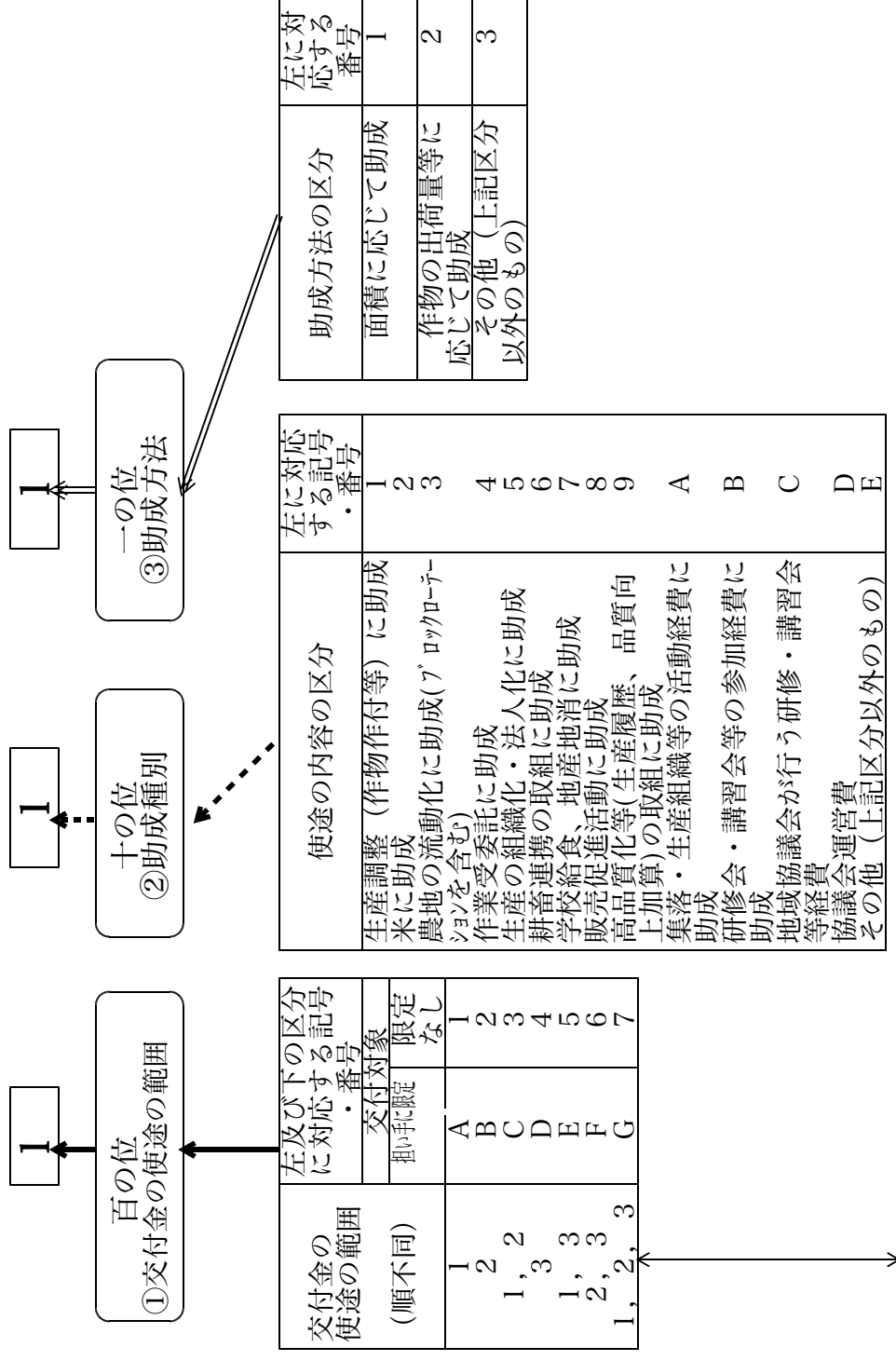
- 「(1) 総括表」の「1 大幅な超過達成に関する使途」及び「3 その他意欲的な生産調整に関する使途」の区分及び使途の名称の欄の記入については、都道府県協議会が定める新需給調整システム定着交付金の活用方針の具体的な活用計画の使途の区分1つにつき、原則としてそれぞれ1つまで選択できる。
- 「(1) 総括表」の活用の区分の「2 地域振興作物に関する使途」を選択する場合において、作物等区分の欄の記入については、都道府県協議会が定める作物等区分から選択すること。また、複数設定した場合は、枝番号をつけて区分すること。
- 新需給調整システム定着交付金助成事業の使途に係るガイドラインの細部運用に定めるところにより、旧市町村ごと、旧地域協議会ごと又は営農条件の異なる区域ごとに地域特例作物を複数選択した場合は、作物等区分の欄には作物名とともに、旧市町村、旧地域協議会又は区域の範囲を記入すること。
- 新需給調整システム定着交付金助成事業の使途に係るガイドラインの細部運用に定めるところにより、旧市町村ごと、旧地域協議会ごと又は営農条件の異なる区域ごとにその他意欲的な生産調整の取組の使途を複数設定した場合は、活用の区分の欄に枝番号を付けて区分するとともに、旧市町村、旧地域協議会又は区域の範囲を記入すること。

- 5 「(2) 使途ごとの内容」は、「(1) 総括表」の使途の名称ごとに作成するものとし、都道府県協議会が定める新需給調整システム定着交付金の活用方針の具体的な活用計画を参照しつつ、どのような取組に対して助成金を活用するのかが明らかになるように、具体的に記入すること。
- 6 効果の欄は、当該使途に助成金を活用した際に得られる効果が、当該地域協議会（3の場合は旧市町村、旧地域協議会又は区域ごとに）における生産調整への意欲的な取組の助長にどのように寄与しているかといった観点から記入すること。

別表

交付金の使途の分類

交付金の使途の分類は、3桁の数字とローマ字で構成



交付金の使途の範囲

- 1：米の生産調整の推進に資するもの
2：水田を活用した産地確立の推進に資するもの
3：水田農業の構造改革の推進に資するもの

4 需要量に関する情報

(1) 市町村から地域協議会への需要量に関する情報の提供

(単位：〇〇〇)

都道府県から市町村への需要量に関する情報	市町村が情報提供した地域協議会別の需要量に関する情報の計
合 計	

- (注) 1 単位は、市町村が地域協議会に提供した需要量の情報の単位とすること。
 2 都道府県から市町村への需要量に関する情報の欄には、生産調整要領第2の2の(2)に定める市町村別の需要量に関する情報を記入すること。
 3 市町村が情報提供した地域協議会別の需要量に関する情報の計の欄には、生産調整要領第2の2の(2)に定める地域協議会別の需要量に関する情報を記入すること。

(2) 地域協議会から認定方針作成者への需要量に関する情報の提供

(単位：〇〇〇)

市町村から地域協議会への需要量に関する情報	地域協議会が情報提供した認定方針作者別の需要量に関する情報の計

- (注) 1 単位は、地域協議会が認定方針作成者別に提供した需要量の情報の単位とすること。
 2 市町村から地域協議会への需要量に関する情報の欄には、生産調整要領第2の2の(2)により、市町村長から情報提供を受けた地域協議会別の需要量に関する情報を記入すること。
 3 地域協議会が情報提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報の計の欄には、生産調整要領第2の2の(2)により算定し、認定方針作成者の代表者へ情報提供した合計数量を記入すること。

番 号
年 月 日

〇〇都道府県水田農業推進協議会長 殿

住 所

〇〇〇地域水田農業推進協議会
会長 【印】

平成〇〇年度水田農業構造改革交付金産地確立計画の承認申請について

平成〇〇年度水田農業構造改革交付金産地確立計画を作成したので、水田農業構造改革
対策実施要領（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 生産第 8000 号農林水産省総合食料局長、
生産局長及び経営局長通知）第 5 の 6 の（5）の ア の規定に基づき、別添のとおり〇〇〇
地域水田農業ビジョンを添えて承認を申請する。

- 添付書類 1 平成〇〇年度水田農業構造改革交付金産地確立計画書
2 〇〇〇地域水田農業ビジョン

番 号
年 月 日

〇〇農政局長

(〇〇農政事務所長経由) 殿
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

住 所

〇〇都道府県水田農業推進協議会
会長 【印】

平成〇〇年度水田農業構造改革交付金産地確立計画の協議について

平成〇〇年度水田農業構造改革交付金産地確立計画について、本協議会の区域の地域水田農業推進協議会から下記のとおり提出があったので、水田農業構造改革対策実施要領(平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知)第5の6の(5)のイの規定に基づき下記のとおり協議する。

記

番号	地域協議会の 名称	会長の氏名(所属する 組織の名称・職名)	関係市町村名	産地確立計画の 内容	備考
				別紙のとおり	

(注) 1 地域協議会の構成市町村が変更になった協議会から新たに申請があった場合には、備考欄にその旨記入すること。

2 産地確立計画の内容は、各地域水田農業推進協議会から提出された産地確立計画を添付すること。

番 号
年 月 日

〇〇〇地域水田農業推進協議会長 殿

住 所

〇〇都道府県水田農業推進協議会
会長 【印】

平成〇〇年度水田農業構造改革交付金産地確立計画の承認について

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇〇〇号をもって承認申請のあった平成〇〇年度水田農業構造改革交付金産地確立計画については、平成〇〇年〇月〇日をもって承認されたので、水田農業構造改革対策実施要領（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 生産第 8000 号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知）第 5 の 6 の（5）のウの規定に基づき通知する。

番 号
年 月 日

〇〇農政局長

(〇〇農政事務所長経由) 殿
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

住 所

〇〇都道府県水田農業推進協議会
会長 【印】

平成〇〇年度水田農業構造改革交付金の流通改善対策促進事業の在庫数量申
請書について

- 1 認定方針作成者又は都道府県団体から申請のあった在庫数量の合計
(単位：トン)

(A)

- 2 在庫数量の上限枠 (単位：トン)

支援対象米穀の生産年に認定方 針作成者であった者が保有する 販売未契約米穀を合算した数量 (B)	支援対象米穀の生産年に生 じた豊作による過剰米のう ち区分保管されなかった数 量 (C)	申請できる在庫数量の 上限 (D) = (B) - (C)

(注) 支援対象米穀の生産年に集荷円滑化対策が発動された都道府県は記入すること。

- 3 都道府県協議会として申請する在庫数量
(単位：トン)

(A)

番 号
年 月 日

〇〇都道府県水田農業推進協議会長 殿

住 所
〇〇〇地域水田農業推進協議会
会長 【印】

平成〇〇年度産地確立事業、産地確立特別加算事業、稲作構造改革促進事業、
担い手集積加算事業及び新需給調整システム定着交付金助成事業の実施状況
報告書の提出について

平成〇〇年度産地確立事業、産地確立特別加算事業、稲作構造改革促進事業、担い手集
積加算事業及び新需給調整システム定着交付金助成事業の実施状況報告書について下記の
とおり作成したので、水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産
第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知）第5の9の（1）の
規定に基づき提出する。

記

1 産地確立事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地確立特別加算事
業

（単位：円、円/10a）

使途の名称	使途の 分類 (記号 番号)	交付額						補てん 単価	備考
		県協議会か らの助成金 のうち国費 以外	うち国費	うち 産地確立 事業	うち 産地確立特別加算事業				
					基本部分か らの活用	担い手集積 加算からの 活用			
小計									
米価下落等の補てん (基本部分)									
米価下落 等の補てん (担い手 集積加算)	当年度分 (前年 度分)								
小計									

- (注) 1 備考欄には、
- ① 産地確立計画に準じて助成金の使途ごとに内訳を記入すること。なお、内訳に作成にあたっては、毎年度定める明細によるものとする。
 - ② 米価下落等の補てん（担い手集積加算）の（前年度分）の欄には、当年度が2年かけて集積する際の2年目に該当する場合に、1年目の未払い分を記入すること。
- 2 使途の分類の欄は、交付金の使途の範囲、助成種別、助成方法によって分類するものとし、記入にあたっては、産地確立計画書に準じて、区分に対応する記号番号を記入すること。
- 3 電算機等による処理等による場合は、内容の変更を伴わない限り必要に応じて様式を変更できるものとし、都道府県協議会への提出は電磁的記録（磁気ディスク等電子的方式又は磁気的方式で作られた記録をいう。）によることができるものとする。

2 新需給調整システム定着交付金助成事業

使途の区分 及び使途の名称	作目等区分	員数	単価	金額 (円)	県協議会からの助成金のうち国費以外 (円)		備考
					うち国費 (円)	うち国費以外 (円)	
1 大幅な超過達成に関する使途							
2 地域振興作物に関する使途							
3 その他意欲的な生産調整に関する使途							
	合 計						

- (注) 1 金額の欄には、前年度交付留保分からの活用額がある場合にあっては、その額を括弧書きで記入すること。
- 2 電算機等による処理等による場合には、内容の変更を伴わない限り必要に応じて様式を変更できるものとし、都道府県協議会への提出は電磁的記録（磁気ディスク等電子的方式又は磁気的方式で作られた記録をいう。）によることができるものとする。

番 号
年 月 日

〇〇農政局長
(〇〇農政事務所長経由) 殿
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

住 所

〇〇都道府県水田農業推進協議会
会長 【印】

平成〇〇年度産地確立事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業、
産地確立特別加算事業、新需給調整システム定着交付金助成事業及び流通改
善対策促進事業の実施状況報告総括表の提出について

平成〇〇年度の産地確立事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業、産地確立
特別加算事業、新需給調整システム定着交付金助成事業及び流通改善対策促進事業の実施
状況について、本協議会の区域の地域水田農業推進協議会からの報告を下記のとおりと
まとめたので、水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第80
00号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知）第5の9の（2）の規定に
基づき下記のとおり提出する。

記

1 産地確立事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地確立特別加算事
業

(単位：円、円/10a)

地域協議会の名称	使途の名称	使途の分類 (記号番号)	交付額						補てん単価	備考
			県協議会からの助成金のうち国費以外	うち国費	うち産地確立事業	うち産地確立特別加算事業				
						基本部分からの活用	担い手集積加算からの活用			
〇〇〇地域協議会	〇〇〇〇〇〇									
	〇〇〇〇〇〇									
	〇〇〇〇〇〇									
	小計									

	米価下落等の補てん (基本部分)								
	米価下落等の補てん (担い手集積加算)	当年度分 (前年度分)							
	小計								
○ ○ ○ 地域協議会	○○○ ○○○ ○○○								
	小計								
	米価下落等の補てん (基本部分)								
	米価下落等の補てん (担い手集積加算)	当年度分 (前年度分)							
	小計								
合計									
	小計								
	米価下落等の補てん (基本部分)								
	米価下落等の補てん (担い手集積加算)	当年度分 (前年度分)							
	小計								

- (注) 1 別添として毎年度定める明細を添付すること。
 2 米価下落等の補てん(担い手集積加算)の(前年度分)の備考欄には、当年度が2年かけて集積する際の2年目に該当する場合に、1年目の未払い分を記入すること。
 3 電算機等による処理等による場合には、内容の変更を伴わない限り必要に応じて様式を変更できるものとし、明細の提出は電磁的記録(磁気ディスク等電子的方式又は磁気的方式で作られた記録をいう。)によることができるものとする。

2 新需給調整システム定着交付金助成事業

地域協 議会の 名称	使途の名称	作目等 区分	員数	単価	金額 (円)	県協議会からの 助成金のうち 国費以外 (円)	うち 国費 (円)	備考
〇〇〇 地域協 議会	1 大幅な超過達成 に関する使途							
	2 地域振興作物の に関する使途							
	3 その他意欲的 な生産調整に關 する使途							
〇〇〇 地域協 議会	1 ……							
	2 ……							
	3 ……							
合 計	1 ……							
	2 ……							
	3 ……							

- (注) 1 別添として毎年度別に定める明細を添付すること。
 2 金額の欄には、前年度交付留保分からの活用額がある場合にあっては、その額を括弧書きで記入すること。
 3 算機等による処理等による場合には、内容の変更を伴わない限り必要に応じて様式を変更できるものとし、明細の提出は電磁的記録（磁気ディスク等電子的方式又は磁気的方式で作られた記録をいう。）によることができるものとする。

3 流通改善対策促進事業

(単位：円)

認定方針作成者又は 都道府県団体の名称	交付額	県協議会からの 助成金のうち国 費以外	うち国費	備考
合計				

- (注) 電算機等による処理等による場合には、内容の変更を伴わない限り必要に応じて様式を変更できるものとし、明細の提出は電磁的記録（磁気ディスク等電子的方式又は磁気的方式で作られた記録をいう。）によることができるものとする。

番 号
年 月 日

〇〇農政局長
(〇〇農政事務所長経由) 殿
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

住 所
〇〇都道府県水田農業推進協議会
会長 【印】

平成〇〇年度水田農業構造改革交付金の資金管理状況報告書の提出について

平成〇〇年度水田農業構造改革交付金の資金管理状況報告書を下記のとおり作成したので、水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知）第5の9の（3）の規定に基づき、関係書類を添えて提出する。

記

平成〇〇年度水田農業構造改革交付金の資金管理状況報告書

〇〇都道府県水田農業推進協議会

I 産地確立交付金

1 資金収支管理概要

収 入	支 出
1 資金受入（当該年資金造成額）	1 助成金交付
①産地確立交付金勘定： 円	①産地確立交付金勘定： 円
②新需給調整システム定着交付金助成事業勘定： 円	・当該年度分 円
③〇〇〇勘定： 円	・前年度繰越分 円
	②新需給調整システム定着交付金助成事業勘定： 円
	・当該年度分 円
	・前年度繰越分（「2 前年度交付留保分交付」を除く） 円
	③〇〇〇勘定： 円
2 前年度繰越	2 前年度交付留保分交付
①産地確立（づくり）交付金勘定： 円	新需給調整システム定着交付金助成事業勘定： 円
②新需給調整システム定着交付金助成事業勘定： 円	
③〇〇〇勘定： 円	
3 前年度繰越（交付留保分）	3 国等への返還：
新需給調整システム定着交付金助成事業勘定： 円	①産地確立（づくり）交付金勘定： 円
	・当該年度分 円
	・前年度繰越分 円
	②〇〇〇勘定： 円
4 資金利息	4 水田農業構造改革対策の推進に必要な経費への充当
①産地確立交付金勘定： 円	〇〇〇勘定： 円
②新需給調整システム定着交付金助成事業勘定： 円	

③〇〇〇勘定：	円	5 次期繰越	
		①産地確立（づくり）交付金勘定：	円
		・当該年度分	円
		・前年度繰越分	円
		②新需給調整システム定着交付金助成事業勘定：	円
		・当該年度分	円
		・前年度繰越分	円
		③〇〇〇勘定：	円
		④産地確立（づくり）交付金勘定利息：	円
		⑤新需給調整システム定着交付金助成事業勘定：	円
		⑥〇〇〇勘定利息：	円
		6 次期繰越（本年度交付留保分）	
		新需給調整システム定着交付金助成事業勘定：	円
5 合計：	円	7 合計：	円

(注) 1 支出の欄の「国等への返還」の①は、実施要綱別紙 1 第 4 の 2 の産地確立交付金の減額のうち、国からの産地確立交付金を受領した後の減額分等である。

2 支出の欄の「4 水田農業構造改革対策の推進に必要な経費への充当」は、〇〇〇勘定の資金利息を当該年度において充当した場合に記載すること。

3 預金利息を翌年度に繰り越す場合は、支出の欄の「5 次期繰越」の項目勘定名と金額を記載すること。

2 資金収入の明細

(1) 資金受入	① = A + B + C	円
産地確立交付金勘定	A = a + b + c	円
国からの産地確立事業分の提示額	a = a' + a''	円
当該年度当初交付予定額	a'	円
過年度の残余额	a''	円
新需給調整システム定着交付金助成事業分からの融通	b	円
産地確立事業分の減額	c	円
国からの当該年度交付額	A' = a' + b + c	円
新需給調整システム定着交付金助成事業勘定	B = d + e + f	円
国からの新需給調整システム定着交付金助成事業分の提示額	d	円
産地確立事業分からの融通	e	円
新需給調整システム定着交付金助成事業分の減額	f	円
〇〇〇勘定	C = g + h	円
〇〇〇勘定	g	円
〇〇〇勘定	h	円
(2) 前年度繰越	② = D + E + F	円
産地確立（づくり）交付金勘定	D = i + j + k	円
前年度繰越分	i	円
新需給調整システム定着交付金助成勘からの融通	j	円
会計年度終了後の返納金	k	円
新需給調整システム定着交付金助成事業勘定	E = l + m + n + o	円
前年度繰越分	l	円
前年度繰越額のうち交付留保分	m	円

産地確立（づくり）交付金からの融通	n	円
会計年度終了後の返納金	o	円
〇〇〇勘定	$F = p + q$	円
〇〇〇勘定	p	円
〇〇〇勘定	q	円
(3) 資金利息	③ = $r + s + t$	円
産地確立（づくり）交付金勘定	r	円
新需給調整システム定着交付金助成事業勘定	s	円
〇〇〇勘定	t	円

(注) 1 都道府県段階において別途に資金造成する場合には、〇〇〇勘定を設けて記入すること。

2 $c \cdot f$ は、実施要綱別紙1第4の2の産地確立交付金の減額のうち、国からの産地確立交付金を受領する前の減額分である。

3 A' がマイナスの額となった場合は、その額を国に返還すること。

II 稲作構造改革促進交付金

1 資金収支管理概要

収 入	支 出
1 資金受入（当該年資金造成額）	1 助成金交付
①稲作構造改革促進交付金勘定： 円	①稲作構造改革促進交付金勘定： 円
②〇〇〇勘定： 円	うち産地確立（づくり）特別加算事業分： 円
	・当該年度分
	（うち稲作構造改革促進加算事業分： 円）
	（うち担い手集積加算事業分： 円）
	・前年度繰越分
	（うち稲作構造改革促進加算事業分： 円）
	（うち担い手集積加算事業分： 円）
	②〇〇〇勘定： 円
2 前年度繰越	2 国等への返還：
①稲作構造改革促進交付金勘定： 円	①稲作構造改革促進交付金勘定： 円
②〇〇〇勘定： 円	②〇〇〇勘定： 円
3 資金利息	3 次期繰越
①稲作構造改革促進交付金勘定： 円	①稲作構造改革促進交付金勘定： 円
	うち産地確立（づくり）特別加算事業分： 円
	・当該年度分
	（うち稲作構造改革促進加算事業分： 円）
	（うち担い手集積加算事業分： 円）
	・前年度繰越分
	（うち稲作構造改革促進加算事業分： 円）
	（うち担い手集積加算事業分： 円）

②〇〇〇勘定：	②〇〇〇勘定：	円
	③稲作構造改革促進交付金利息：	円
	④〇〇〇勘定利息：	円
4 合計：	4 合計：	円

(注) 対策期間終了後の返還予定額については、「3 次期繰越」の欄に記入すること。

2 資金収入の明細

(1) 資金受入		① = A + B + C + D	円
稲作構造改革促進交付金勘定		A = a + b + c	円
国からの提示額	稲作構造改革促進事業	a	円
	担い手集積加算事業	b	円
	流通改善対策促進事業	c	円
稲作構造改革促進事業分の減額		B	円
〇〇〇勘定		C = d + e	円
〇〇〇勘定		d	円
〇〇〇勘定		e	円
(2) 前年度繰越		② = D + E	円
稲作構造改革促進交付金勘定		D = f + g + h + i	円
稲作構造改革促進事業		f	円
担い手集積加算事業		g	円
産地確立（づくり）特別加算事業		h	円
うち担い手集積加算事業分からの融通		h'	円
流通改善対策促進事業		i	円
〇〇〇勘定		E = j + k	円
〇〇〇勘定		j	円
〇〇〇勘定		k	円
(3) 資金利息		③ = F + G	円
稲作構造改革促進交付金勘定		F	円
〇〇〇勘定		G	円

(注) 都道府県段階において別途に資金造成する場合には、〇〇〇勘定を設けて記入すること。

3 地域協議会助成事業分の地域協議会ごとの収支明細

(単位：円)

地域 協議	区 分	収 入	支 出		繰 越	備考
		うち	うち	うち産地確	うち産地確立（づ	

会名			①	減額 ②	③	返還	立（づくり）特 別加算		①-②-③	くり）特別加算事 業分		
							稲作構 造改革 促進事 業分	担い手 集積加 算事業 分		稲作構造 改革促進 事業分	担い手集 積加算事 業分	
	産地確立 交付金	当該 年度 造成 分										
		前年 度繰 越分										
	稲作構造 改革促進 交付金	当該 年度 造成 分										
		前年 度繰 越分										

添付書類 都道府県協議会の資金の出入りが明確となるもの(出納管理簿写し等)